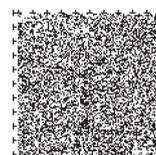


土浦市障害者計画・第4期土浦市障害福祉計画

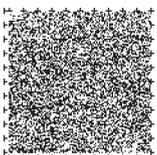


平成 27 年 3 月

土 浦 市



本計画書には、各ページの角に音声コード（SPコード）が印刷されています。音声コードを専用装置にかざすと、そのページに記載されている内容を音声で聞くことができます。（字数が多いページや図表は読み取れないため、適宜要約しています。）



はじめに

本市では、「土浦市障害者計画」と「土浦市障害福祉計画」に基づき、『ともに生きる うるおいのある まちをめざして』の基本理念のもと、関係団体・事業者をはじめとする多くの皆様と協力して、様々な障害者福祉施策を実施しているところです。

この間、わが国においては、「障害者権利条約」の批准、そのために「障害者総合支援法」等を整備し、障害のある方もない方も、共に安心していきいきと暮らせる社会づくり、地域づくりへの取り組みが積極的に進められております。

このような中、新しい時代の流れに的確に対応し、より充実した施策を総合的かつ計画的に推進するため、両計画を一体的に見直しいたしました。

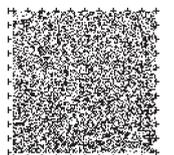
本計画は、これまでの基本理念を発展的に踏襲し、「障害により添うまちづくり」、「権利擁護と安心・安全の確保」、「一人ひとりの主体性の尊重」、「切れ目のない総合的な支援」を目指すものであります。そして、策定に当りましては、市民アンケートや障害者団体へのヒアリングを実施するとともに、様々な立場の人々が参加する策定委員会、庁内研究会、自立支援協議会を開催し、それぞれの意見を大切に、課題の整理と施策の検討を行ってまいりました。

今後も引き続き、市民の皆様との協働を基本に、本計画に基づく諸施策の推進に取り組む、障害のある方もない方も、一人ひとりを大切に、ともに支え合あって、誰もが安心・安全で希望を持って暮らせるまちの実現を目指してまいりますので、より一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、検討・協議にご尽力いただきました土浦市障害者計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民並びに関係者の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

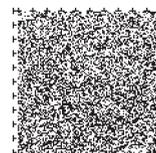
土浦市長 中川 清



目次

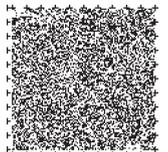
第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の性格と位置づけ	4
3	計画期間	4
4	計画の対象	5
5	計画の策定体制と市民意見の反映	5
第2章	本市の現状	
1	障害者の現状	8
2	アンケート調査結果概要	13
3	ヒアリング調査結果概要	20
4	第3期障害福祉計画の進捗状況	24
5	計画策定に向けた課題	30
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	34
2	計画の基本的視点	35
3	計画の基本目標	37
4	計画の体系	39
第4章	施策の展開（障害者計画部分）	
	【個別施策の体系】	42
	基本目標1 あたたかな安心できるまちづくり	45
	基本目標2 どの子もいきいきと育つまちづくり	59
	基本目標3 就労や多様な社会参加の促進	67
	基本目標4 総合的な福祉サービスの提供	73
第5章	障害福祉サービス等の見込（障害福祉計画部分）	
1	障害者数の推計	88
2	サービス確保の方針	90
3	成果目標	91
4	サービス量等の見込（活動指標）	93
第6章	計画の推進	
1	計画の推進体制	106
2	計画の進行管理	107
資料編		
1	アンケート調査結果等	110
2	策定関係資料	121
3	用語解説	129

(注)本文中で文字の右肩に*印のある用語の意味は、P.129からの「用語解説」で解説しています。
*印は、はじめて出てきた場合にのみ付けています。



第 1 章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

昭和 56 (1981) 年の「完全参加」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、障害者福祉は大きく変化しました。国では、平成 5 (1993) 年 3 月に「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、同年 12 月には「障害者基本法*」が施行されました。以後も、平成 15 (2003) 年の「措置制度*」から契約に基づく「支援費制度」への移行、平成 16 (2004) 年の「障害者基本法」の改正と「発達障害者支援法*」の成立、平成 18 (2006) 年の「障害者自立支援法」の施行など、障害者をめぐる環境はめまぐるしく変化を続けてきました。

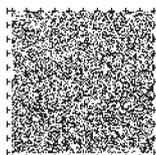
近年では、国際連合の「障害者権利条約」の批准*に向けて法制度の整備が進められました。平成 23 (2011) 年には「障害者基本法」が改正され、平成 24 (2012) 年には「障害者総合支援法*」、平成 25 (2013) 年には「障害者差別解消法*」が成立し、「障害者雇用促進法*」が改正されました。これら法の整備を受け、平成 25 (2013) 年 12 月 4 日に国会で「障害者権利条約」の締結が承認され、平成 26 (2014) 年 1 月 20 日に国連より批准書が寄託されました。

県では平成 24 (2012) 年に『『ノーマライゼーション*』と『完全参加』』を基本理念とする「新しいばらき障害者プラン」が策定され、平成 26 (2014) 年には「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が制定されています。

本市においても、平成 22 (2010) 年に「土浦市障害者計画」を、平成 24 (2012) 年にはその実施計画に当たる「土浦市障害福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も「ともに生きるうるおいのあるまちをめざして」取り組んできました。

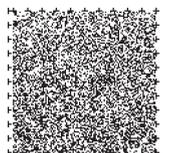
「土浦市障害者計画」及び「土浦市障害福祉計画」は、障害者福祉や社会経済情勢の変化を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人も障害のない人も同じように、いきいきと暮らしていける社会の構築をめざし、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

昨今の法制度の変化に加え、「土浦市障害者計画」は東日本大震災*後初めての見直しとなります。以上のような背景を踏まえ、社会情勢の変化とともに多様化するニーズに対応することのできる計画とするため、「土浦市障害者計画」及び「土浦市障害福祉計画」を一体性のある計画として策定することとしました。



■最近の主な関連法制度・計画の動き

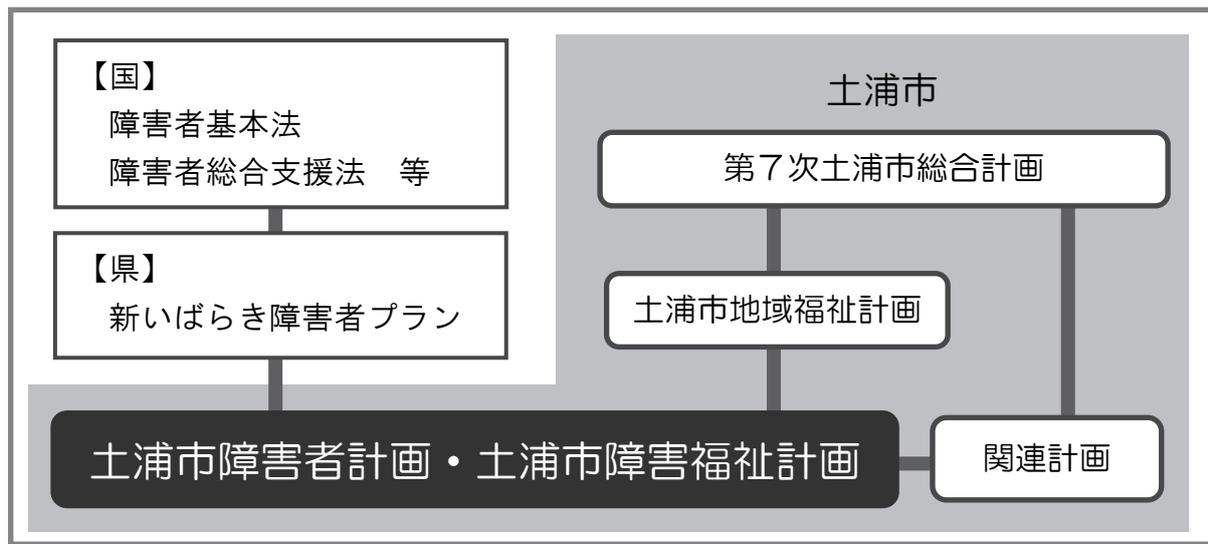
時期	法律・計画名等	主な内容
平成 19 年 9 月	障害者権利条約 （障害者の権利に関する条約）に署名 【平成 26 年 1 月批准】	障害者の人権や基本的自由の享有の確保、障害者の固有の尊厳の尊重を促進する。障害者の権利を実現するための措置等を規定など。
平成 22 年 3 月	土浦市障害者計画 の成立【計画期間：平成 22 年度～32 年度】※障害者基本法に基づく計画	「ともに生きるうらおいのあるまちをめざして」を基本理念に、地域との協働*、総合的な福祉サービスの提供、自立生活の支援の視点に基づき 7 つの基本目標を設定。
平成 23 年 8 月	障害者基本法の一部を改正する法律 の施行	障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障害者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障害者の保護等を追加など。
平成 24 年 3 月	新しいばらき障害者プラン の成立【計画期間：平成 24 年度～29 年度】	「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に、ひとりひとりが尊重される社会、質の高い保健・医療・福祉の充実、快適に暮らせる社会をめざす。
平成 24 年 3 月	土浦市障害福祉計画 （第 3 期）の成立【計画期間：平成 24 年度～26 年度】※障害者自立支援法に基づく計画	土浦市障害者計画の基本理念に基づき、在宅障害者へのサービスの充実、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の充実の 4 つの基本目標を設定。
平成 24 年 4 月	児童福祉法* の改正	障害児支援の強化として児童福祉法を基本とした身近な地域での支援の充実、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の創設など。
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法* （障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行	障害者虐待とその類型等を定義。虐待*を受けた障害者の保護、養護者に対する支援の措置など。
平成 25 年 3 月	第 2 次土浦市地域福祉計画 の成立【計画期間：平成 25 年度～29 年度】	「あたたかいふれあいのあるまちづくり」を基本理念に、安心して暮らせるまちづくり、人を育てるまちづくり、参加と協働によるまちづくりへのチャレンジを推進。
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行【一部平成 26 年 4 月施行】 ※障害者自立支援法からの移行	「法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会*を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁*の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念に、障害者の範囲の拡大、障害支援区分*の創設、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加など。
平成 25 年 4 月	障害者優先調達推進法* （国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行	国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図るなど。
平成 25 年 6 月	障害者差別解消法 （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の成立 【平成 28 年 4 月施行】	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関、民間事業者等における措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進するなど。
平成 25 年 9 月	国の 障害者基本計画 の成立 【対象期間：平成 25 年度～29 年度】	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調を基本原則に障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。



2 計画の性格と位置づけ

「土浦市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当し、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、「土浦市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条において策定が定められた「市町村障害福祉計画」に相当し、「土浦市障害者計画」の実施計画として位置づけています。

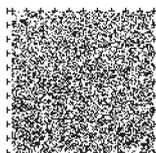
策定にあたっては、本市の「第7次土浦市総合計画」を基本とし、国や県の計画に則したものとするとともに、「土浦市地域福祉計画」など、本市の各計画との整合を図ります。



3 計画期間

「土浦市障害者計画（後期計画）」の期間は平成27（2015）年度から平成32（2020）年度までの6年間とし、「土浦市障害福祉計画（第4期）」の期間は平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間としますが、社会情勢の変化等により必要に応じて、見直し等を行うこととします。

平成（年度）	24	25	26	27	28	29	30	31	32
土浦市障害者計画	前期計画 (平成22年度～26年度)			後期計画					
			見直し						見直し
土浦市障害福祉計画	第3期			第4期			第5期		
			見直し		見直し				見直し



4 計画の対象

平成23年8月に改正された障害者基本法では、「障害者」の定義を、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害*を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と見直し、その定義を広くして、明確化しました。

そのため、本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害*、難病*等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

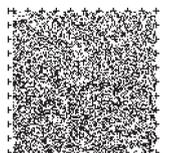
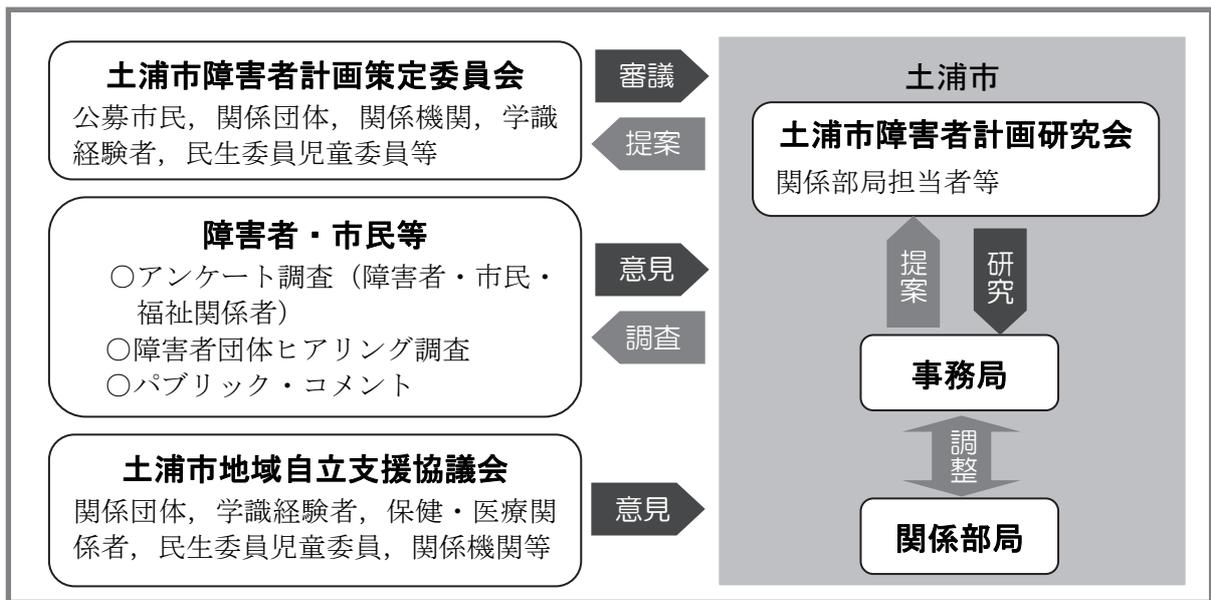
5 計画の策定体制と市民意見の反映

計画の策定にあたっては、公募市民、障害者団体及び関係機関等の役職員、学識経験者、民生委員児童委員等により構成する「土浦市障害者計画策定委員会」において、計画内容などについて検討・審議を行い、庁内においても、関係部局から選出した委員により構成する「土浦市障害者計画研究会」を設置し、計画に係る諸課題についての調査・研究、具体的施策等の検討や関係部局間の調整などを行いました。

なお、障害福祉計画については、「土浦市地域自立支援協議会*」に意見を求めました。

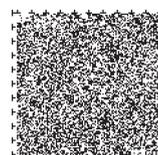
平成26年6～7月にはアンケート調査（障害者・市民・福祉関係者）、同7月には障害者団体ヒアリング調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

また、市民の意見を広く募って計画に反映させるため、パブリック・コメント*を実施しました。



第 2 章

本市の現状

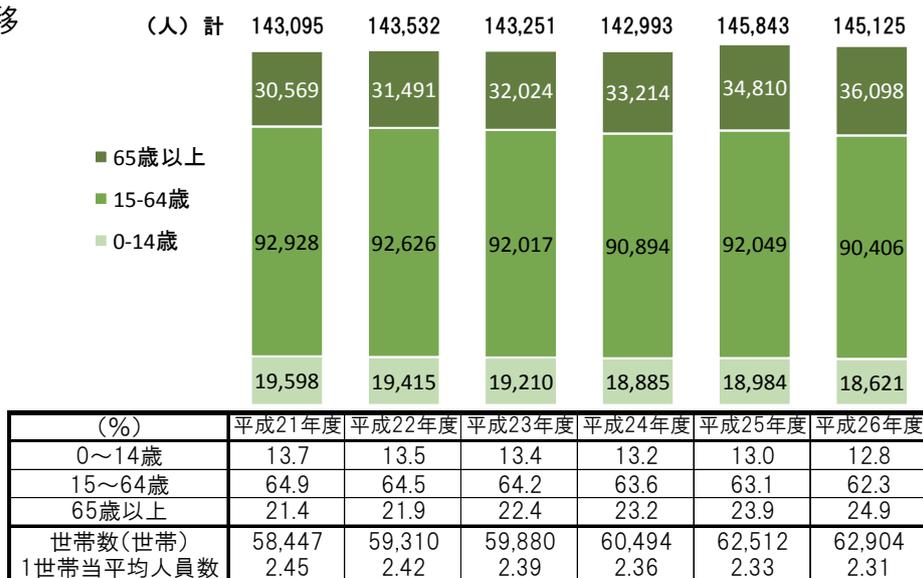


1 障害者の現状

(1) 土浦市の人口等の推移と見通し

- 本市の総人口は、なだらかに増加を続けてきましたが、少子高齢化の進行とともに今後は人口が減少していく見通しにあります。
- 世帯数の増加に伴って1世帯当たりの平均人員数の減少が進んでいます。人口の高齢化と相まって、家庭や地域を支える力が減退していくことが危惧されます。

■人口等の推移

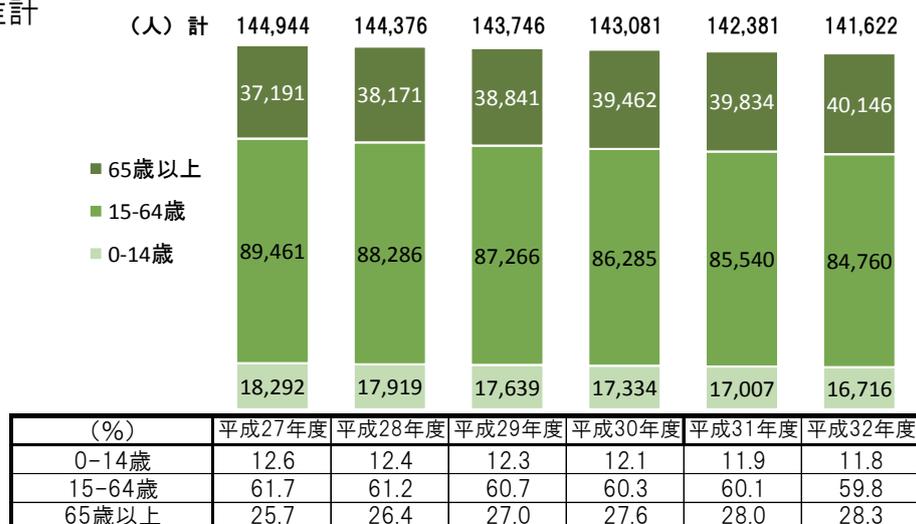


(注) 構成比は、小数点以下2位を四捨五入しているため、和が100.0になりません(以下同様)。

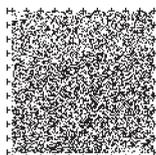
資料:住民基本台帳(各年4月1日)平成25年からは外国人登録者数も含む。

外国人数は、H25:3,352人、H26:3,310人。

■将来人口の推計



資料:住民基本台帳を基準としたコーホート変化率法により土浦市が算出



(2) 土浦市の障害者の状況

- 本市で障害者手帳を持っている人の数は、平成26年4月1日現在5,668人で、市の総人口の4.0%となっています。
- 各障害者手帳所持者数は年々増加してきています。特に65歳以上の人が全体の半数以上、身体障害者では66.2%を占めており、高齢者人口の増加とともに今後とも増加していくことが見通されます。
- 障害別には、自立支援医療*（精神通院）受給者（手帳所持者との重複あり）も含め、特に精神障害のある人の増加が目立ちます。

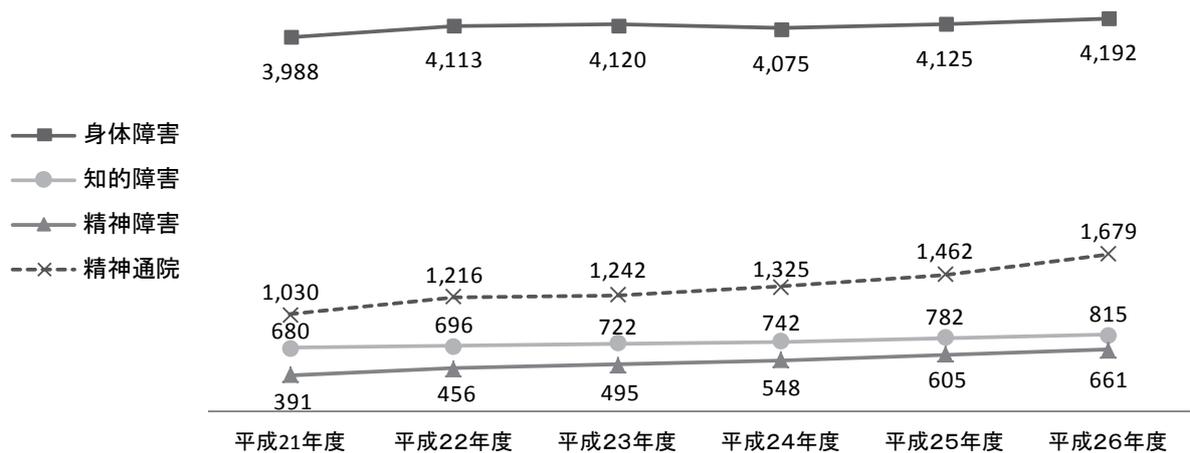
■障害者手帳所持者数（平成26年4月1日）

区分	単位	総数	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	総人口比(%)
身体障害	人数(人)	4,192	97	1,319	2,776	3.0
	比率(%)	100.0	2.3	31.5	66.2	
知的障害	人数(人)	815	210	562	43	0.6
	比率(%)	100.0	25.8	69.0	5.3	
精神障害	人数(人)	661	7	557	97	0.5
	比率(%)	100.0	1.1	84.3	14.7	
合計	人数(人)	5,668	314	2,438	2,916	4.0
	比率(%)	100.0	5.5	43.0	51.4	

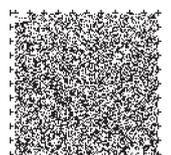
資料:土浦市(総人口は市内常住人口:142,094人)

■障害者手帳所持者数等の推移（各年4月1日）

(単位:人)



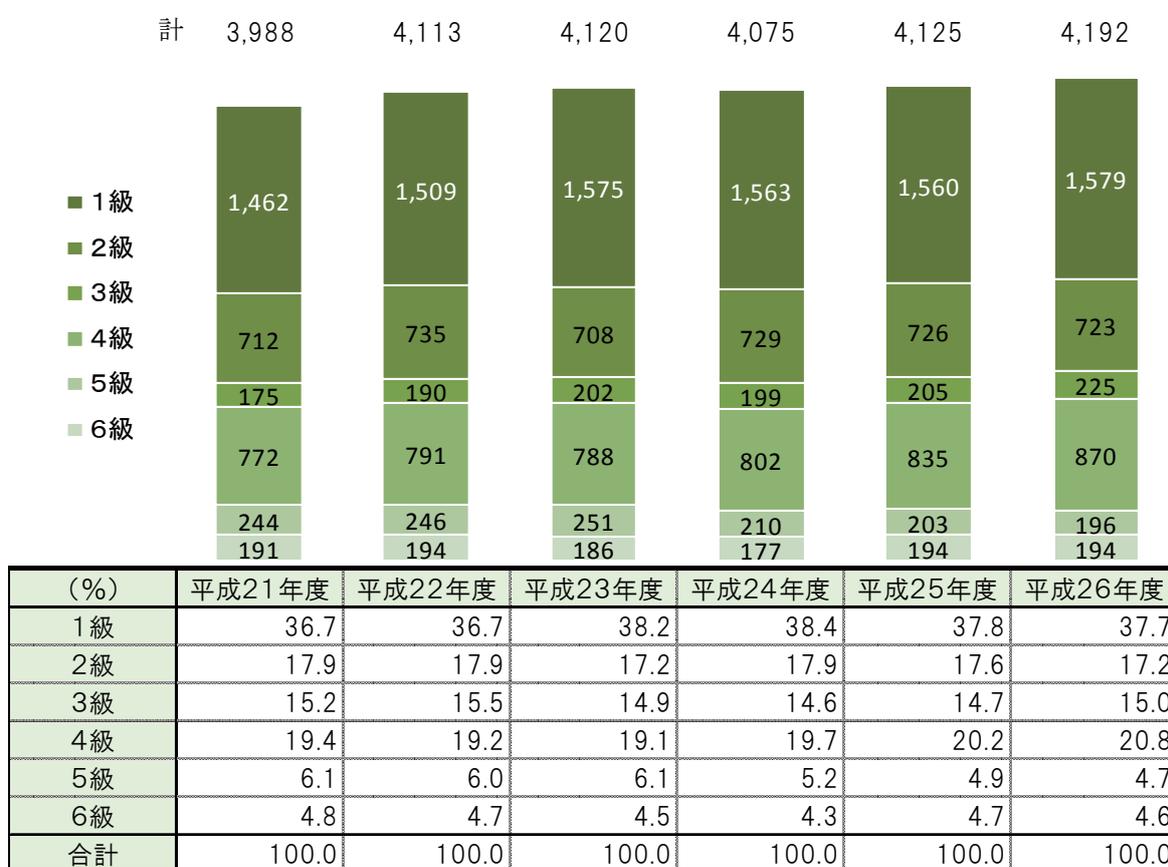
資料:土浦市(身体障害=身体障害者手帳所持者, 知的障害=療育手帳所持者, 精神障害=精神障害者保健福祉手帳所持者, 精神通院=自立支援医療(精神通院)受給者)



① 身体障害者の状況

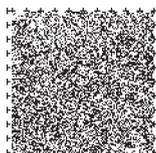
- 身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在、4,192人となっており、平成21年度の3,988人から約5%の増となっています。
- 種類別には、肢体不自由、内部障害の順で多く、等級別には、1・2級の重度障害者が2,302人と半数以上を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別・各年4月1日）（単位：人）



■身体障害者手帳所持者数（種類・等級別・平成26年4月1日）（単位：人）

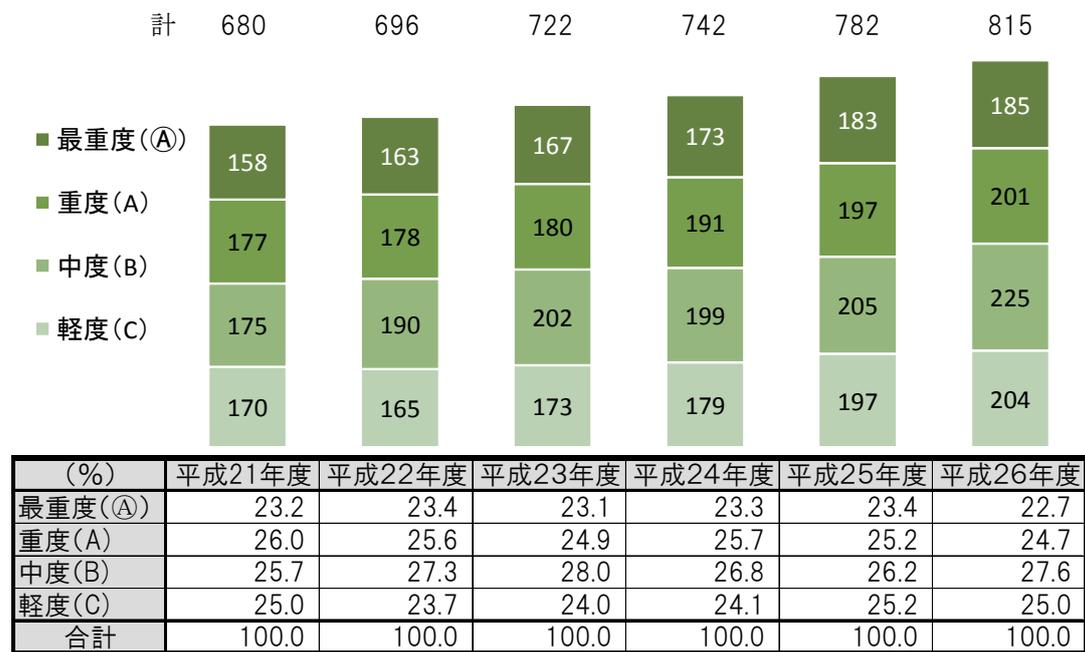
(人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	123	92	26	11	31	19	302
聴覚障害	6	88	37	93	1	102	327
音声言語障害	1	4	25	12	0	0	42
肢体不自由	493	527	400	494	164	73	2,151
内部障害	956	12	142	260	0	0	1,370
合計	1,579	723	630	870	196	194	4,192



② 知的障害者の状況

- 知的障害者（療育手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在、815人となっており、平成21年度の680人から約20%の増となっています。
- 程度別には、最重度から軽度の4段階とも20%台の分布となっています。年齢別には、18歳以上が605人と全体の74.2%（平成21年度は69.9%）となっています。

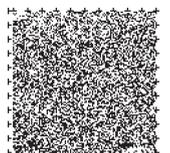
■療育手帳所持者数の推移（程度別・各年4月1日） (単位:人)



■療育手帳所持者数の推移（年齢別・各年4月1日）

(単位:人)

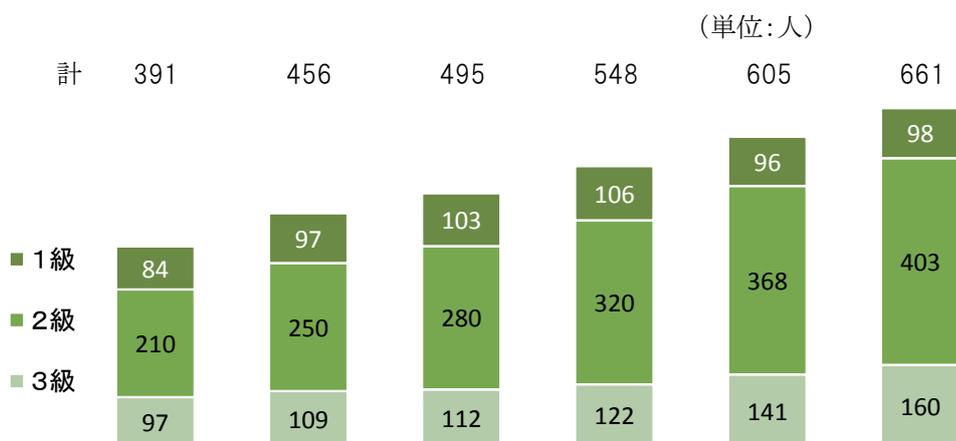
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満	205	195	201	195	204	210
18歳以上	475	501	521	547	578	605
合計	680	696	722	742	782	815



③ 精神障害者の状況

- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、平成26年4月1日現在、661人となっており、平成21年度の391人から約70%の増となっています。
- 自立支援医療（精神通院）受給者は、1,679人と、平成21年度の1,030人から60%以上増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別・各年4月1日）

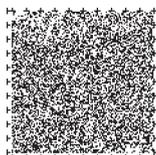


(%)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	21.5	21.3	20.8	19.3	15.9	14.8
2級	53.7	54.8	56.6	58.4	60.8	61.0
3級	24.8	23.9	22.6	22.3	23.3	24.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年4月1日）

(単位:人)

(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給者数	1,030	1,216	1,242	1,325	1,462	1,679



2 アンケート調査結果概要

■調査の概要（平成26年6月下旬～7月下旬，配付・回収とも郵送法で実施）

区分	配付数	有効回収数	有効回収率	対象
障害者	5,373 票	2,805 票	52.2%	障害者手帳所持者及び障害福祉サービス受給者（平成26年6月1日現在）
一般市民	2,000 票	766 票	38.3%	住民基本台帳で20歳以上の人の中から無作為抽出（平成26年6月1日現在）
福祉関係者	200 票	119 票	59.5%	

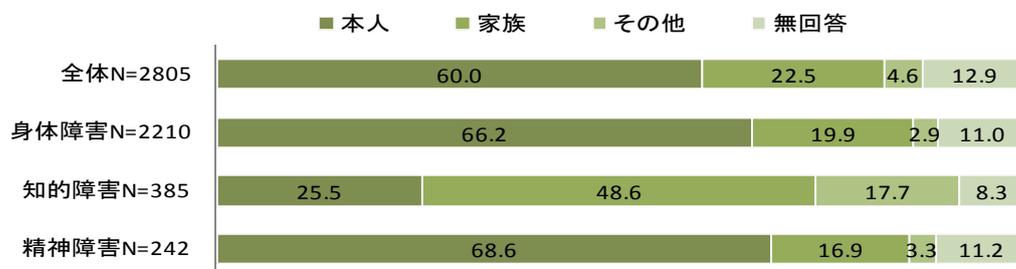
（注）文章中，「N」は集計の対象となっている回答者数，「SA」は単数回答，「MA」は複数回答。

障害者調査

【アンケートへの回答者】

◇アンケートへの回答者は，「本人（代筆を含む）」が6割，「家族」が約2割（18歳未満と65歳以上が多い）となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者等（以下「精神障害」という）と身体障害者手帳所持者（以下「身体障害」という）は，本人の回答率が高く，療育手帳所持者（以下「知的障害」という）は，約5割が家族の回答となっています。

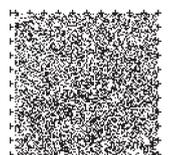
■アンケートへの回答者（SA）（単位：整数：人，小数点のある数：%）



（注）障害別合計と全体数が一致しないのは，重複者がいるため。

（1）本人について

◇身体障害は65歳以上が約7割，知的障害は18～39歳が約4割，精神障害は40～64歳が約5割となっており，障害種別によって年齢分布が異なります。複数種類の手帳を重複して持っている人は手帳所持者の5.4%（146名）となっています。



■本人について（障害種別×年齢）（SA）

（単位：整数：人，小数点のある数：％）

	18歳未満	18-39歳	40-64歳	65歳以上	無回答	備考	
身体障害 N=2210	42 1.9	112 5.1	485 21.9	1,554 70.3	17 0.8	回答者計	2,805
知的障害 N=385	78 20.3	157 40.8	96 24.9	47 12.2	7 1.8	手帳所持者	2,691
精神障害 N=242	2 0.8	74 30.6	124 51.2	40 16.5	2 0.8	所持者延 (内訳は左欄)	2,837
						重複所持者	146
						手帳無回答	114

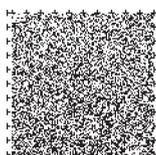
◇65歳以上の身体障害を中心に約3割が介護保険の認定も受けています。また、何らかの医療的ケアを必要としている人が約4割，難病・発達障害・高次脳機能障害・精神通院のいずれかの認定・受給のある人が約3割で，重複障害のある人も1割弱みられ，一人ひとりに応じた対応が必要となっている状況がうかがわれます。

(2) 暮らし方について

- ◇回答者の71.8%が家族と暮らしており，次いでひとり暮らしが12.7%，福祉施設が9.0%となっています。現在は家族と暮らしていても，今後は福祉施設（特に高齢者），又はグループホーム（特に若年層）で暮らしたいという希望を持つ人もみられます。
- ◇地域で生活するために必要なこととして，「経済的支援」「身近な医療機関の確保」「緊急時，災害時等の支援体制」「相談支援体制の充実」などが求められています。知的障害では「地域の理解」や「日中活動の場の確保」が上位にあげられ，精神障害では「経済的支援」が特に高率であげられるなど，障害の種別や年齢によりニーズが異なります。収入についてみると，精神障害では「生活保護」が15.3%と相対的に高くなっています。
- ◇日常生活に必要な支援としては，身体障害では家事，外出，買い物，入浴の順で高く，知的障害や精神障害では手続きや金銭管理，コミュニケーションなども支援ニーズが高くなっています。特に知的障害では，いずれの項目においても高い支援ニーズがみられ，様々な行動により添う体制を必要としていることがわかります。
- ◇ほぼ毎日外出している人が4割近く（知的障害では6割）みられます。外出手段は，自家用車に次いで，徒歩，バス・電車が多くなっています。
- ◇外出時に困難なこととして，身体障害のある人は「道路に段差が多い」，知的障害のある人は「会話が困難」，精神障害のある人は「経費がかかる」がそれぞれ多くなっています。障害者用駐車場，危険を感じない通行環境の確保も求められています。

(3) 相談・情報入手について

- ◇現在の悩みとしては，「自分の健康や治療のこと」や「老後のこと」が上位となっています。精神障害では「生活費など経済的なこと」が1位となっています。
- ◇悩みごとの相談先としては，「家族・親族」に次いで，「医療機関」「友人・知人」「相談支援専門員*・ヘルパー・ケアマネジャー」などがあげられています。知的障害では「家族・親族」に次いで「福祉施設・サービス事業所」が2位となっています。



- ◇福祉関連情報は「新聞・テレビ・ラジオなど」に次いで「市の広報など」「インターネット・スマートフォン」「市役所など行政の窓口」などで入手しています。知的障害では「学校や施設など」、精神障害では「インターネット・スマートフォン」の割合が高くなっています。
- ◇入手についての困りごとは、「どこに情報があるかわからない」が多く、特に精神障害のある人では4割強となっています。

(4) 教育・就学について

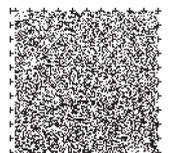
- ◇通い先としては「特別支援学校*」「通常学級」「特別支援学級*」の順で多くなっています。望ましい就学環境として、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境」が最も多く、特に知的障害のある子どもでは特別支援学校、身体障害のある子どもでは通常学級への希望が高くなっています。
- ◇学校（園）生活を送る上で重要と思うこととしては、「職員の資質」「学習サポート体制」「他の児童・生徒との関わり」が多くなっており、研修、サポート体制の整備、インクルーシブ教育*の推進などが求められています。特に知的障害のある子どもでは、ニーズの高い項目が多くみられます。

(5) 雇用・就労について

- ◇就労状況については、現在「働いている」が20.1%（18～39歳では半数強）、「以前働いていたが現在は働いていない」が18.6%となっています。働いている人の就労形態は、正規・非正規雇用が5割強、自営・内職等と福祉的就労*が各2割となっています。
- ◇非就労の理由は、年齢や障害が主なものとなっています。非就労の人のうち、若年層の約半数が就労等の希望を持っており、求職・訓練中の人もみられます。
- ◇仕事を探すための支援は十分だと思えるかについては、「どちらかというとも思わない」という回答が4割弱となっています。
- ◇仕事や社会参加のためには、「体調に応じて短時間でも働ける場」（特に精神障害では半数以上）が最も求められているほか、気軽に地域交流できる場、生活訓練や就労の指導・訓練、職業相談・あっせんなども重視されています。

(6) 障害福祉サービスなどについて

- ◇最近1年間でサービスを利用したことがある人は約3割で、障害別には知的障害、年齢別には6～39歳の層でそれぞれ約半数と、利用率が高くなっています。
- ◇利用したことがない理由としては、「必要なサービスがない」「利用申し込みなどの方法がわからない」という回答が1割前後みられます。
- ◇サービスを利用する上での困りごととしては、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」や「サービス利用の手続きが大変」などが多くなっています。知的障害では「福祉サービス事業所が少ない」「利用できる回数や日時が少ない」、精神障害では「他の利用者との関係」も上位となっており、障害の種別によりニーズに違いがあります。



◇障害福祉サービス及び地域生活支援事業の別に利用経験，満足度，今後の利用希望についてみると，生活介護，施設入所支援，居宅介護，日常生活用具給付などが利用経験・希望ともに上位となっています。現在は利用が少なくても今後の希望が大きくなっているものとしては，成年後見制度*，移動支援，共同生活援助があります。また，児童発達支援・放課後等デイサービスは11歳以下で極めて高いニーズがみられます。

■障害福祉サービス等の利用経験・利用希望 (MA)

(単位:整数:人, 小数点のある数:%)

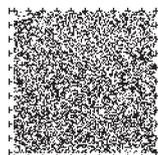
N=2805	a. 経験		b. 希望	b/a	備考
		満足			
居宅介護 (ホームヘルプ)	④ 247 8.8	137 55.5	③ 769 27.4	⑤ 311.3	
短期入所 (ショートステイ)	③ 260 9.3	119 45.8	② 791 28.2	304.2	
生活介護	① 409 14.6	235 57.5	① 826 29.4	202.0	
児童発達支援	98 3.5	45 45.9	170 6.1	173.5	0-11歳で利用経験半数以上, 0-5歳の8割, 6-11歳の6割に利用希望あり
放課後等デイサービス	68 2.4	34 50.0	157 5.6	230.9	6-17歳で利用経験4割, 0-5歳の8割, 6-11歳の7割, 12-17歳の5割に利用希望あり
就労支援	⑤ 200 7.1	79 39.5	433 15.5	216.5	18-39歳で利用経験3割, 18-39歳の4割, 40-64歳の2割に利用希望あり
共同生活援助 (グループホーム)	86 3.1	38 44.1	368 13.1	③ 427.9	利用経験ありは18歳以上, 6-17歳で利用希望4割
施設入所支援	⑤ 227 8.1	120 52.8	⑤ 589 21.0	259.5	
日中一時支援	151 5.4	72 47.7	④ 592 21.1	④ 392.1	6-17歳で利用経験3割, 利用希望も18歳以下で5割と高い。
移動支援	102 3.6	51 50.0	535 19.1	② 524.5	利用経験ありは18歳以上, 希望は全世代
日常生活用具給付	② 273 9.7	164 60.1	525 18.7	192.3	
成年後見制度利用支援	56 2.0	14 25.0	352 12.6	① 628.6	利用経験ありは18歳以上, 希望は39歳以下の若年層・子どもで高い。

(注) ①～⑤は回答率の順位。

◇「成年後見制度」の認知状況は，「聞いたことはあるが，内容は知らない」31.1%，「名前も内容も知らない」31.1%，「名前も内容も知っている」27.3%の順となっています。

(7) 地域社会について

◇障害への地域の理解は「あると思う・少しはあると思う」という肯定的な回答が47.7%，「ないと思う」という否定的な回答は16.8%となっています。市民の理解については，「どちらともいえない・わからない」との回答が過半数を占め，「進んできている・多少進んできている」は31.4%，「後退している・多少後退している」も4.8%みられません。行政の社会的支援については，「どちらともいえない・わからない」との回答が約半数で，「進んできている・多少進んできている」は37.9%，「後退している・多少後退している」も4.9%みられます。



◇差別等の経験については、いずれの障害においても「特にない」という回答が多くなっていますが、道路や施設の利用環境、スポーツ文化活動への参加(知的でやや高い)、希望する仕事につけなかった(特に精神で高い)など、社会参加の面で障壁を感じている人も少なくありません。

(8) 災害対策について

- ◇災害時の避難場所を「知っている」という回答は約6割、避難訓練に「参加したことがある」という回答は2割強(学齢期で高く、他は低い)となっています。
- ◇災害時に「ひとりで避難できる」という回答は、身体障害のある人で4割強、知的障害のある人で2割強、精神障害のある人で5割台半ばとなっています。
- ◇災害時要援護者支援制度については約6割が知らない状況にあります。既に登録している人は6.4%です。災害に備えて自分の情報を事前に知らせておくことについては、肯定的な考え方の人が多く、さらに周知度をあげる必要があります。
- ◇「防災の手引き」は、平成21年3月版を「知っている」が28.1%、平成25年3月版を「読んだ」が25.6%の回答状況となっています。平成25年3月版を読んで「地震の時の流れがイメージできた」人は22.4%(一般市民では33.3%)と、この手引きをみて「備えをした」人は72.1%(一般市民では81.0%)、「地域の人と関わりを持つようになった」は12.8%(一般市民では14.3%)と一般市民をやや下回る率になっており、障害のある人により訴える情報としていく必要があります。

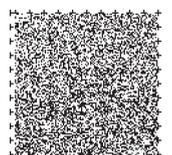
市民調査・福祉関係者調査

(1) 回答者について

- ◇結果を読み取る前提として回答者の属性をみると、市民調査の回答者は、性別には女性が56.7%、年齢別には60歳以上が45.0%となっています。
- ◇福祉関係者調査の回答者は、性別には女性が61.3%、年齢別には20~30歳代が47.0%、職業は「施設の職員」が51.3%、「介護福祉士」「社会福祉士」「精神保健福祉士」が計21.8%となっています。

(2) 障害のある人との関わり

- ◇市民は、障害のある人と接する機会が「ない」は36.6%で、「身内にいる」21.8%、「職場で一緒」17.6%、「隣近所にいる」12.3%、「友人にいる」10.8%など、過半数が接する機会を持っています。



◇障害のある人が困っている時の手助けは「進んでした」という回答が多いながら、「困っているのを見かけたことがない」「どうしたらいいかわからなかった」という回答も少なくありません。

■障害のある人との関わり（各 SA）

（単位：%）

設問（%）	選択肢	市民 N=766	福祉関係者 N=119
障害のある人が困っている時の手助け	進んでした	41.6	58.0
	困っているのを見かけたことがない	30.5	19.3
	どうしたらいいかわからなかった	16.8	16.0
	手助けできなかつた	4.0	5.0
スポーツ大会等の認知・参加状況	参加・観覧したことがある	8.4	63.0
	知っているが参加したことはない	39.6	28.6
	知らない	50.5	8.4

◇市民は、障害のある人などを対象とするボランティア活動への参加の条件として、「気軽に参加できる「時間」や「内容」を望み、「情報」や「体験・講習」などを求めています。また、学校や職場による活動への理解・支援も重要と考えています。

（3）障害者福祉に対する認識

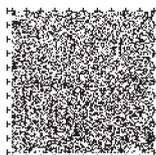
◇障害者に関する法律や計画、事業等について、市民の認知度は必ずしも高い状況にはありません。障害のある人や地域への働きかけを促進するためにも周知を進めていく必要があります。公共調達に係る障害者優先調達推進法についても、障害のある人の立場に立った運用を進めるためにも社会的な認知度を高めていくことが期待されます。

■制度・事業等の認知状況（各 SA）

（単位%）

「知っている」率	市民 N=766	福祉関係者 N=119
障害者総合支援法	8.5	55.5
障害者虐待防止法	11.7	68.9
障害者優先調達推進法	7.3	19.3
ノーマライゼーション	22.2	75.6
障害者週間*	8.7	38.7
土浦市障害者計画	3.5	27.7
土浦市障害福祉計画(第3期)	3.1	26.9
H25 防災の手引き	8.2	24.4
災害時要援護者支援制度	13.2	-

◇なお、市民は、災害時要援護者支援制度については、今後「どんな制度なのか、もっとよく知りたい」「地域の支援者としての協力を検討したい」との回答が多くみられます。障害のある人への災害時避難体制確保に必要な支援としては、「災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり」「障害等に対応した避難場所のきめ細かな確保」「避難路や避難施設のバリアフリー*化」などが多くなっています。



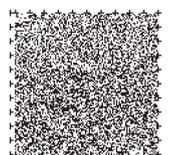
- ◇土浦市が障害のある人、高齢者、子どもにとって住みやすいまちと思うかについては、「ふつう」が37.7%、「住みにくい」が18.1%で、「住みやすい」は6.4%となっています。
- ◇「ひとにやさしいまちづくり」のために必要な取り組みは、「歩道の段差の解消、点字ブロック、音響信号装置などの整備を推進する」や「バス・電車など移動のための交通手段の確保・整備を促進する」などが多くなっています。
- ◇福祉関係者が、障害のある人の健康や医療の現状について感じる問題や課題としては、「障害の重度化、重複化」「医療を受けるための介助者の確保」「障害に理解のある医師の確保」などが多くなっています。
- ◇障害のある人の地域や社会参加のために大切と思うことについては、市民、福祉関係者とも「子どもの時からのふれあいや助け合いの機会」「働く場所づくり」「電車やバスの移動手段や道路・歩道の整備の外出環境整備」「支援ボランティア活動の育成」「市民との交流イベントの機会」が共通してあげられています。

■障害者福祉についての考え方 (MA, 上位項目)

(単位:%)

設問 (%)	市民 N=766	福祉関係者 N=119
障害のある人の地域や社会参加に大切なこと	①子どもの時からのふれあい 59.8 ②働く場所づくり 49.2 ③外出環境 47.8 ④施設環境 33.0 ⑤支援ボランティア活動の育成 29.8 ⑥交流イベント等 29.0 ⑦広報等による理解促進 28.1 等	①子どもの時からのふれあい 63.9 ②働く場所づくり 61.3 ③外出環境 50.4 ④支援ボランティア活動の育成 44.5 ⑤交流イベント等 44.5 ⑥施設環境 43.7 ⑦当事者の積極参加 37.8 等
国・県・市が取り組むべき施策	①住みやすい住宅の確保 40.2 ②在宅福祉サービスの充実 39.3 ③早期療育・育成の充実 35.1 ④医療機関やリハビリ施設の充実 31.2 ⑤就労の促進 30.4 ⑥バリアフリーのまちづくり 30.3 ⑦訪問医療の充実 27.7 ⑧所得保障の充実 22.8 ⑨夜間休日救急医療体制の充実 18.4 等	①就労の促進 50.4 ②住みやすい住宅の確保 42.9 ③早期療育・育成の充実 37.8 ④バリアフリーのまちづくり 33.6 ⑤市民の理解関わり 30.3 ⑥在宅福祉サービスの充実 26.1 ⑦医療機関やリハビリ施設の充実 26.1 ⑧成年後見*の充実 22.7 ⑨訪問医療の充実 21.0 等

(注) ①②③等は順位。



3 ヒアリング調査結果概要

■調査の対象と実施時期

分野	団体名	実施日
◆身体障害	土浦市聴覚障害者協会	7月8日
	土浦市重症心身障害児（者）を守る会	7月10日
	土浦視覚障害者福祉協会	7月13日
	土浦市肢体不自由児（者）父母の会	7月16日
	土浦市身体障害者友の会	7月16日
●知的障害	土浦市自閉症児（者）親の会	7月8日
	土浦市手をつなぐ育成会	
	土浦市つくしの家 父母の会	
	土浦市つくしの家 つくし作業所保護者会	
★精神障害	ほびき園家族会	7月10日

■ご意見の要旨

(注) ◆印は身体障害, ●印は知的障害, ★印は精神障害の関係団体の方のご発言です。

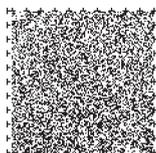
(1) 団体活動について

- ◆当事者・家族の高齢化が進んでいる。若い会員があまり増加しない。会員の高齢化も進み、行事等への参加率が低迷。県、市の行事等への参加者も固定化している。
- ◆会独自での行事、事業などの開催は参加人数が少ないため、他の団体と問題点を共有しながら合同で行っている。
- ◆会員の意見等を集めることが困難なため、行政に対する提案もまとまりにくい。
- ◆個人情報保護のため、障害者の確認や情報が得にくく、新規会員入会がないに等しい。会員名簿の見直し、変更、作成が困難である。
- 福祉サービスが充実し、苦勞することなくある程度のサービスを受けられるようになったため、それ以上のことを団体に求めることがなくなってきた。
- 今後は、従来の活動に加えて、作業所利用者の将来に関する情報収集・交換、対策検討等を行っていきたい。

(2) 支援について

<制度の変化などについて>

- ★障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の制定、精神保健福祉法*の改正など精神障害者の自立と社会参加など支援体制は少しずつ前進している。
- ★4大疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞・糖尿病）に精神疾患が加わり、制度や方針が打ち出されたが、本人や家族がおかれている状況はあまり変わっていない。



＜相談について＞

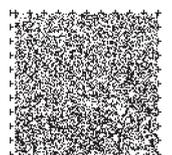
- ◆福祉制度，サービス等の情報収集などは，市の窓口，社会福祉協議会*，広報などである程度はできるが，障害者同士での生の情報交換，交流等，希薄なところがある。
- 「相談支援事業」が開始されて期待している。心強い。
- サービスを受ける側と提供する側との考えに食い違いがある。改善を望む。
- 障害者への対応がよい医療機関が見つからない。公的な相談システムづくりを望む。
- ★市として精神障害者及び家族が相談できるような施設（相談窓口）を設置できないか。障害者にとって福祉課など市窓口は馴染めないと聞く。
- ★急性期には隣近所に迷惑をかける不安がある。警察も保健所も事件が起きないと動けない。深刻な事件が起きる前に動いてくれる相談窓口をつくってほしい。

＜障害福祉サービスについて＞

- ◆デイサービスを利用しているが，重度障害者は在宅介護が多い。
- ◆市内に障害者の入所施設が少ない。重度障害者の在宅介護は，両親の高齢化により難しくなる。医療的ケアの充実した施設があるとよい。
- ◆障害の種別や程度によりニーズも異なる。よりきめ細やかな施策やサービスが必要。
- ◆軽度，重度に関係なく平等な対応を願いたい。
- ◆補装具，車イス等の他の器具，機材についても補助の範囲を広げてほしい。
- ◆福祉予算の削減によるサービスの低下や民間施設の経営不振による閉鎖を心配している。また，介護士の待遇が悪いと感じている。
- 各種サービスはあるが，実質的には保護者が常時見守っていく必要がある。短期間でよいから，保護者の保護なしで障害者を任せられるサービスがあってほしい。
- 福祉サービス施設等への送迎サービスをもっとよくしてほしい。
- 障害者とその日をなんとなく過ごしていくのではなく，少しでも進歩につながるサービスがほしい。
- ★3障害の中でも精神障害に対する諸施策，サービスは遅れ気味。本人・家族が障害を公表しない傾向も原因となっているが，行政としても積極的にフォローしていただきたい。各支援を充実し，本人・家族への制度等の告知ももっと進めてほしい。

＜就労について＞

- ★半日でも就労できたら障害年金を止めてしまうのではなく，障害年金に自分が働いた賃金をプラスして自立生活できるよう住居や就労面の支援がほしい。
- ★就労まで支援を受け，計画的に治療したいが，医師の体制（意識）が不十分。
- ★支援を受けながら就業にむすびつけたいが，働き口がない。
- 障害者が希望を持って毎日を過ごしていけるように，市が就労継続支援A型に準じる作業所をつくってほしい。
- つくし作業所の長期継続を切望する。現在，つくし作業所が利用できることには感謝している。さらには，福祉関連の専門性のある職員のさらなる配置をお願いしたい。



<高齢化や親亡き後の不安について>

- ◆障害児・者を持つ親の高齢化，死亡，認知症等の際の後継者の確保が必要。
- 高齢化しつつある障害のある子どもの親として将来が不安。地域の中で生きていくということを市がどう考えるか，グループホームをどうするか示してほしい。
- 保護者の高齢化が進んでいて，本人の将来が心配。現状では施設入所の待ち時間が長く，必要な対応が困難である。施設に関する情報提供，利用手続きの簡素化も願う。また，馴染みのある障害者同士で同じ施設を利用できるとよい。
- ★親亡き後の就労，障害年金や生活保護，高齢化したときの介護施設の利用や医療機関について，日常生活に対するフォローや近所づきあいなどが不安。どこに相談したらいいかもわからない。
- ★障害者を抱えた家族は，今の生活に精一杯で，本人に財産を残す余裕もない。母子が残されたら遺族年金だけでは生活できない。親の存命中に支援を受けながら就労して自立してもらいたい。市にはそのための指導と支援を願いたい。なるべく生活保護を受けず，少しでも希望のある生活をと願っている。

(3) 社会・地域のあり方について

<地域の中で>

- ◆一般市民の福祉への理解度も高まりつつあるように感じる。
- ◆自分の生活圏では理解度は高まってきており，声かけなどもしてくれる。逆に，障害者を外に出したがるらない，周りに知られたくない家庭もある。
- 障害者と健常者との間に壁がある。障害者への理解もまだ不十分。地域の中では若い世代の人の理解が低下している。

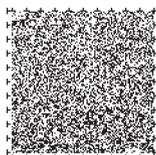
<まちな環境について>

- ◆車イスでの移動が多いので道路の整備が必要（舗装の凸凹，歩道の左右の勾配が大きい，道路が狭い，電柱が歩道を邪魔している）。駅のエレベーターは充実してきた。
- ◆現在は，家族，保護者等の車での移動が主である。

(4) 災害時の対応について

<避難所について>

- ◆二次的避難所（遠い）は，一時避難所（受け入れ体制がない）と同時に開設できないか。直接二次的避難所に行くことはできないか。障害者を連れての移動は大変である。
- ◆障害者の場合，生活必需品が多いため，できれば自家用車を使用して避難したい。
- ◆東日本大震災のとき，一時避難所は健常者で満杯で車イスを持ち込める状態ではなかった。
- ◆特に医療的処置の必要な者はどこへ行ったらどのような援助が受けられるか明確に分かっていると安心して避難できる。



- 障害者が一般の避難者と同一場所で避難生活を送ることは不可能と思う。障害者自身のストレスや一般避難者への影響を考えると通常の避難所へ避難することはできない。障害者専用の避難所，一般者とは仕切られた空間の設置をぜひ考えてほしい。
- 特別支援学校を避難所にできないか。そうすれば，馴染みのある障害者が集まることができ，障害者へ負荷がかなり軽減されると思う。
- ★一般の人と一緒に2日目以降は無理。「ほびき園」など施設避難を考えてほしい。
- ★市の遊休施設を活用できるとよい。

<事前の備えについて>

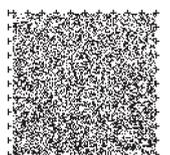
- 災害時に交通遮断などが起こった場合，施設はどのように対応するか，関係者間で話し合う必要がある。
- つくし作業所では，防災訓練等を定期的に行っている。継続してほしい。
- ★「防災の手引き」が障害者に送付され，災害時の備えになった。
- ★毎年発行される市の便利帳やみんなの健康づくり便利帳にも災害時における障害者の避難準備など，ポイントだけでも掲載できないか。
- ★災害時にも対応できる薬局，医院など登録して公表してほしい（薬の受け取りができるように）。
- ★無届の“ひきこもり”の方々に対する対応も大事。

<地域への期待>

- ◆防災に対する個々人の認識は高まりつつあるが，災害時の対応は困難も想定される。一般市民を含め，防災訓練等への参加などにより意識を高められるとよい。
- ◆民生委員を含め，地域の方々の支援に対するサポート体制の強化を希望する。また，要支援者マップに基づく具体的な救済策，例えば，民生委員による担当エリアの設置と日常訪問による交流と対応の整備が必須と思う。
- ◆地区長，民生委員には，災害時，被災状況と安否の確認を願いたい。
- ★災害時に協力していただけるボランティアの登録と活用を進めてほしい。

(5) 市の施策について

-
- 市は，障害者が本当に何を求めているのかを探り，優先順位を考慮して，限られた財源をより有効に活かしてほしい。
 - 各種制度の変更等について資料配布で済ませず，適宜，説明会を開いてほしい。
 - 策定した施策がどこまで実行されているのかよく分からない。報告等がほしい。
 - ★障害福祉制度の見直しと告知をしてほしい。特に精神3級への支援を強化できないか。
 - ★今は市役所，保健所，警察，病院が横並びに動いている。本人や家族のために効果的に各機関が連携して動けるように，市役所が取りまとめの窓口になってほしい。



4 第3期障害福祉計画の進捗状況

- 各サービスについて、第3期障害福祉計画で設定した見込量と実績を比較し、達成状況を把握しました。

(1) 障害福祉サービス

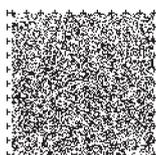
(注) 平成24・25年度の実績は12か月間、平成26年度の実績は4～10月の7か月間の月平均に基づく推計値です。達成率は、見込量に対する実績の比率です。

【訪問系サービス】

- 全体的にはほぼ横ばいで、重度訪問介護が増えてきていることが注目されます。
 - ◇居宅介護は、ほぼ横ばいの状況です。
 - ◇重度訪問介護は、利用者数が増加傾向にあります。
 - ◇同行援護は、見込量の5割程度で実績が推移しています。
 - ◇行動援護は、第3期においては利用要件の該当者がみられませんでした。
 - ◇重度障害者等包括支援については、広域に提供体制がなく、利用が顕在化していません。

■訪問系サービス

区分	単位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
居宅介護(ホームヘルプ)	実利用者数	人	74	73	72	73	69	75	98.6	94.5	104.2
	延利用時間	時間/月	1,465	1,459	1,453	1,578	1,285	1,298	107.7	88.1	89.3
重度訪問介護	実利用者数	人	1	1	1	2	3	4	200.0	300.0	400.0
	延利用時間	時間/月	494	544	594	479	509	567	97.0	93.6	95.5
同行援護	実利用者数	人	15	17	19	8	8	10	53.3	47.1	52.6
	延利用時間	時間/月	150	170	190	79	88	98	52.7	51.8	51.6
行動援護	実利用者数	人	1	1	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	延利用時間	時間/月	104	104	104	0	0	0	0.0	0.0	0.0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	延利用時間	時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-



【日中活動系サービス】

- 全体的に増加傾向にあり、見込量を大きく上回る項目もあります。
- ◇短期入所は、利用者数が増加傾向にあります。
- ◇生活介護・療養介護も増加傾向にあり、見込量を上回る規模となっています。
- ◇生活訓練・機能訓練も全体としては増加傾向にあります。生活訓練は減少を見込みましたが、実際には増加しました。
- ◇就労支援は、就労移行支援の実績が見込量を上回る規模で推移しています。就労継続支援A型は、平成26年度に事業所が2か所設置され、実績が見込量を大幅に上回りました。就労継続支援B型は、見込量まで達していませんが、利用者数は増加傾向にあります。

■日中活動系サービス

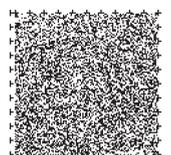
区分	単位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
生活介護	実利用者数	人	215	235	256	220	230	246	102.3	97.9	96.1
	延利用日数	日/月	4,093	4,581	5,076	4,205	4,438	4,837	102.7	96.9	95.3
自立訓練(機能訓練)	実利用者数	人	2	2	2	2	1	1	100.0	30.0	50.0
	延利用日数	日/月	9	11	13	18	7	16	200.0	63.6	123.1
自立訓練(生活訓練)	実利用者数	人	24	21	20	31	36	33	129.2	171.4	165.0
	延利用日数	日/月	434	380	362	595	673	635	137.1	177.1	175.4
就労移行支援	実利用者数	人	45	46	47	73	62	56	162.2	134.8	119.1
	延利用日数	日/月	826	844	863	1,309	1,068	1,006	158.5	126.5	116.6
就労継続支援 A 型	実利用者数	人	2	2	3	4	14	60	200.0	700.0	2,000.0
	延利用日数	日/月	27	29	32	86	272	1,140	318.5	937.9	3,562.5
就労継続支援 B 型	実利用者数	人	104	135	169	97	115	126	93.3	85.2	74.6
	延利用日数	日/月	1,946	2,638	3,408	1,749	2,087	2,340	89.9	79.1	68.7
療養介護	実利用者数	人	1	1	1	7	7	7	700.0	700.0	700.0
	延利用日数	日/月	31	31	31	200	205	228	645.2	661.3	735.5
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数	人	25	27	29	30	35	34	120.0	129.6	117.2
	延利用日数	日/月	196	240	294	220	337	266	112.2	140.4	90.5

【居住系サービス】

- 共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援ともに増加傾向にあります。平成26年4月に共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助と一元化されました。
- ◇共同生活援助は、概ね見込量通りで推移しています。
- ◇施設入所支援は、実績が見込量を上回る規模で推移しています。

■居住系サービス

区分	単位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
共同生活援助 (グループホーム)	月実人数	人	47	51	66	56	56	63	119.1	109.8	95.5
施設入所支援	月実人数	人	130	130	130	159	163	168	122.3	125.4	129.2



【相談支援】

- 全体としては、概ね計画通りの伸びとなっています。
- ◇サービス等利用計画*・障害児支援利用計画*については、順次作成を進め、平成 26 年度中には作成率が 100%になることを見込んでいます（平成 26 年度の達成率が 100%以上になっているのは、サービス利用者数が見込みを上回っているためです）。
- ◇地域移行支援は、見込量を下回っています。
- ◇地域定着支援は、見込量を上回る状況で推移しています。

■相談支援の状況

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
計画相談支援	実利用者数	人/年	507	637	768	48	455	772	9.5	71.4	100.5
地域移行支援	実利用者数	人	4	4	5	0	2	0	0.0	50.0	0.0
地域定着支援	実利用者数	人	1	1	1	2	2	2	200.0	200.0	200.0

【児童福祉法によるサービス】

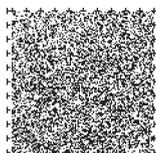
- 法改正により児童福祉法に位置づけられたサービスです。利用が増加する傾向にあります。
- ◇放課後等デイサービスの利用が伸びてきています。児童発達支援もニーズが拡大しており、現状の受入体制を満たすかたちで推移しています。
- ◇医療型児童発達支援、保育所等訪問支援は、提供体制が未整備の状況にあります。

■障害児通所支援

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
児童発達支援	実利用者数	人				151	140	150			
	延利用者数	人/月				1,451	1,498	1,504			
放課後等デイサービス	実利用者数	人				38	45	100			
	延利用者数	人/月				375	621	980			
保育所等訪問支援	実利用者数	人	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	延利用者数	人/月	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療型児童発達支援	実利用者数	人	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	延利用者数	人/月	-	-	-	0	0	0	-	-	-

■障害児相談支援

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
障害児相談支援	実利用者数	人/年				27	81	250			



(2) 地域生活支援事業

(注) 平成 24・25 年度の実績は 12 か月間、平成 26 年度の実績は 4～9 月の 6 か月間の月平均に基づく推計値です。達成率は、見込量に対する実績の比率です。

【参加・交流促進】

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、見込量を上回る参加実績がみられました。

■社会参加支援

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	選手派遣数	実人数	130	140	150	181	184	193	139.2	131.4	128.7

【意思疎通・移動支援】

- 障害のある人の行動を支援する各種事業は、概ね見込量通りの利用がみられました。
 - ◇点字・声の広報を、予定通り発行しました。手話・要約筆記*奉仕員養成研修を継続していますが、第3期の参加者は、見込量を下回りました。
 - ◇移動支援事業は、見込量を上回る利用実績がみられ、自動車関係の助成は、少数ながら第3期にも利用がみられました。

■意思疎通支援

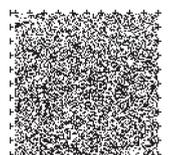
区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	250	270	290	81	78	136	32.4	28.9	46.9
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	34	36	38	11	16	28	32.4	44.4	73.7
手話通訳設置事業	設置件数	件/年	150	160	170	141	128	178	94.0	80.0	104.7
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24	100.0	100.0	100.0

■手話奉仕員等養成研修事業

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
手話・入門	実利用者数	人	20	22	24	15	15	18	75.0	68.2	75.0
手話・基礎	実利用者数	人	15	17	19	11	11	10	73.3	64.7	52.6
要約筆記	実利用者数	人	5	8	11	7	5	3	140.0	62.5	27.3

■移動支援

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
移動支援事業	実利用者数	人	20	22	24	22	28	25	110.0	127.3	104.2
	利用件数	件/年	1,081	1,119	1,221	463	561	874	42.8	50.1	71.6
自動車免許取得助成事業	実利用者数	人	1	1	2	1	1	2	100.0	100.0	100.0
自動車改造助成事業	利用件数	件/年	1	1	2	3	2	2	300.0	200.0	100.0



【日常生活支援】

○ 障害福祉サービスを補完・支援するその他の事業を、適切に確保することができました。

◇地域活動支援センター事業は、見込量通りの実施となりました。

■地域活動支援センター等

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活支援事業	実施施設数	か所	2	2	2	2	2	2	100.0	100.0	100.0

◇日中一時支援事業は、見込量を上回る利用がみられました。

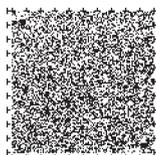
◇日常生活用具給付等事業，補装具費給付事業は，おおむね見込量に近い利用がみられました。

◇在宅障害者一時介護事業，訪問入浴サービス事業も，見込量をやや下回っていますが，一定の利用がみられました。

◇なお，第3期計画まで掲載していた更生訓練費給付事業は，旧法施設の利用が終了したため役割を終えました。

■各種日常生活支援

区 分	単 位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人	5	5	5	4	4	3	80.0	80.0	60.0
	延利用回数	回/年	323	325	330	173	145	156	53.6	44.6	47.3
日中一時支援事業	実利用者数	人	72	74	76	65	70	80	90.3	94.6	105.3
	延利用回数	回/年	2,610	2,630	2,650	3,400	4,114	4,300	130.3	156.4	162.3
在宅障害者一時介護事業	実利用者数	実人数	48	49	50	40	42	43	83.3	85.7	86.0
	利用時間数	時間/年	1,920	1,925	1,930	1,569	1,397	1,446	81.7	72.6	74.9
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	2,840	2,850	2,860	2,425	2,611	3,200	85.4	91.6	111.9
補装具費給付事業	給付件数	件/年	277	279	280	276	271	278	99.6	97.1	99.3

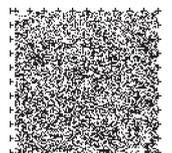


【相談・権利擁護*】

- 相談支援事業は、見込量の通り実施しました。
- ◇一般的な相談支援や成年後見制度利用支援等のほか、第3期には障害者虐待防止対策事業、成年後見制度法人後見*支援事業を開始しました。
- ◇住宅入居等支援については、支援体制が未整備の状況にあります。

■相談・権利擁護

区分	単位		①見込(年度)			②実績(年度)			達成率(②/①)%		
			H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	5	4	4	4	100.0	100.0	80.0
基幹相談支援センター等機能強化	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0
住宅入居等支援	実施施設数	か所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害者虐待防止対策事業	実施施設数	か所	-	-	-	1	1	1	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有・無						有			



5 計画策定に向けた課題

●障害者数の増加への対応が課題

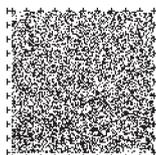
- ◇障害者数並びに総人口に占める比率が上昇傾向にあります。市人口の高齢化、人口減少社会化が進んでいく中で、どのように支えあっていくか、市と市民の共通課題となってきました。
- ◇障害福祉サービスなどの支援の充実のみならず、社会全体を障害があっても参加・活動・活躍しやすいものとしていくこと、地域の中で助け合う関係づくりを進めていくことがますます重要となってきました。

●多様な障害への対応、障害のある人やその家族の高齢化への対応が課題

- ◇精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害も含め、障害の多様化・重複化がみられ、様々な支援や配慮が必要となってきました。
- ◇身体障害のある人は介護関係の支援、精神障害のある人は経済的支援とところや社会関係のケア、知的障害のある人は様々な行動や意思決定により添う多様な支援を必要としています。また、身体障害は65歳以上、精神障害は30～50歳代、知的障害は20～40歳代が多く、ライフステージ*に応じた的確な支援が必要です。
- ◇現在、障害のある人の多くが、家族と一緒に暮らしています。しかし、障害のある人とその家族の高齢化が進んできており、高齢の家族と障害のある人からなる世帯を包括的に支える仕組みが必要となってきたとともに、親亡き後の暮らしの安心を支えるための準備、障害のある人自身が高齢になってきた時の対応が大きな課題となってきました。グループホームや成年後見システムの充実は、本市の中でも求められています。
- ◇市では、重度の障害がある人や子どもに対応する施設やサービスの確保が課題となっています。施設整備を進めてきましたが、医療と介護の連携による支援体制を充実し、訪問介護や日中の通い先（生活介護、自立訓練等）の確保などを進めていく必要があります。
- ◇高齢化への対応については、介護保険サービス・施設の利用に関して、制度利用の調整が課題となっています。障害の特性に配慮した施設利用のあり方が求められており、今後の対応について検討していくことが課題です。

●ともに学び、働き、社会参加する社会づくりが課題

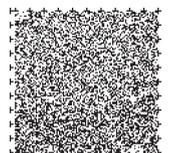
- ◇障害のある子どもについては、障害への早期発見・早期対応、療育*の充実とともに、子ども同士が学校や地域の中でともに学び、遊び、豊かな人間関係をつくっていくことが求められています。その中で、障害のある子どもは一人ひとりに即した支援（学校生活の支援や学習サポート）、障害のない子どもは障害への理解を深めていくことができる教育が重要との認識が、市民の中に強くみられます。学校では特に教職員の対応力の向上が求められています。また、児童福祉法による福祉サービスと教育の緊密な連携、就学前から就学後、就労までの一貫した切れ目のない支援体制の確立が課題です。



- ◇児童発達支援，放課後等デイサービスといった障害のある子どもを対象とする子ども・子育て支援の利用も増加傾向にあります。障害特性に応じた居場所づくり，発達支援，障害のある子どもを育てる家族・家庭を支える体制のさらなる充実が必要です。
- ◇若い人を中心に就労意向を持つ人が多く，経済的自立と生きがいのある生活に対する強い希望がみられます。職業訓練や求職に対する支援，体調などにより働く日時を調整できること，職場における理解と人間関係の確保などが求められており，障害者雇用の体制づくりが大きな課題となっています。社会的にも一般就労*への移行が方向づけられています。様々な企業が立地する本市においては，各企業や商工会議所，ハローワーク*をはじめとする就労支援機関と連携して，障害のある人の雇用を拡充していく必要があります。
- ◇障害のある人が安心して作業することができる福祉的就労の環境の維持・充実も求められています。市内には，平成26年度に就労継続支援A型事業所が2か所開設し，利用の増加がみられます。また，スポーツ・レクリエーション教室への参加者の増加もみられ，就労や余暇活動の機会が少しずつ広がってきているといえますが，障害のある人は増加しつつあり，一層の充実が求められます。
- ◇社会参加については，その基礎となる交通環境の向上と移動支援の充実が極めて大きな課題となっています。

●情報提供・相談支援体制の充実が課題

- ◇健康と生きがい，経済的な自立，老後の生活の安心は，障害のある・なしに関わらずあらゆる市民が求めるものであり，特に障害のある人が，自らの障害や社会的な制約に対応しながら自己実現していく上では，様々な福祉関連制度・サービスなどを有効に取り入れていく必要があります。障害福祉サービスの利用は，本人の主体性（自己決定）を尊重したサービス等利用計画の作成とケアマネジメント*が必要であり，そのための相談支援体制の充実が求められています。
- ◇その前提として，本人・家族が福祉関係の情報を確実に入手し，自らに関係のある情報を選択して利用していけるような環境づくりが極めて重要です。また，地域や職場，学校でともに過ごしていく多くの人々にとっても，障害や障害のある人に対する理解，支援のスキルを高めていくための情報入手が必要です。アンケートでは，障害者福祉関係の制度や計画などの周知が，一般市民のみならず障害のある人の間でも十分進んでいないことがわかりました。情報の共有化は，障害への早期対応，サービスの有効な利用（提供）のみならず，共生社会の推進に向けても極めて重要な課題であるといえます。

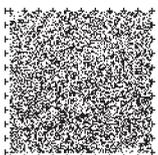


●障害福祉サービス等の充実と総合的な支援ネットワークの構築が課題

- ◇市では、これまでも障害福祉サービスの確実な提供とそれを補完するサービスや支援活動の確保を進めてきましたが、制度改正によりそれらを地域の中で総合的に提供していく体制づくり（地域生活支援体制の整備）が求められるようになりました。知的障害、精神障害、発達障害など外からはわかりにくい障害への配慮や対応への必要性が高まってきている中で、専門的なサポートと地域での支え合い体制をどう育み、組み合わせなければよいかなど、検討課題も広がってきています。
- ◇知的障害のある人などの生活や意思決定の支援、親亡き後の生活設計及び生活の安心の確保、精神障害のある人の不安や急性期ケアなど、密度の濃いサービス体制をつくっていく必要性が高まっています。
- ◇障害のある人の地域生活を支えていくためには、医療・教育・福祉・就労等の各分野の連携による総合的な支援体制が必要であり、この認識は障害のある人や福祉関係者のみならず市民の間でも高くなっています。サービス事業者の健全な育成と確保、市民参加型の支援活動、地域での見守りや交流の活発化などを進めるためにも、総合的な支援ネットワークの構築が課題といえます。

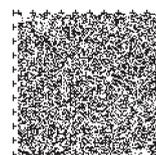
●共生社会の推進と、地域の中での助け合いづくりが課題

- ◇市民アンケートにより、多くの市民が障害のある人が近くにいたら手助けする・したいと考えており、地域や職場などで障害のある人に対する理解はまだ進める余地があると認識しています。そして、障害のある・なしに関わらず参加できる差別のないまちづくり、安心して暮らせるまちづくりに向けては、医療の充実、施設やまち、交通などのバリアフリー環境といった基礎の充実に対する期待を持っています。福祉関係者は、これに加えて障害のある人からの積極的な参加、就労環境の整備が必要であると強く感じています。
- ◇この、市民の共生社会づくりへの高い認識を具体的な行動に移していけるようにしていくことが、市民・事業者・行政に共通する課題となっているといえます。そこでは、施設面でのバリアフリーのみならず、市民一人ひとりがこころのバリアフリーを進め、助け合いの気持ちを行動に移していけるよう図っていくことが重要です。
- ◇災害時への対応体制の充実は、障害のある・なしに関わらず大きな課題であり、一人ひとりの自助力と隣近所での避難支援体制の確立、適切な避難所確保など、地域における支え合い体制の充実が大きな課題となっています。



第 3 章

計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

本市は、平成12年度から施行した「つちうら障害者プラン」から「ともに生きるうるおいのあるまちをめざして」を基本理念に各施策を進めてきました。

これにより、障害のある人の生活や社会参加を支える環境づくりが進みましたが、障害のある人の増加、社会参加やサービス利用等を進める中での新たな対応課題の広がりもみられます。少子高齢化が進む中で、ともに生きる地域づくりへの期待は、障害のある・なしに関わらずますます高くなってきています。整備が進みつつある法制度も、分け隔てのない社会づくりを積極的にめざしはじめています。

「ともに生きるうるおいのあるまち」をめざすことは、今、ますます大事な考え方になってきているといえます。

本計画では、これまでの考え方を発展的に踏襲し、これを基本理念に掲げます。

ともに生きる うるおいのある まちをめざして

(1) とともに生きるまちづくり

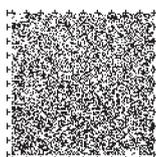
「ともに生きるまち」とは、「ノーマライゼーションの理念」のもと、障害のある人も障害のない人もともに生活し、活動できる地域社会のことです。

障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」には、すべての市民がかけがえのない個人として尊重し合える社会、障害のある・なしによって分け隔てられることのない環境を築くとともに、障害のある人の自立と積極的な社会参画が必要であり、その能力を最大限発揮できる環境づくりが求められています。そのために、保健、医療、福祉、教育や就労など各分野を一体的につなぎ、障害のある人への支援策を総合的・計画的に確保していきます。

(2) うるおいのあるまちづくり

「うるおいのあるまち」とは、障害のある人も障害のない人も楽しく、いきいきと生活できるまちのことです。

障害のある人のニーズに応じた、質の高い十分な日常生活支援や緊急時の対策等を行い、生活の安定・安心を支援するとともに、一人ひとりが生きがいをもって自分らしい生活を実現していくことができるよう、子どもがのびのびと育ち、若い人がいきいきと活躍できる参加・活動環境をつくっていくことが求められています。そのため、学校、職場、地域における交流の促進、スポーツ・文化等の余暇活動や団体活動等の交流活動を支援して、障害のある人にとっても、障害のない人にとっても「うるおいのあるまち」の実現をめざしていきます。



2 計画の基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、社会経済情勢の変化や障害のある人のニーズ、法制度の変化を踏まえ、次の4つの基本的視点に基づき、施策を体系化します。

(1) 障害により添うまちづくり

- ◇ともに生きるまちの基礎として、ソフト、ハード両面にわたるバリアフリー化を推進するとともに、すべての市民が障害について理解し、自然に交流し、手をさしのべ合えるまちとなるよう、そのために必要な機会づくりや情報提供を重視します。
- ◇学校や企業、家庭、地域の中で、心身の状況に不安を持つ機会が増えています。互いに気遣い、相談し合えるような学校、職場、地域づくりを重視します。

(2) 権利擁護と安心・安全の確保

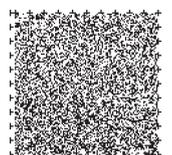
- ◇障害者権利条約の理念を市民と共有し、障害を理由とする差別のない社会を積極的にめざす中で、成年後見なども含め、人権、財産などを守る仕組みづくりを重視します。また、虐待や犯罪などから守り合うまちづくりを進めます。
- ◇災害時の支援についても、地域の中で具体的な支援体制づくりを進め、地域での日頃の参加・交流へと発展していけるよう図っていきます。

(3) 一人ひとりの主体性の尊重

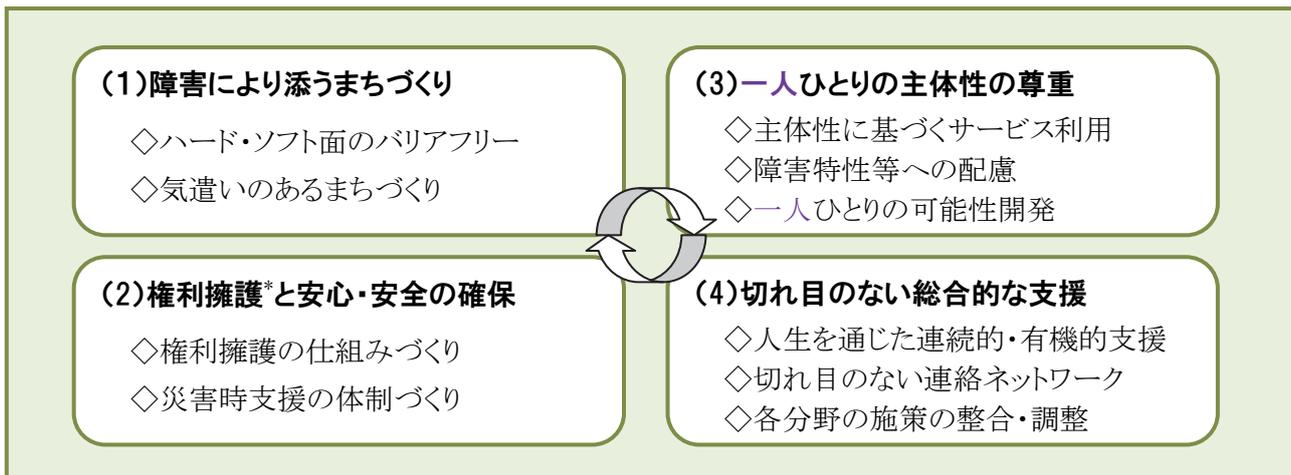
- ◇生活設計やサービスの利用は、障害のある人本人の意思に基づくことを基本に、相談支援等がこれを引き出すものとなるようにします。本人や地域の人々が生活課題を解決する主体として力を発揮していけるような環境づくりを重視します。
- ◇同時に、性別、年齢、障害の特性、生活の実態等に応じ、一人ひとりに必要な支援を組み立てていけるような体制づくりを重視します。特に、精神障害、発達障害、難病など外からはわかりにくい障害への配慮を進めます。
- ◇一人ひとりが主体的に仕事や社会貢献活動に取り組み、活力とうるおいのあるまちの一員として活躍していけるよう、可能性を拓いていくことを重視します。

(4) 切れ目のない総合的な支援

- ◇ライフステージの全段階を通して、障害のある人が自分らしく自立した生活を送れるよう、保健・医療、福祉、教育や就労支援等の連続的・有機的な連携の下、自立と社会参加の支援という観点に立ち、切れ目のない支援が行われるようにします。
- ◇そのため、公的な機関や福祉事業者の切れ目のない連絡ネットワーク、地域との協働によるきめ細かな支え合いのネットワークづくりを重視します。
- ◇障害や発達に不安のある子どもへの対応、若年層の自立、障害のある人や家族の高齢化への対応を進める中で、保健・医療、子ども・子育て、教育、就労支援、高齢者介護などの施策との整合・調整を図っていきます。



■今後に向けての本計画の基本的視点 ~4つの視点に関連づけて推進~



これまでの本市の障害者計画の視点

(1) 地域との協働
地域の人々との協働体制によって一人ひとりの障害のある人の支援を行い、障害のある人が社会に積極的に参加し、住み慣れた地域で快適に暮らしていけるようにする。

(2) 総合的な福祉サービスの提供
各事業の充実と総合的な調整により、質の高い多様なサービスの提供を図り、各種の支援内容についての情報の提供・相談体制の充実などを図り、障害のある人が必要とするサービスを適正に受けられるようにする。

(3) 自立生活の支援
保健、医療、福祉、教育や就労の関係機関等との連携と、それぞれの部門の支援策の充実を図り、ライフステージの全段階を通して、障害のある人がその人らしく自立した生活を送れるようにする。

国の障害者計画の視点

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援
障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会参加する主体としてとらえ、政策決定過程への参画機会と必要な情報保障等を確保する。

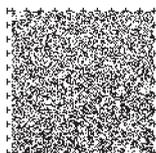
(2) 当事者本位の総合的な支援
人生の全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、自立と社会参加の支援という観点に立ち、切れ目のない支援を行う。

(3) 障害特性に応じた支援
性別、年齢、障害の状況、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえる。

(4) アクセシビリティ*の向上
障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁*の除去に努め、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進
高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、関係する施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る。

(注)土浦市障害者計画(平成22年3月策定)、国の障害者計画(平成25年9月策定)から抜粋・要約しています。



3 計画の基本目標

基本理念及び基本的視点に基づき、本計画では、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 あたたかな安心できるまちづくり

●助け合いのあるまちづくり

住み慣れた地域でともに生きるノーマライゼーション社会の実現では、一人ひとりの意識が最も重要な推進力となります。お互いが理解しあう「こころ」を養い、支え合いの活動を育み、あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。

●活動しやすい安心・安全なまちづくり

施設や交通のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上に努め、誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め、居住環境の整備、行動範囲の拡大を支援します。また、緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。

●権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。

基本目標2 どの子どもいきいきと育つまちづくり

●障害への早期対応

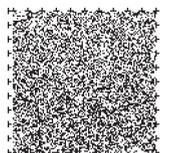
市民の心身の健康づくり支援、母子保健の充実などにより、障害の早期発見・早期対応に努めます。

●療育・教育の充実

療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に不安のある子ども、その家族への支援を強化します。

学校等においては、教育機関、保健機関、地域等の連携により、障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性に応じた保育・教育を推進し、就学前から学齢期、就労までの切れ目のない一貫した支援を行います。

また、障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど、子育て支援の充実を図ります。



基本目標3 就労や多様な社会参加の促進

●就労支援と働く場づくり

誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、ハローワークや就労支援事業所、経済団体や市内企業などとの連携を強化し、一般就労の促進、福祉的就労の場の充実により、働く場の確保と仕事の創出、雇用・就労の促進を図ります。

また、障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、地域生活支援の場を確保します。

●生きがいのある生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させる上で重要であり、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行うことで、障害のある人の社会参加促進に努めます。

基本目標4 総合的な福祉サービスの提供

●サービス提供の基盤整備

自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し、自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

また、福祉サービス等を支える人材の確保・育成に努めます。

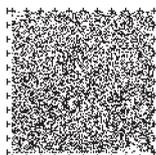
●福祉サービスの提供

障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるサービスを計画的に提供していきけるよう図ります。

地域での自立した生活の実現に向け、在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに、生活安定のための施策推進に取り組みます。

●一体的な支援ネットワークの強化

土浦市地域自立支援協議会をベースに、切れ目のない総合的な支援ネットワークづくり、参加と協働の体制づくりを進めます。



4 計画の体系

〈基本理念〉

ともに生きる うるおいのある まちをめざして

〈基本的視点〉

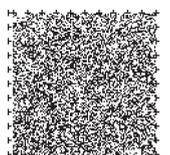
- 障害により添うまちづくり
- 一人ひとりの主体性の尊重
- 権利擁護と安心・安全の確保
- 切れ目のない総合的な支援

〈基本目標〉

〈施策の方向〉

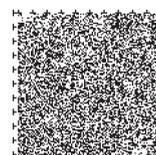
〈基本施策〉

基本目標 1 あたたかな 安心できる まちづくり	助け合いのあるまちづくり	①地域福祉*の推進 ②福祉教育の推進 ③理解と交流の促進
	活動しやすい安心・安全なまちづくり	①バリアフリーのまちづくりの推進 ②行動範囲の拡大支援 ③情報アクセシビリティの向上 ④緊急時救護・災害時支援の体制づくり
	権利擁護の推進	①差別解消への取組の促進 ②権利擁護・成年後見の体制づくり ③虐待の防止
基本目標 2 どの子もいき いきと育つま ちづくり	障害への早期対応	①健康づくり支援施策の推進 ②母子保健の推進
	療育・教育の充実	①療育体制の充実 ②学校生活の充実 ③子育て支援の充実
基本目標 3 就労や多様 な社会参加 の促進	就労支援と働く場づくり	①一般就労の支援 ②福祉的就労の場の提供
	生きがいのある生活支援	①スポーツ・レクリエーション活動の支援 ②生涯学習活動の支援 ③社会参加の促進
基本目標 4 総合的な福 祉サービスの 提供	サービス提供の基盤整備	①情報提供の充実 ②相談支援体制の充実 ③人材の確保と育成
	福祉サービスの提供	①計画的なサービス提供の推進 ②在宅生活の支援 ③生活安定のための施策推進
	一体的な支援ネットワークの強化	①地域生活支援体制の充実 ②参加と協働の体制確保



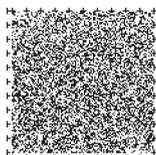
第 4 章

施策の展開（障害者計画部分）

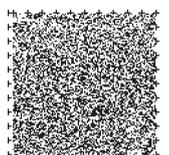


【個別施策の体系】

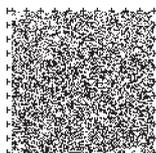
基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策	
1 あたたかな安心できるまちづくり	方向1 助け合いのあるまちづくり	①地域福祉の推進	1	社会福祉協議会との連携	
			2	社会福祉協議会の広報活動の推進	
			3	土浦市ふれあいネットワークの充実	
			4	ボランティアセンターの運営	
			5	総合福祉会館の運営	
		②福祉教育の推進	6	福祉の心を育てる教育の充実	
			7	福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実	
			8	地域交流活動事業等の充実	
			9	ボランティア推進校への助成	
			10	青少年赤十字（JRC）活動の推進	
			11	市民の意識啓発・広報活動の充実	
		③理解と交流の促進	12	福祉の店を拠点とする交流の促進	
			13	ふれあい・いきいきサロンの実施	
	方向2 活動しやすい安心・安全なまちづくり	①バリアフリーのまちづくりの推進	14	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の推進	
			15	バリアフリーの促進	
			16	都市公園の整備及び改修	
			17	民間施設のバリアフリー化等の促進	
			18	音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設	
			19	公共施設等における補助犬*受け入れ体制の整備	
		②行動範囲の拡大支援	20	人にやさしい公共交通の導入の促進	
			21	福祉バスの運行	
			22	重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	
			23	リフトタクシー運行費の補助	
			24	障害者外出支援の充実	
			25	自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知	
			26	自動車運転免許取得費用の助成	
			27	自動車改造費用の助成	
		③情報アクセシビリティの向上	28	利用に配慮した情報の提供	
			29	高度情報化の推進に係る障害のある人等への配慮	
			30	広報の充実	
			31	広報のバリアフリー化の推進	
			32	手話通訳者による窓口対応	
		④緊急時救護・災害時支援の体制づくり	33	緊急通報システム事業の充実	
			34	緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保	
			35	「防災の手引き」の活用促進	
			36	自主防災組織の育成等	
			37	災害時の避難行動支援体制の整備	
			38	防災・災害ボランティア体制の充実	
		方向3 権利擁護の推進	①差別解消への取組の促進	39	障害者差別解消への取組の促進
				40	精神障害者についての社会的な誤解や偏見の解消
			②権利擁護・成年後見の体制づくり	41	日常生活自立支援事業の実施
				42	選挙権行使の支援
				43	成年後見制度の利用支援と法人後見体制の整備
			③虐待の防止	44	成年後見制度の利用支援
				45	障害者虐待防止への取組の促進



基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策
2 どの子どもいざいざと育つまちづくり	方向1 障害への早期対応	①健康づくり支援施策の推進	46	学校保健事業の充実
			47	健康診査・各種検診事業の充実
			48	健康まつりの開催
			49	機能訓練事業の充実
		②母子保健の推進	50	乳幼児健康診査の充実
			51	健康教室の開催
			52	相談指導事業の充実
			53	家庭訪問指導事業の強化
	方向2 療育・教育の充実	①療育体制の充実	54	各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実
			55	療育支援相談業務の充実
			56	早期療育支援体制の充実
			57	療育支援センターの運営
			58	つくし療育ホーム事業の充実
			59	幼児ことばの教室事業の充実
		②学校生活の充実	60	つちうらつくし学園における療育指導の充実
			61	（仮称）児童発達支援センターの開設
			62	おもちゃライブラリーの運営
			63	障害児教育の充実
			64	市立幼稚園への特別支援教育支援員の配置
			65	就学相談の実施
③子育て支援の充実	66	特別支援教育*コーディネーターの配置		
	67	教職員等の障害児教育研修の充実		
	68	小・中学校への特別支援教育支援員の配置		
	69	学校施設のバリアフリー化の推進		
	70	ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現		
	71	障害児保育の充実		
3 就労や多様な社会参加の促進	方向1 就労支援と働く場づくり	①一般就労の支援	72	就学障害児の放課後支援対策の充実
			73	障害者就業・生活支援センター等の活用
			74	ハローワーク土浦等関係機関との連携による就労支援体制の充実
		②福祉的就労の場の提供	75	障害者雇用の促進と事業主等への支援
			76	福祉の店を活用した就労支援の充実
			77	つくしの家における就労支援の実施
	方向2 生きがいのある生活支援	①スポーツ・レクリエーション活動の支援	78	障害者就労施設等からの物品購入等の促進
			79	障害者（児）スポーツ大会の開催
			80	かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実
			81	レクリエーション等の開催
		②生涯学習活動の支援	82	公共スポーツ施設の使用料の減免
			83	公共文化施設の入場料の減免等
			84	図書館等利用における利便性の向上
			85	生涯学習関連施設の整備
		③社会参加の促進	86	障害者が参加できる生涯学習講座の開催
			87	地域活動の促進
			88	障害者（児）福祉団体活動の支援
			89	福祉の店を拠点とする社会活動支援の充実



基本目標	施策の方向	基本施策	施策NO.	個別施策	
4 総合的な福祉サービスの提供	方向1 サービス提供の基盤整備	①情報提供の充実	90	障害者関連の総合的情報提供の充実	
			91	福祉マップの作成・配布	
			92	相談体制の充実	
		②相談支援体制の充実	93	保健福祉総合システムの整備	
			94	基幹相談支援センターの運営	
			95	人材の確保	
		③人材の確保と育成	96	ボランティア派遣事業の充実	
			97	地域介護ヘルパー*養成講座の開催	
			98	ガイドボランティア*の養成・派遣	
	99		市職員研修の充実		
	方向2 福祉サービスの提供		①計画的なサービス提供の推進	100	障害福祉サービスの充実
				101	障害児通所支援の充実
		102		地域生活支援事業の充実	
		103		相談支援事業の充実	
		104		介護保険サービスとの調整	
		②在宅生活の支援	日中活動等	105	障害者自立支援センターの運営
				106	つくしの家の運営
				107	地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施
			訪問系	108	友愛サービス事業の充実
				109	在宅生活支援配食サービスの実施
	110			宅配型食事サービスの実施	
	111			訪問理美容サービス事業の実施	
	安心		112	「こころの相談」事業の充実	
			113	福祉電話の貸与	
			行動支援	114	車いすの貸出
				115	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進
	住まい	116	手話・点訳・音訳サービスの実施		
		117	重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成		
		118	障害者住宅整備資金の貸付		
		119	障害者住宅改造アドバイザー制度の実施の検討		
		120	障害のある人が住みやすい公営住宅の確保		
		121	公営住宅の入居条件の緩和		
	③生活安定のための施策推進	122	障害基礎年金等の支給		
		123	心身障害者扶養共済事業の充実		
		124	各種手当の充実		
		125	生活福祉資金の貸付		
126		障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施			
127		医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成			
128		自立支援医療費の給付等			
方向3 一体的な支援ネットワークの強化	①地域生活支援体制の充実	129	地域での自立した生活の支援体制の整備		
		130	地域生活支援拠点機能の確保		
	②参加と協働の体制確保	131	土浦市地域自立支援協議会の運営		
		132	計画策定への参画促進		



基本目標1 あたたかな安心できるまちづくり

市民アンケートによると、多くの市民は、障害のある人が近くにいたら手助けしたいと考えており、地域や職場などで障害のある人に対する理解はまだ進める余地があると認識しています。

この市民の共生社会づくりへの高い認識を具体的な行動に移していけるようにしていくとともに、障害を理由とする差別やハンディを解消するための環境づくりや仕組みづくりを進めていくことが課題です。

「あたたかな安心できるまちづくり」に向けて、次の施策に取り組みます。

方向1 助け合いのあるまちづくり

住み慣れた地域でともに生きるノーマライゼーション社会の実現では、一人ひとりの意識が最も重要な推進力となります。お互いが理解しあう「こころ」を養い、支え合いの活動を育み、あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。

基本施策

- ① 地域福祉の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ 理解と交流の促進

方向2 活動しやすい安心・安全なまちづくり

施設や交通のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上に努め、誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め、居住環境の整備、行動範囲の拡大を支援します。

また、緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。

基本施策

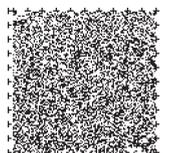
- ① バリアフリーのまちづくりの推進
- ② 行動範囲の拡大支援
- ③ 情報アクセシビリティの向上
- ④ 緊急時救護・災害時支援の体制づくり

方向3 権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。

基本施策

- ① 差別解消への取組の促進
- ② 権利擁護・成年後見の体制づくり
- ③ 虐待の防止



方向1 助け合いのあるまちづくり

① 地域福祉の推進

年齢や障害のある・なしに関わらず、すべての市民が住み慣れた地域の中で自分らしく、安心して生活し続けることができるよう、地域全体で支え合う地域福祉の推進が求められています。

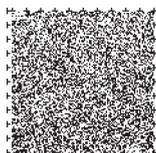
本市は、「土浦市地域福祉計画」に基づき、「あたたかいふれあいのあるまちづくり」を進めています。

今後とも、社会福祉協議会との緊密な連携のもと、障害者福祉の充実をめざし、土浦市ふれあいネットワークの充実、ボランティアセンター等の拠点の運営と有効活用を進めます。

1	社会福祉協議会との連携	担当	障害福祉課
<p>社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な機関として、ボランティア活動や福祉教育を推進し、「土浦市ふれあいネットワーク」を運営しています。</p> <p>今後も「土浦市ふれあいネットワーク」や「土浦市地域自立支援協議会」等を通じ、社会福祉協議会との連携を図り、情報を共有しながら、地域福祉の充実のための事業を推進していきます。</p>			

2	社会福祉協議会の広報活動の推進	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、広報紙「社協だより」を年4回発行し、全戸に配布することにより障害のある人の理解を深める活動及びボランティア活動への参加を促進しています。また、視覚障害のある人に届ける声の季刊誌「リッチボイス」を発行・送付しています。</p> <p>今後は、すべての市民が障害のある人やボランティア活動への理解を深めていくことができるよう、「社協だより」の紙面の工夫や内容の充実を進め、より親しみの持てる広報紙を作成するとともに、ホームページや広報紙には、音訳を取り入れ、より多くの人に情報提供ができるよう努めます。</p>			

3	土浦市ふれあいネットワークの充実	担当	社会福祉課 社会福祉協議会
<p>土浦市ふれあいネットワークは、障害のある人や高齢者などの支援を必要とする人が、家庭や地域の中で安心して暮らせるようにするため、地域全体で支えていくシステムで、中学校区ごとに地域ケアコーディネーターを配置し、地域福祉の担い手相互の連携を図り、相談受付からサービスの必要性の検討と提供を一元的に実施しています。</p> <p>援助を必要とする人への対応を速やかに行うためには、日ごろからの地域との連携が不可欠であり、今後とも、生活圏域である中学校区ごとにスクラムネット（実務者レベルの職員の連携体制）やふれあい調整会議（医師等専門機関による相談対応会議）を継続的に開催し、土浦市ふれあいネットワークの充実を図るとともに、「土浦市地域自立支援協議会」をはじめとする関係機関との連携を深め、円滑なサービス提供に努めます。</p>			



4	ボランティアセンターの運営	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、ボランティアを必要とする障害のある人への情報の提供、ボランティア活動に関する相談、活動場所のあっせんを行うとともに、個人ボランティア・ボランティア団体への支援、情報発信などを行うため、ボランティアセンターを運営しています。また、「音訳」「点字・点訳」「手話（入門・基礎）」「要約筆記」「ガイド（視覚障害のある人の外出支援）」等の障害のある人に関連する各種ボランティア養成講座を開催し、その後のサークル活動へつなげています。視覚障害のある人には、書籍等を点訳したり、声の季刊誌「リッチボイス」を発行・送付するサークル活動を支援しています。</p> <p>今後は、養成講座終了後の活動場所を増やし、ボランティアが活動できる環境整備を図るなど、ボランティアセンターの有効活用を進めるとともに、広報紙やインターネットによる広報や、地域のイベント開催時等における広報活動に力を入れるなど、ボランティアセンターの周知及びボランティア活動への参加の呼びかけを積極的に進めていきます。</p>			

5	総合福祉会館の運営	担当	社会福祉課
<p>地域福祉活動の拠点として整備された総合福祉会館については、引き続き施設の活用と機能の充実を図ります。施設設備等の経年劣化に対応していくとともに、利用団体・利用目的等について、適正な運用を進めていきます。</p>			

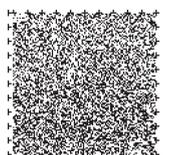
② 福祉教育の推進

市民も福祉・教育関係者も、子どもの頃からの人権教育、福祉教育、障害のある子どももともに過ごす環境づくりが共生社会の基礎となると考えています。

市では、小・中学校において福祉の心を育てる教育に取り組み、社会福祉協議会では福祉体験講座やボランティア推進校への助成など、意識を行動に移せる人づくりを進めています。

今後は、教育委員会と社会福祉協議会の連携を一層強め、子どもからおとなまですべての市民が福祉や人権についてともに考えていけるよう、福祉教育の推進体制を強化していきます。

6	福祉の心を育てる教育の充実	担当	指導課
<p>市内の小中学校では、教育活動を通して福祉の心を育成するために、総合的な学習の時間（福祉体験学習、職場体験学習など）の福祉分野の学習でバリアフリーについて学習をし、道徳教育で人への優しさ、社会のために尽くすことの大切さなど、豊かな心の育成を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある人への理解を深めるため、アイマスクや車いすなどの模擬体験、ボランティア体験等を実施していきます。その際、体験学習前後の児童・生徒への働きかけを工夫し、心に響く指導に努めるなど、体験を重視した教育を充実していきます。</p>			

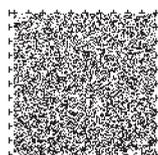


7	福祉体験講座及び職員等による出前講座の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、障害のある人への理解を深め、福祉の心を育成するため、学校等と連携して、市内小中学校の総合的な学習の時間やPTAの集まりにおいて、車いす体験、アイマスク体験、手話体験、点字体験、視覚障害のある人や聴覚障害のある人の講話、盲導犬の学習等を行うとともに、地域と連携しながら、公民館、町内会、職場など学校以外の場でも福祉体験講座や出前講座を開催しています。</p> <p>今後とも、ニーズの変化や障害者福祉制度の変更などに対応し、新しい講座を企画・実施するなど、講座内容の拡充を図り、段階的に学習できるような環境づくりに努めます。</p>			

8	地域交流活動事業等の充実	担当	指導課
<p>市内の小中学校では、総合的な学習の時間を活用して、福祉施設・特別支援学校等、地域の施設を訪問することによる障害のある人とのふれあいを通じ、互いに助け合っるとともに生きる社会を知る地域交流活動事業を実施しています。特別支援学校に通学する児童・生徒との「居住地交流」等を行っている学校もあります。</p> <p>今後とも、特別支援学校や地域の障害者福祉施設との連携を図り、共同及び交流学习の「学校間交流」を進めるとともに、障害のある子どももいない子どももともに学ぶインクルーシブ教育推進の観点から、各学校において障害のある児童・生徒との交流学习の機会を増やしていきます。</p>			

9	ボランティア推進校への助成	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会は、教育委員会と連携してボランティア活動の推進校として募り、助成し、児童・生徒の福祉への理解と参加を促進しています。</p> <p>今後は、児童・生徒の支え合いの心を育み、自発的なボランティア活動を促すなど、学んだことを実践へとつなげられるよう、社会福祉協議会事業等への協力・理解・啓発を進め、次世代の担い手の育成をめざした事業に積極的に取り組んでいきます。</p>			

10	青少年赤十字（JRC）活動の推進	担当	小・中学校
<p>市内の小中学校では、青少年赤十字（JRC）の基本理念である人の生命と尊厳を大切にする「人道」の育成や「気づき、考え、実行する」という態度を養うため、児童・生徒と教師、学校の主体性のもと、募金活動、清掃活動、古切手の収集など青少年赤十字の実践活動を推進しています。</p> <p>今後とも、これらの活動を通じ、すべての人が認め合い、支え合う社会を担う青少年を育てていきます。</p>			



③ 理解と交流の促進

すべての市民が、障害のある人への理解を深め、障害により添う視点を持つことが共生社会の基礎となります。

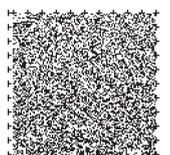
市では、社会福祉協議会と連携して、広報活動とともに、福祉の店を拠点とする交流、地域におけるサロン活動の促進など、障害のある人とない人が互いに交流する機会づくりに取り組んでいます。

今後とも、市民の理解と交流を促すための情報提供と場づくり、機会づくりを積極的に進めていきます。

11	市民の意識啓発・広報活動の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人に対する一人ひとりの理解と認識を深めるための情報提供に取り組んでいます。障害者団体や大学と協働して「防災の手引き」を平成21年と25年に作成し、市ホームページに掲載し、理解促進に努めています。また、県・関係団体の共催による「障害者福祉の集い」に参加しています。</p> <p>今後とも、市の広報紙やホームページ、ポスター、ケーブルテレビ等の多様なメディアを活用した情報提供、障害者団体・ボランティア団体との協働によるイベントの開催や学校の授業などを通しての啓発活動を行います。</p>			

12	福祉の店を拠点とする交流の促進	担当	障害福祉課
<p>市では、福祉の店ポプラ中央店を拠点に、障害者社会参加活動支援事業を実施しています。また、産業祭、キララまつり、健康まつり、カレーフェスティバル等のイベントで手作り品等の展示即売を通じて市民等と交流することにより、障害のある人への理解を促進するとともに、ボランティアの育成を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある人とない人が互いに交流し、理解を深め合う機会を確保していきます。</p>			

13	ふれあい・いきいきサロンの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、市内各町内に1か所の設置を目標に、地区長をはじめ関係団体に対して障害のある人や高齢者をはじめ、すべての地域の方々が集えるふれあい・いきいきサロンづくりの推進を呼びかけています。設置を希望する団体には、補助金を交付するとともに、サロンが地域の生きがいづくりはもとより、情報交換の場であることなどの理解を進めており、徐々に団体数も増加してきています。</p> <p>今後は、未設置地域に対して、地域のイベント開催時等に広報活動を実施します。また、支部による広報活動を促進し、地域の理解を求めていきます。</p>			



方向2 活動しやすい安心・安全なまちづくり

① バリアフリーのまちづくりの推進

障害のある人も障害のない人も、障害を理由とする差別のない社会づくりに向けて、施設や道路、交通機関などのバリアフリー化が重要と考えています。

市では、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」、「土浦市バリアフリー基本構想」に基づき、公共施設、駅前、道路施設等を中心に、すべての人が安全かつ円滑に利用できるような環境づくりを進めています。

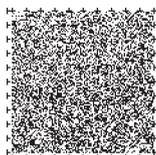
今後とも、民間事業者との連携を強化し、障害の種別や程度に関わらず円滑に参加・活動できるバリアフリーの環境が連続的・面的に確保されるよう努めます。

14	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」の推進	担当	社会福祉課
<p>市では、市関連施設について、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、施設ごとに計画的なバリアフリー化を進めています。</p> <p>今後とも引き続き市関連施設等の公共的施設や民間施設のバリアフリー化を進め、誰もが使いやすい施設環境づくりに努めます。</p>			

15	バリアフリーの促進	担当	都市計画課
<p>市では、「土浦市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区（土浦駅、荒川沖駅、神立駅の周辺地区）を中心に、利用者の声を聞きながら連続的な移動等の円滑化を図るために必要な事業を進めています。</p> <p>今後とも、「土浦市バリアフリー特定事業計画」（第2期：平成27年度～31年度）を中心に、計画的・継続的にバリアフリー化を推進していきます。</p>			

16	都市公園の整備及び改修	担当	公園街路課
<p>都市公園では、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、開発行為による公園整備の指導を進めています。市事業による新設公園の整備・既設公園の改修等に際しては、トイレ・水飲み器などの改修、車いすで通行可能な園路の整備などを実施しています。</p> <p>今後とも、多目的トイレの設置など公園等のバリアフリー化を推進します。</p>			

17	民間施設のバリアフリー化等の促進	担当	建築指導課
<p>民間施設のバリアフリー化については、バリアフリー新法*の内容をホームページ等によって周知し、整備を促しています。特に特別特定建築物（2,000㎡以上）については、高齢者、障害のある人の社会参加が促進され、すべての利用者に利用しやすい施設づくりが求められます。</p> <p>今後は、市ホームページに認定手続きの内容についても掲載し、制度の周知と活用の促進を図ります。</p>			



18	音響装置付信号機の設置及び点字誘導ブロックの敷設	担当	生活安全課
<p>市では、音響装置付信号機の設置や点字誘導ブロックの敷設について、土浦警察署と道路管理者に要望するなど、整備の促進に努めています。</p> <p>今後とも、既存施設の改修も含め、土浦警察署や道路管理者に引き続き働きかけ、視覚障害、聴覚障害のある人などが安心して通行できる道路環境づくりを進めていきます。</p>			

19	公共施設等における補助犬受け入れ体制の整備	担当	障害福祉課
<p>市の施設において、身体障害のある人が同伴する補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を受け入れる体制の整備・充実を図っています。また、民間施設における受け入れを促進するため、国が、身体障害者補助犬法の周知徹底を目的に作成した、リーフレット「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」や補助犬ステッカーのほか、医療機関向けのリーフレットを窓口を設置して周知しています。</p> <p>今後とも、身体障害者補助犬法の目的である補助犬を使用する身体障害のある人の市の施設等の利用円滑化を図り、身体障害のある人の自立及び社会参加を促進するよう周知します。</p>			

② 行動範囲の拡大支援

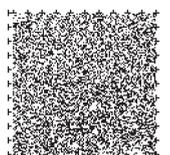
障害のある人が円滑に参加・活動できるまちづくりでは、施設等のバリアフリー化とともに、交通手段の確保や移動支援など、自由な行動を支える仕組みの確保が重要です。

市では、人にやさしい公共交通等の充実、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援事業等の確保に取り組むとともに、自家用車利用関連の支援を実施しています。

今後とも、利用ニーズを把握しながらこれらの支援を確保・充実し、障害のある人が自由に行動できる範囲を拡大していけるよう図ります。

20	人にやさしい公共交通の導入の促進	担当	都市計画課
<p>障害のある人や高齢者が安心して快適に外出し、社会参加できるよう、低床バスの導入台数増加や、運行時間の固定化、公共施設等へアクセスしやすい運行ルートの検討等、公共交通機関の利便性の向上を促進しています。ノンステップバスの導入については、国・県と同様に補助対象が新型車両のみから中古車両を含めたものへと充実しました。</p> <p>今後とも、ノンステップバスの導入を促進するなど、利用しやすい公共交通の環境づくりに努めます。</p>			

21	福祉バスの運行	担当	社会福祉課
<p>市では、福祉バスを運行し、障害のある人が各種イベント・大会等に参加しやすいよう便宜を図っています。</p> <p>今後とも、利用目的や行程等の適正な設定を踏まえた運行を通じ、障害のある人の社会活動を支援していきます。</p>			



第4章 施策の展開（障害者計画部分）

22	重度障害者福祉タクシー利用料金の助成	担当	障害福祉課
<p>市では、重度障害のある人の外出支援及び社会参加促進の一環として、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、市の事業として助成制度を確保していきます。</p>			

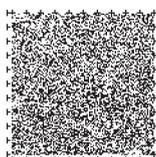
23	リフトタクシー運行費の補助	担当	障害福祉課
<p>市では、車いす使用者など外出が困難な状況にある身体障害のある人の通院等における負担軽減や積極的な社会参加の促進を図るため、リフト付車両を運行する民間タクシー会社に対し、運行費の一部を補助しています。</p> <p>今後とも、リフトタクシーの運行費を補助し、交通手段を確保していきます。</p>			

24	障害者外出支援の充実	担当	障害福祉課
<p>移動に著しく困難のある在宅で障害のある人の外出支援については、重度訪問介護、行動援護、同行援護の障害福祉サービスが充実してきています。また、市では、地域生活支援事業として、移動支援事業を実施しています。</p> <p>現在、移動支援事業の通勤、通学及び通所のための利用は、介護者や保護者に緊急かつやむを得ない理由があるときに限られていますが、ニーズに即した支援サービスのあり方を検討していきます。</p>			

25	自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免制度の周知	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人やその家族等が運転する場合、障害種別や程度に応じて自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されることを、障害者手帳交付時に提供する福祉ガイドや毎年配布する障害者（児）福祉サービスのパンフレットに掲載して案内しています。</p> <p>今後とも、自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免について周知し、障害のある人の行動範囲の拡大を図ります。</p>			

26	自動車運転免許取得費用の助成	担当	障害福祉課
<p>市では、4級以上の身体障害者手帳所持者が通勤、通学その他の社会参加活動のために、普通自動車免許を取得する場合、その取得費用の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、地域生活支援事業として、助成制度を確保していきます。</p>			

27	自動車改造費用の助成	担当	障害福祉課
<p>市では、2級以上の上肢・下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳所持者が通勤、通学その他の社会参加活動のために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルを改造する必要があるときに、その改造費用の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、地域生活支援事業として、助成制度を確保していきます。</p>			



③ 情報アクセシビリティの向上

障害を理由とする分け隔てを感じることなく、自分らしい生活を実現していくためには、施設や交通のバリアフリー化のみならず、情報面の制約の解消が極めて重要です。

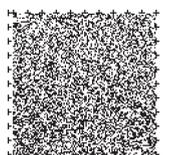
市では、「土浦市総合情報化基本計画及び実施計画」に基づき、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる行政情報づくりや広報を進めています。本計画も、市としてははじめて紙に掲載された文字情報をデジタル（音声）化するSPコード*（音声読み取り機能）付きで製本し、市ホームページに掲載しています。

今後とも、ICT*（情報通信技術）を活用した情報バリアフリー化の推進、市民との協働による点字や音声情報などの充実、手話通訳者による窓口対応など、誰にも利用しやすい魅力的な情報づくりに努めます。

28	利用に配慮した情報の提供	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が行政情報などを円滑に利用できるよう、手話通訳者の設置、SPコードの付記、点字版、音声テープ版の作成など情報バリアフリー社会の実現に向けた取り組みを行っています。「防災の手引き」は、SPコードを付記して製本し、障害のある人や地域の防災関係者等に配付するとともに、市ホームページへの掲載、点字版、音声テープ版の作成・配付も行いました。障害者計画・障害福祉計画書は、市の計画としてははじめて、SPコード付記で製本し、市ホームページに掲載しています。</p> <p>今後とも、情報提供に対する障害のある人の意見を聴きながら、どのような情報ツールが必要か検討し、情報アクセシビリティの向上に努めます。</p>			

29	高度情報化の推進に係る障害のある人等への配慮	担当	行政経営課
<p>市では、電子自治体の推進のための高度情報化に係る計画や整備にあたって第2次土浦市総合情報化基本計画及び実施計画を策定し、その中で障害のある人などに対する各種情報提供の充実（SPコードの活用）と音声付ホームページの構築の2つを柱に印刷物や音声による情報提供の充実を図るなど、障害のある人のICT利用や迅速な情報提供に配慮しています。</p> <p>今後とも、土浦市総合情報化基本計画及び実施計画の見直しなどを機に、ICTの普及状況を勘案しながら、情報提供に格差を生じさせない環境づくりを進めていきます。</p>			

30	広報の充実	担当	広報広聴課
<p>市では、障害のある人に対する情報提供のために、市の広報紙において、点字広報と声の広報を月2回発行するとともに、ホームページ音声読上げ機能などを活用し案内を行っています。（点字・声の広報発行业務）</p> <p>今後とも、茨城県視覚障害者協会と連携し、障害のある人の意見を反映しながら、提供する情報の内容や方法などを充実させていきます。</p>			



31	広報バリアフリー化の推進	担当	広報広聴課
<p>市では、ケーブルテレビ「マイシティつちうら」をはじめ、テレビやラジオで市の情報番組で情報を提供したり、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、メール配信など、インターネットを活用した情報提供を実施しています。「マイシティつちうら」は、市民との協働により市民目線での番組づくりに努め、市ホームページは、音声読み上げや文字拡大機能等により情報のバリアフリー化に努めています。</p> <p>今後とも、魅力ある情報を、新たな媒体も活用しながら、障害のある人への対応や配慮を進め、あらゆる世代に情報を提供できるよう充実を図ります。</p>			

32	手話通訳者による窓口対応	担当	障害福祉課
<p>市では、市役所の窓口での手続きの円滑化を支援するため、毎週月・木曜日、手話通訳者を設置しています。手話通訳者の設置日以外は、筆談となることから、聴覚障害のある人への各種通知文には、手話通訳者の設置日を案内しています。</p> <p>今後とも、現在の体制を維持・充実し、利用しやすい窓口づくりに努めます。</p>			

④ 緊急時救護・災害時支援の体制づくり

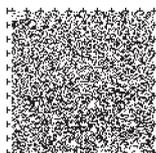
地震や風水害への不安が高まっています。障害のある人が地域で安心して生活していくためには、日頃の緊急通報体制とともに、災害時の避難支援体制の確保が重要です。

市では、障害者団体、大学と連携して「防災の手引き」を作成し、内容の充実を図っています。また、地域防災計画に基づき、地域の自主防災体制、災害時避難行動要支援者*への対応体制づくりを進めています。

今後とも、「防災の手引き」の周知に努めるとともに、地域や福祉施設等と連携して災害時の避難支援体制を確立し、これを通じて地域の中で日頃の交流や支え合いの体制づくりが促進されるよう図ります。

33	緊急通報システム事業の充実	担当	障害福祉課
<p>ひとり暮らしの重度身体障害のある人、聴覚障害のある人に緊急通報装置を貸与し、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう運営しています。</p> <p>今後とも、ひとり暮らしの重度身体障害のある人等の日頃の安心を支えるため、事業の周知と活用の促進を図ります。</p>			

34	緊急時・災害時の情報獲得・発信手段の確保	担当	障害福祉課
<p>市では、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある人に対する緊急通報装置の貸与のほか、土浦市安心・安全情報メールの配信などを行っています。</p> <p>今後は、平成28年度に発足する「いばらき消防指令センター」が聴覚言語障害のある人に対応する携帯電話やスマートフォン、パソコンの端末から119番通報できる「Web119」を整備し、緊急時等の情報発信・獲得手段の拡充を図ります。</p>			

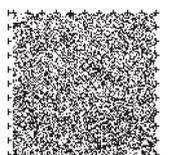


35	「防災の手引き」の活用促進	担当	障害福祉課
<p>市では、障害者団体、つくば国際大学との協働により、障害のある人向けの防災マニュアル「防災の手引き」（音声・点字対応あり）を作成し、障害者手帳所持者、地区長、民生委員・児童委員等に配付するとともに、市ホームページ等にも掲載しています。「防災の手引き」には「安心カード」を組み込み、緊急時に必要な情報を記載するよう、活用を呼びかけています。</p> <p>今後は、「防災の手引き」を障害福祉課、高齢福祉課に配置し、障害のある人が災害に備えられるよう知識の普及に努めます。また、大規模な地震などの災害発生に備え、災害時避難行動要支援者のための避難所の確保や避難経路の周知等に努め、避難マップは、福祉マップの作成と併せて作成することを検討します。</p>			

36	自主防災組織の育成等	担当	総務課
<p>市では、災害時における「共助」の考え方の普及啓発を図りながら自主防災組織の必要性を強調し、組織化に向けた働きかけを進めるとともに、自主防災組織の育成・強化に努めています。</p> <p>今後とも、各地域での自主防災組織の一層の充実及び活発化に資する支援を図り、災害時における障害のある人や高齢者への安心・安全につながる支援体制づくりを進めます。</p>			

37	災害時の避難行動支援体制の整備	担当	総務課
<p>市では、地域防災計画の見直しに伴い、庁内関係各課が連携して災害時避難行動要支援者の支援体制づくりを進めています。災害時に自力での避難が困難な人が安全に避難するためには、避難行動に支援が必要な人の状況を把握し、その情報を地域の支援者に提供して速やかな支援にむすびつけることが必要です。</p> <p>今後は、災害時避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、支援対象者・支援者の登録とともに、地域における支援体制の構築に努めます。</p>			

38	防災・災害ボランティア体制の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、市民・地域の防災・災害への対応力を高めるため、「防災ボランティア養成講座」の開催、講座修了生の組織化、既存の防災ボランティアを活用した障害のある人の防災対策支援、災害ボランティア講演会の開催による市民への意識啓発に取り組んでいます。また、災害発生後に災害ボランティアセンターが速やかに設置・運営されるよう、職員で災害ボランティアワーキングチームを結成し、センター設置運営マニュアルの作成、センター設置訓練を実施するなど、平時からの体制づくりに努めるとともに、被災地へボランティアを派遣しています。</p> <p>今後とも、関係機関と連携して地域の防災力を高める取り組みを行うとともに、災害ボランティア活動参加者を対象とする養成講座等を通じたボランティアの育成、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しなど、災害ボランティア体制の充実に努めます。</p>			



方向3 権利擁護の推進

① 差別解消への取組の促進

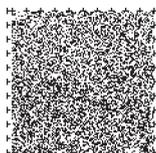
障害者権利条約の批准，障害者差別解消法の成立（平成28年4月施行）など，障害を理由とする差別の完全撤廃をめざす体制が構築されつつあります。

本市においても，学校や職場，地域の中での差別解消に向けた情報提供等に取り組んでいます。

今後とも，精神障害など外からわかりにくい障害への理解促進を含め，障害に対する正しい理解普及に努め，障害のある人への差別と偏見の解消に努めます。

39	障害者差別解消への取組の促進	担当	障害福祉課
<p>障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて，障害のある人への差別解消に関わる啓発及び知識の普及を図り，障害を理由とする差別の解消を促進します。学校における人権教育や福祉教育の推進とともに，職場や趣味・スポーツ活動，地域社会における交流を促し，障害のある人への差別と偏見を解消する働きかけを行っていきます。</p>			

40	精神障害者についての社会的な誤解や偏見の解消	担当	障害福祉課
<p>精神障害のある人の地域生活への移行を促進し，地域住民の理解を深めるため，パンフレットの配布のほか，広報や健康まつりなどの機会を利用した啓発活動，「こころの相談」に取り組んでいるほか，障害者社会参加活動支援事業の実施により，福祉の店ポプラでの精神障害のある人等の雇用並びに社会参加活動への登録・参加による，各種イベント等での出張販売等を実施しています。</p> <p>今後は，障害者社会参加活動支援事業での精神障害のある人等の雇用並びに社会参加活動を継続することにより，精神障害についての正しい理解の普及に努めるとともに，精神障害の正しい理解普及のための研修について効果的な実施方法等を検討します。</p>			



② 権利擁護・成年後見の体制づくり

障害のある人の人権、財産等を守るためには、本人の自己決定能力を引き出す支援及び本人に代わってその権利と財産を守る後見体制の整備・充実が必要です。

市では、社会福祉協議会が設置した「成年後見センターつちうら」と連携することで、市民の権利を擁護する拠点機能を整備しました。

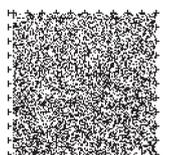
今後は、「成年後見センターつちうら」を中心に、権利擁護・成年後見の体制を充実し、障害のある人が適切に各種支援を利用して生活の安心を確保できるよう図ります。

41	日常生活自立支援事業の実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、知的、精神障害のある人や認知症高齢者等で自己決定能力が低下した人に対して、福祉サービス利用支援と日常的金銭管理支援を一体的に行う日常生活自立支援事業を実施しています。平成26年4月に「成年後見センターつちうら」を設置し、支援体制の充実が図られました。</p> <p>今後とも、利用者の増加が見込まれるため、「成年後見センターつちうら」を中心に、民生委員・児童委員等と連携しながら関係機関への周知活動を積極的に行い、潜在化している利用者の発掘と支援の拡充につなげます。</p>			

42	選挙権行使の支援	担当	選挙管理委員会
<p>選挙管理委員会では、郵便等投票を行うことができる重度身体障害のある人などの選挙人に対して、身体障害者手帳等を交付する機会のもとより、広報紙、ホームページの利用などにより郵便投票制度等の情報提供や普及啓発に努め、対象者の選挙権行使の拡大を図っています。</p> <p>今後は、点字や音声メディアによる選挙情報の提供をはじめ、スロープ設置や車いすの配備などによる投票所のバリアフリー化を進めるなど、よりきめ細やかな施策の展開と配慮により、障害のある人の選挙への参加を促進します。</p>			

43	成年後見制度の利用支援と法人後見体制の整備	担当	社会福祉協議会
<p>「知的障害」「精神障害」「認知症」などによって判断能力が不十分な人の権利と財産を守るため、平成26年4月から「成年後見センターつちうら」の運営が開始されました。成年後見制度の相談、申立支援、市民後見人養成講座の開催、法人後見の受任等、成年後見制度利用支援体制を整備し、充実を図ります。</p>			

44	成年後見制度の利用支援	担当	障害福祉課
<p>「知的障害」「精神障害」「認知症」などによって判断能力の不十分な障害のある人や高齢者等の財産管理や契約等の法律行為を保護し支援する成年後見制度の普及啓発を図り、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害のある人や高齢者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。また、資産状況等により後見人等への報酬の支払いが難しい人を対象に、費用支払いの支援を行います。</p> <p>社会福祉協議会が「成年後見センターつちうら」を設置したことに伴い、同センターと密に連携をとりながら、今後とも、判断能力が不十分な障害のある人について、身寄りがない等の理由により成年後見制度の申立てができない場合に、市長申立及びその後の支援を必要に応じて実施していきます。</p>			

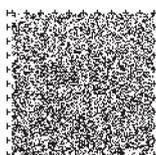


③ 虐待の防止

障害者虐待防止法の施行を受け、市では「土浦市障害者虐待防止センター」を設置し、虐待の防止と発生時早期対応体制を整備しています。

今後とも、「土浦市障害者虐待防止センター」を中心に虐待防止施策の充実を図ります。

45	障害者虐待防止への取組の促進	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>障害のある人への虐待を防止するため、「土浦市障害者虐待防止センター」を設置し、24時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理、虐待をうけた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともにパンフレットやティッシュ等のノベルティグッズを作成・配布するなど普及啓発に努め、障害者虐待防止体制の充実を図ります。事業者や施設、家庭内における虐待に気づいた場合は、「土浦市障害者虐待防止センター」へ速やかに連絡し、早期対応が図れる体制を、市民とともにつくっていきます。また、福祉サービス事業所に対する障害者虐待防止法への理解促進、虐待防止マニュアルの整備・運用の促進や相談対応に取り組みます。</p>			



基本目標2 どの子どもいきいきと育つまちづくり

障害は誰にもひとごとではなく、早期発見・早期対応が重要です。特に、発達に心配や不安のある子どもが増える中で、早期の療育（医療と教育による個別指導）の重要性が高まってきています。

障害のある子ども一人ひとりの状況に即した支援（学校生活の支援や学習サポート）が求められているとともに、子どもたちが障害のある・なしに関わらず、学校や地域の中でともに学び、遊び、豊かな人間関係をつくっていきけるような環境づくり、療育から学校生活、卒業後へと円滑につながる支援体制の確立が求められています。また、障害のある子どもを育てる保護者が安心して仕事と育児を両立できるような支援も重要です。

障害への早期対応とともに、「どの子どもいきいきと育つまちづくり」に向けて、次の施策に取り組みます。

方向1 障害への早期対応

市民の心身の健康づくり支援、母子保健の充実などにより、障害の早期発見・早期対応に努めます。

基本施策

- ① 健康づくり支援施策の推進
- ② 母子保健の推進

方向2 療育・教育の充実

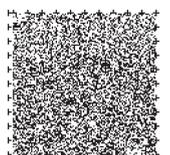
療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に不安のある子ども、その家族への支援を強化します。

学校等においては、教育機関、保健機関、地域等の連携により、障害のある子どもがともに学べる教育環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性に応じた保育・教育を推進し、就学前から学齢期、就労までの切れ目のない一貫した支援を行います。

また、障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど、子育て支援の充実を図ります。

基本施策

- ① 療育体制の充実
- ② 学校生活の充実
- ③ 子育て支援の充実



方向 1 障害への早期対応

① 健康づくり支援施策の推進

学校保健，市民向けの健康診断・各種健診，健康相談等の健康づくり支援施策は，障害の早期発見・早期対応，生活習慣の改善などの重要な機会となります。

市では，ホームページから検診の申し込みができるようにしたり，健康まつりで各種の情報提供や相談ができるようにするなど健康づくり支援に努めています。また，疾病や事故等により在宅療養している人を対象とする機能訓練を実施しています。

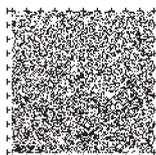
今後とも，各種事業を充実し，障害への早期対応を進めていきます。

46	学校保健事業の充実	担当	学務課
<p>市では，小中学校における健康診断を通じて，児童・生徒等の障害の早期発見，早期対応等に努めています。また，児童・生徒が健康な学校生活を送り，将来の生活習慣病予防にも取り組んでいけるよう，日々の健康チェックや指導を進めています。</p> <p>今後とも，学校保健事業を通じて，早期から生活習慣病予防の意識づけを行い，学齢期から将来にわたる健康づくりの推進を図ります。</p>			

47	健康診査・各種検診事業の充実	担当	健康増進課
<p>市では，障害の発生原因となる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療のために，健康診査及びがん検診など各種検診事業を実施し，受診率向上のため，広報紙やホームページなどを通じて健康診査やがん検診の周知に努めています。平成 25 年度からは，ホームページから直接検診申し込みができるようにし，受診者の利便性の向上を図っています。</p> <p>今後とも，受診率の向上に努め，生活習慣病等疾病の予防を促進します。</p>			

48	健康まつりの開催	担当	健康増進課
<p>市では，市民の健康意識の高揚と少子高齢化等に対応した，各種保健事業・福祉施策等への理解と認識を深めるために，健康まつりを開催し，講演会，各種相談コーナーや展示コーナー等の設置などを実施しています。</p> <p>今後は，市民が健康づくりのために生活習慣改善の必要性を理解し自ら行動変容を実行できる環境づくりのため，保健や医療に関する新しい情報提供の一層の充実を図ります。</p>			

49	機能訓練事業の充実	担当	健康増進課
<p>市では，疾病，事故等により，在宅で療養している 40 歳から 64 歳までの治療終了後訓練又は日常生活のための訓練を必要とする人に対して，心身機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けることを目的に，「ふれあい教室」を実施しています。</p> <p>今後とも，医療機関や茨城県指定地域リハビリテーション広域支援センター，地域リハステーションなどの関係機関との連携を図りつつ，広報紙による周知などを行い，参加者の増加を図ります。</p>			



② 母子保健の推進

妊娠・出産、乳幼児期からの健康づくり支援は、子どもの疾病・障害の早期発見、早期治療・療育のみならず、保護者・家庭の対応力を育むためにも重要です。

本市では、乳幼児健康診査や健康教室、各種相談指導により、これを支援しています。

今後とも、母子保健を通じて、子どもの障害や発達の心配への早期対応を進めます。

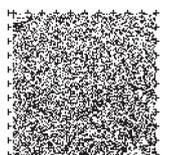
50	乳幼児健康診査の充実	担当	健康増進課
<p>市では、乳幼児の健全な育成のため、乳幼児期における疾病・障害の早期発見、早期治療・療育を目的に、毎月4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。障害の早期発見・早期対応を進めるためにも、受診の徹底を図ることが重要です。</p> <p>今後とも、未受診者に対し健康診査受診勧奨を行い、全乳幼児の状況把握に努めます。</p>			

51	健康教室の開催	担当	健康増進課
<p>市では、妊婦等に対して妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図るため、マタニティ教室・離乳食教室を実施しています。教室では、妊娠届出時の案内、広報やホームページ、みんなの健康づくり便利帳に日程を掲載するなど周知に努め、参加者同士の交流を促進しています。</p> <p>今後とも、周知を継続し、教室参加を勧めていきます。</p>			

52	相談指導事業の充実	担当	健康増進課
<p>市では、乳幼児の発達や育児等に対する保護者の不安の解消を図るため、10か月児育児相談、赤ちゃん身体計測、個別栄養相談等の相談事業を実施しています。</p> <p>今後とも、育児不安の解消等を目的とした母親に対する支援体制を充実します。</p>			

53	家庭訪問指導事業の強化	担当	健康増進課
<p>市では、母子の心身の健康維持のため、保健師の家庭訪問による相談指導を行い、育児不安を訴える事例や虐待の疑いのある事例等については、その家庭の状況を十分に把握するため、定期的な家庭訪問による指導を実施しています。</p> <p>今後とも、マンパワーの確保に努めるとともに、実施にあたっては地域ケアシステム*などの利用により、関係機関との連携を充分にとりながら対応していきます。</p>			

54	各種乳幼児健診後の指導・フォロー体制の充実	担当	健康増進課
<p>市では、発達に特別な支援を必要とする幼児に対して、親子どんぐり教室やすこやか健診等による健診後のフォローに努めています。各健診において、発達面の経過観察を必要とする幼児が増加しており、早期療育相談事業と連携して対応していますが、療育を必要とする幼児とその保護者が、適切な相談・療育が受けられるよう、教室や健診事業の充実、各関係機関との連携を深めていくことがますます重要となってきています。</p> <p>今後とも、各関係機関との連携を強化し、適切な相談・療育が受けられるよう指導体制を充実します。</p>			



方向2 療育・教育の充実

① 療育体制の充実

発達に心配のある子どもが増加し、子どもの発達に不安のある保護者からの相談も年々増加しています。

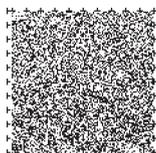
市では、療育支援センター「つくし療育ホーム」「つくし学園」と保健センター内の「早期療育相談」「幼児ことばの教室」を運営し、就学前児童の発達相談、療育、保護者への相談対応などを充実してきました。社会福祉協議会のおもちゃライブラリーは、発達支援とともに障害のある子どもとない子どもの交流の場となるよう検討していきます。

今後は、療育支援センターと「早期療育相談」「幼児ことばの教室」の各機能を統合した（仮称）児童発達支援センターの開設をめざし、対応力の拡充と各機能の強化を図っていきます。

55	療育支援相談業務の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、療育支援センターに療育相談員を配置し、来所による相談、電話相談、保健センターにおける健診時の相談、フォローアップ教室及び市内療育機関に対しての助言・指導、公立保育所巡回指導、幼稚園・学校への訪問指導を行っています。また、一人ひとりの発達状況に応じた療育、一貫した助言・指導が行われるよう、早期療育担当者会議を行い、相談員同士が共通の理解を図る時間を設け、教育委員会等との連携を密にし、適正な療育及び教育が行われるよう努めています。</p>			

56	早期療育支援体制の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、療育支援センターの早期療育相談に臨床心理士・言語聴覚士、幼児ことばの教室に言語聴覚士、つくし療育ホーム・つくし学園に作業療法士を職員として配置しています。</p> <p>今後とも、発達に特別な支援を必要とする児童及びその保護者に対する支援体制の強化に努めていきます。</p>			

57	療育支援センターの運営	担当	障害福祉課
<p>療育支援センターでは、早期療育の拠点施設として、障害の程度に応じて、児童の単独通園及び保護者との同伴通園による療育指導を実施し、自立に向けた発達を支援するとともに、専門的な技術・知識を持ったことばの教室の指導員や早期療育の相談員を配置することにより、児童や保護者のニーズに対応しています。相談件数は増加傾向にあり、機能の拡充が必要となってきました。</p>			



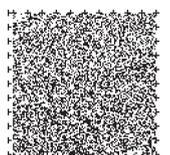
58	つくし療育ホーム事業の充実	担当	障害福祉課
<p>つくし療育ホームでは、児童発達支援として、日常生活における基本的動作の指導や身体の機能を向上させるため、自立に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応に向けた訓練を行っています。</p> <p>今後は、専門の職員（理学療法士）の配置を検討し、また、通園児の保護者に対する療育支援援助のため、研修会を実施していきます。</p>			

59	幼児ことばの教室事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、保健センターで「幼児ことばの教室」を運営し、ことばの遅れなど、コミュニケーション等の発達に特別な支援を必要とする幼児に対して、療育指導を実施しています。利用者は年々増加しており、大学院生等を指導員として配置しています。</p> <p>今後は、療育支援センターと同一の建物に配置し、(仮称)「児童発達支援センター」として運営を行い、ことばの遅れのある子どもに対する支援体制の充実に努めます。</p>			

60	つちうらつくし学園における療育指導の充実	担当	障害福祉課
<p>つくし学園では、3歳以上で発達の遅れがある幼児に対して、児童の単独通園や自活に必要な知識や技能を付与又は集団生活への適応に向けた訓練を行っています。療育支援センターを中心とする早期療育相談により、つくし学園の紹介や見学が進み、利用者が増えてきています。</p> <p>今後とも、発達の遅れのある幼児に対する支援体制の充実に努めます。</p>			

61	(仮称)児童発達支援センターの開設	担当	障害福祉課
<p>療育支援センター「つくし療育ホーム」「つくし学園」と保健センター内の「早期療育相談」「幼児ことばの教室」を統合した機能をもたせた(仮称)「児童発達支援センター」を開設し、障害のある子ども及び発達に特別な支援が必要な児童等への支援を行い、地域における療育支援の中核的な役割を担います。</p>			

62	おもちゃライブラリーの運営	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある子ども向けのおもちゃの製作と貸出を行い、それぞれの子どもの発達促進を図っています。ライブラリーの周知に向けては、市内小中学校の特別支援学級等におもちゃの貸出し用カタログを配布しています。利用者の増加を目的として、平成26年度にライブラリーの場所を新治総合福祉センターに移転したことで、利用者が増えてきています。</p> <p>今後は、障害のある子どもを持つ家庭への周知活動を進めていくとともに、ライブラリーが障害のある子どもとない子どもの交流の場となるよう検討します。</p>			



② 学校生活の充実

障害のある・なしに関わらず、どの子どもも心豊かな学校生活を望んでいます。

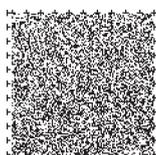
市では、特別支援教育コーディネーターを中心とする幼稚園、小・中学校における指導体制の充実、学校のバリアフリー化などを進めています。発達段階に応じた対応としては、就学相談や相談支援ファイルの作成を行っています。

今後とも、教職員向けの研修や専門家による巡回指導など教職員の対応力を高める支援を充実するとともに、教育面での相談支援ファイルと福祉サービス利用に係るサービス等利用計画の連結化を進めるなど、医療、福祉、教育をはじめ多くの機関が連携してライフステージに応じた切れ目のない支援の実現をめざします。

63	障害児教育の充実	担当	指導課
<p>市では、発達障害のある幼児・児童・生徒への対応体制を充実するため、障害児教育に関する講演会、合同研修会、小中学校特別支援学級合同校外学習等を開催するとともに、一人ひとりに応じた個別指導計画・教育支援計画を策定し、特別支援教育を推進しています。また、障害の種類や程度に応じた適切な教育を行うため、早期療育支援事業との連携、特別支援学校の「特別支援教育地域相談センター」における相談や、市特別支援教育推進事業の「巡回相談」を実施しています。ここでは、本人への対応とともに保護者に対する指導・支援、地域の理解を促す取り組みも重要です。</p> <p>今後とも、学校における障害児教育の充実を図るとともに、個別の教育支援計画としても利用できる「相談支援ファイルつちうら」が有効に活用されるように、特別支援教育コーディネーターによる地域・保護者への助言等を行っていきます。また、市特別支援教育推進事業における連携協議会においても、障害児教育の充実がさらに図れるように、教育、保健、福祉等の関係機関が連携して一貫した支援を行うための方策を検討していきます。</p>			

64	市立幼稚園への特別支援教育支援員の配置	担当	学務課
<p>市では、市立の幼稚園で障害のある子どもを受け入れていけるよう、支援及び介助を必要とする子どもに対し、特別支援教育支援員を配置しています。</p> <p>支援等が必要な園児は年々増えてきていることから、今後も必要に応じて支援員を配置して、園児が安心して幼稚園生活を送れるよう、支援・介助の充実をめめます。</p>			

65	就学相談の実施	担当	学務課 指導課
<p>市では、「土浦市教育支援委員会」において、障害のある次年度の就学児の生育歴・家庭環境・保護者の希望などを踏まえ、就学先について総合的に判断し、保護者と十分話し合いながら就学先について決定しています。</p> <p>また、就学児の保護者が就学について電話などでの相談ができるよう、今後も「土浦市教育支援委員会」を中心に各機関との連携を強化し、継続的な就学相談及び支援体制の充実を図っていきます。</p>			

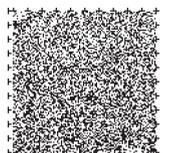


66	特別支援教育コーディネーターの配置	担当	指導課
<p>市では、各小中学校、幼稚園に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内における特別支援教育を推進するとともに、保護者や学級担任の相談窓口、地域の関係機関との連携や調整を行い、支援を必要とする子どもを幼稚園・学校・家庭・地域・関係機関が一体となって支える体制づくりを進めています。</p> <p>今後は、小中一貫教育を進める中で、特別支援教育推進体制をつくり、支援を必要とする児童・生徒の共通理解と共通実践を進めます。定期巡回相談において、巡回相談員による特別支援教育コーディネーターへの助言も継続的に行っていきます。</p>			

67	教職員等の障害児教育研修の充実	担当	指導課
<p>市内の公立・私立幼稚園・学校・保育所・療育機関等で障害のある子どもに関わる職員の専門性の向上と障害のある子どもへの指導の充実を図るため、特別支援学級担任だけでなく、通常の学級を担当している教員や、保育士、幼稚園教諭を対象として、障害児教育研修を行うとともに、相談支援ファイルの活用、巡回相談についての共通理解を進めています。</p> <p>今後は、発達に関する検査経験が浅い教員に対して、巡回相談員が検査に同行するなどして検査技術の向上を図ります。また、検査結果の読み取り方と実践への活かし方について、各校特別支援教育コーディネーターが中心となり、通常学級の担任等の理解を広めていきます。</p>			

68	小・中学校への特別支援教育支援員の配置	担当	学務課
<p>市では、障害のある児童・生徒の学校生活での支援及び介助を行うために特別支援教育支援員を配置するとともに、教室間の移動支援等については、社会福祉協議会の友愛サービス（有償ボランティア）等により対応しています。支援等が必要な児童・生徒は年々増えてきていることから、今後とも必要に応じて支援員の配置及び社会福祉協議会等のサービスを活用しながら、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、支援・介助の充実に努めます。</p>			

69	学校施設のバリアフリー化の推進	担当	教育総務課
<p>障害のある子どもが支障なく学校生活を送れるよう、人にやさしいまちづくり計画に基づき、スロープ、多目的トイレ、身体障害のある人用駐車スペース等の設置、校舎昇降口動線のバリアフリー化を行い、学校施設のバリアフリー化を推進しています。</p> <p>今後とも、学校施設の新增改築・大規模改造に際しては、ハートビル法等の関係法令に基づきバリアフリー化対応を実施していきます。バリアフリー化の設計は十分検討し、工事に生かしていけるよう図ります。</p>			



70	ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現	担当	障害福祉課
<p>市では、障害福祉課と教育委員会と連携して相談支援ファイルを作成し、希望する保護者等が利用できるように教育委員会ホームページやことばの教室、早期療育相談室、療育支援センター等に設置するとともに児童福祉法等に基づく障害児相談支援による障害児支援利用計画等に相談支援ファイルと同様の事項を記載しています。</p> <p>発達に特別な支援を要する児童が成長していく過程では、医療、福祉、教育をはじめ多くの機関が連携してライフステージに応じた適切な支援を実施していく必要があります。</p> <p>今後は、障害児支援利用計画及びサービス等利用計画と連動するファイルを作成し、障害や発達に不安のある子どもの就園・就学・進学・卒業後等における情報の引き継ぎを強化していきます。</p>			

③ 子育て支援の充実

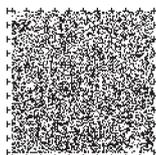
障害児保育や放課後支援対策は、障害のある子どもの日中の居場所づくり及び、障害のある子どもを育てる家族・家庭の支援に重要です。

市では、保育園や普通小学校の放課後児童クラブにおいて障害のある子どもの受け入れを行っているほか、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の福祉サービスの充実に努めています。

今後は、療育関係機関や子育て支援センター、学校、福祉サービス事業所、地域サロン等との連携を強化し、子どもの居場所づくりと障害のある子どもを育てる保護者への支援を充実していきます。

71	障害児保育の充実	担当	こども福祉課
<p>市では、障害児保育のニーズの高まりに対応するため、保育士の障害児保育研修等による個々のスキルアップを図るとともに、療育相談員による巡回指導を依頼し、障害の状況に応じたきめ細かい保育を実施し、障害児保育の質の向上及び受入体制の充実に努めています。個別の指導を必要とする児童は年々増え、対応する保育士の確保などが難しくなっていますが、今後とも、障害のある子どもの受入体制の充実に努めます。</p>			

72	就学障害児の放課後支援対策の充実	担当	障害福祉課
<p>障害のある子どもの日中活動支援として、児童福祉法による児童発達支援（未就学児対象）と放課後等デイサービス（小中高の児童・生徒対象）等があります。また、一時的な対応は、地域生活支援事業の障害者（児）一時介護事業及び日中一時支援事業で行っています。</p> <p>普通小学校等で実施されている放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れを行っています。</p> <p>今後とも、子どもの年齢や心身の状況、本人・保護者の希望により、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）や放課後児童クラブなどを利用できるように、支援体制の充実に努めていきます。</p>			



基本目標3 就労や多様な社会参加の促進

障害のある人は、若い人を中心に就労意向を持つ人が多く、経済的な自立と生きがいのある生活に対する強い希望がみられます。職業訓練や求職に対する支援、体調などにより働く日時を調整できること、職場における理解の促進が求められています。

社会的にも一般就労への移行が方向づけられており、多くの企業が立地する本市においては、ハローワークをはじめとする就労支援機関と連携して、障害のある人の雇用を拡充していくことが期待されています。また、障害のある人が安心して作業することができる福祉的就労の環境の維持・充実も求められています。

また、スポーツ・レクリエーション教室への参加者の増加もみられるなど、生涯スポーツ・生涯学習活動への参加機会の充実も期待されています。

就労や多様な社会参加の促進について、次の施策に取り組みます。

方向1 就労支援と働く場づくり

誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう、ハローワークや就労支援事業所、経済団体や市内企業などとの連携を強化し、一般就労の促進、福祉的就労の場の充実により、働く場の確保と仕事の創出、雇用・就労の促進を図ります。

また、障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、地域生活支援の場を確保します。

基本施策

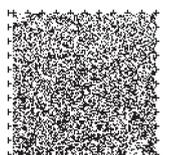
- ① 一般就労の支援
- ② 福祉的就労の場の提供

方向2 生きがいのある生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させる上で重要であり、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行うことで、障害のある人の社会参加促進に努めます。

基本施策

- ① スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ② 生涯学習活動の支援
- ③ 社会参加の促進



方向 1 就労支援と働く場づくり

① 一般就労の支援

障害のある人の自立を進めるため、一般就労への移行、企業による障害者雇用の促進が求められています。

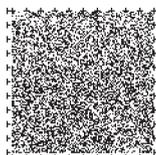
市では、障害者就業・生活支援センターの活用、ハローワーク土浦との連携などにより就労への準備、求人・求職相談、就労定着などを支援する体制を整備しています。

今後とも、障害のある人の一般企業での就労（雇用）が進み、安心して働き続けることができるよう、一般就労希望者への支援、事業主が理解と対応力を高めるための支援の充実に努めます。

73	障害者就業・生活支援センター等の活用	担当	障害福祉課
<p>障害者就業・生活支援センターでは、就労を希望する障害のある人に対して、就業に関する相談及び助言、就業に伴う生活相談及び情報の提供、就業準備のための基礎訓練や職場実習などのあっせん、雇用後の安定した生活が送れるように継続的な職場への定着支援等を行っています。市では、就労希望のある障害のある人のために障害者就業・生活支援センターを活用していきます。</p>			

74	ハローワーク土浦等関係機関との連携による就労支援体制の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人の一般就労及び市内事業所による障害のある人の雇用の促進するため、就労移行支援事業等、訓練等給付の支給決定や障害者手帳未所持者に関する相談に応じるなど、ハローワーク土浦等関係機関と連携して支援を実施しています。また、土浦市地域自立支援協議会をベースにハローワーク土浦等と障害のある人の就労に関する課題に関しての協議・検討を行っています。</p> <p>今後とも、ハローワーク土浦等、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の雇用促進に向け、情報の共有化や各種事業等の周知に努めます。</p>			

75	障害者雇用の促進と事業主等への支援	担当	障害福祉課
<p>障害者就業・生活支援センター及びハローワーク土浦、障害者職業センター、就労移行支援事業所、特別支援学校等の連携により、一般の事業所による障害のある人の雇用の促進するため、雇用主や従業員が障害のある人への理解を深めることができるよう、企業向けの情報提供や相談に対応するとともに、インターンシップ*やトライアル雇用*等の就労（雇用）への導入支援、ジョブコーチ*をはじめとする就労（雇用）後の支援の充実に努めます。</p>			



② 福祉的就労の場の提供

障害のある人の就労では、福祉的就労の場を確保していくことも重要です。

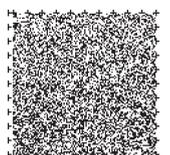
市では、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練等の取り組みの充実を図るとともに、福祉の店の活用、障害者就労施設等からの物品購入を通じて仕事づくりを支援しています。

今後とも、就労継続支援事業所等と連携して、賃金などの待遇向上、障害の特性や志向などに応じた仕事の確保など、障害のある人が安心して生きがいをもって働くことができるような支援の充実に努めます。

76	福祉の店を活用した就労支援の充実	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>市では、障害のある人の就労や社会参加を目的に、福祉の店ポプラを拠点に社会参加活動支援事業を実施しています。また、各種イベント等での販売活動を通じて、就労に向けての意欲向上と障害のある人の手作り品の販路拡大、障害のある人の雇用の機会増大を図っています。福祉の店ポプラは、市役所新庁舎へ出店します。</p> <p>今後とも、社会参加活動支援事業を通して、障害のある人の参加による、販売活動を継続し、就労に向けた体験や意欲の向上、障害のある人の雇用に向けた取り組みを推進していきます。</p>			

77	つくしの家における就労支援の実施	担当	障害福祉課
<p>つくしの家では、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）等により、知的障害のある人の福祉的就労の実施及び就労に向けた訓練等を実施しています。</p> <p>今後とも、就労に向けた訓練等により、福祉的就労を希望する知的障害のある人を対象として、障害福祉サービスを実施していきます。</p>			

78	障害者就労施設等からの物品購入等の促進	担当	障害福祉課
<p>市では、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の受注の機会を確保する物品又は役務の調達を行っています。</p> <p>今後とも、調達の方針、調達目標額や物品等の調達方法を定め、円滑に発注ができるよう調達の推進を図っていきます。調達実績については毎年公表します。</p>			



方向2 生きがいのある生活支援

① スポーツ・レクリエーション活動の支援

社会福祉協議会や各種関連団体と連携して、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、障害者（児）スポーツ大会や「かすみがうらマラソン」における障害者レースを開催するなど、スポーツからのノーマライゼーションの推進に取り組んでいます。

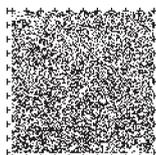
今後とも、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動が一層広がっていくよう支援していきます。

79	障害者（児）スポーツ大会の開催	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通して体力の維持向上を図るとともに、障害のある人と地域社会との交流を促進し、市民に対する障害のある人への理解と関心を高めるため、年1回、障害者（児）スポーツ大会を開催しています。</p> <p>今後とも、競技の内容等を検討しながら、より多くの障害のある人や大勢の市民がボランティア等として参加できる大会となるよう、運営方法等について検討していきます。</p>			

80	かすみがうらマラソンにおける障害者レースの充実	担当	スポーツ振興課 社会福祉協議会
<p>市では、大会テーマの一つである「体験する福祉・ノーマライゼーションの実践」の更なる充実を図るため、視覚障害のある人（伴走ボランティアを含む）が参加する「国際盲人マラソンかすみがうら大会」「車いすフルマラソン」を開催しています。国際盲人マラソンかすみがうら大会は、国際パラリンピック委員会の公認大会としてロンドンパラリンピックの国内最終選考レースとなるなど、ますます充実しています。障害者スポーツは、障害のある人の社会参加と市民の理解を深める上で重要であり、東京パラリンピックに向けてさらに活性化していくことも期待されています。</p> <p>今後は、国際盲人マラソンかすみがうら大会の規模拡大を図るため、会場やコースを整えらるとともに、参加ボランティアの増員を図ります。車いすマラソンについても実施していきます。</p>			

81	レクリエーション等の開催	担当	障害福祉課
<p>市では、社会福祉協議会や障害者団体等が開催する交流キャンプ、講演会などの開催を支援しています。障害のある人やその家族が参加しやすい魅力のある内容にするるとともに、ボランティアが参加しやすい環境整備に努め、ボランティアの協力を得ながら、各種スポーツ・レクリエーション等事業の充実に努めます。</p>			

82	公共スポーツ施設の使用料の減免	担当	スポーツ振興課
<p>市では、障害のある人に対して霞ヶ浦文化体育施設使用料の減免を行うとともに、その他の公共スポーツ施設についても、使用料等の減免措置を講じています。</p> <p>今後は、利用者の増加を図るため、一層の制度周知を図っていきます。また、減免措置のとれる施設の拡充をめざします。</p>			



② 生涯学習活動の支援

障害のある・なしに関わらず文化的な活動に取り組める環境づくりが求められています。

市では、文化関連施設のバリアフリー化、点字・録音による図書の充実、文化講演会等における手話通訳・要約筆記対応などを行っています。

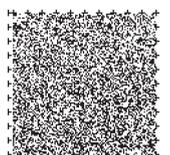
今後とも、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人の生涯学習活動が一層広がっていくよう支援していきます。

83	公共文化施設の入場料の減免等	担当	文化課
<p>市では、市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）において、障害のある人が入館する際の入館料全額免除や館内用車いすの貸出しを実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人のための設備充実や表示・案内などの充実へ努め、バリアフリーを推進します。</p>			

84	図書館等利用における利便性の向上	担当	生涯学習課
<p>市では、障害のある人への図書の郵送サービスにおいて、「点字資料」「広報点字版」「声の広報」を作成し、郵送貸出の体制を整えるなど図書館等の視聴覚資料や備品の充実を図っています。</p> <p>今後とも、現図書館においては、サービス計画に基づき、現状のサービスを実施します。また、新図書館の整備計画の中で、障害のある人が利用できるような設備の導入を含めた設計を行うとともに、多様な資料の収集・提供や、障害者サービスに係るボランティアの育成を図ります。</p>			

85	生涯学習関連施設の整備	担当	生涯学習課
<p>市では、障害のある人の生涯学習活動を支援するため、「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、公民館入口扉の自動ドアへの改修、点字誘導ブロックの敷設、障害者用トイレの改修など生涯学習関連施設のバリアフリー化を図っています。</p> <p>今後は、施設の老朽化に対して建替え等を行っていく際に、施設ごとにバリアフリー関係設備の更新を推進していきます。</p>			

86	障害者が参加できる生涯学習講座の開催	担当	生涯学習課
<p>文化講演会においては、手話通訳者及び要約筆記者を依頼して実施しています。</p> <p>今後は、文化講演会以外の生涯学習講座等について、障害のある人も参加しやすい環境づくりに努め、手話通訳者・要約筆記者等の派遣については、関係部署と連携し、講座等参加者の要望にできるだけ応じられるように調整していきます。</p>			



③ 社会参加の促進

障害のある・なしに関わらず自ら積極的に社会参加していくことのできる環境づくりが求められています。障害者団体は、障害のある人のみならず社会が「バリアフリー」をめざす上でも重要な情報交流機能があり、活動の活性化が期待されます。

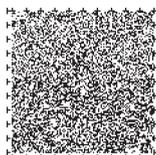
市では、障害者団体や障害者福祉施設、社会福祉協議会などと連携して、障害のある人の社会参加、地域活動の促進に取り組んでいます。

今後とも、障害者団体の活動支援、イベント等を通じた社会参加機会の確保を進めるとともに、誰もが参加しやすい地域づくりを進めるなど、市民の理解と協力を得ながら、障害のある人の社会参加、地域活動への参加が一層広がっていくよう支援していきます。

87	地域活動の促進	担当	障害福祉課
<p>障害者団体等による「障害児（者）を励ます新年の集い」などの障害のある人の相互交流活動を支援しています。「障害児（者）を励ます新年の集い」は、毎年恒例行事として障害のある人やその家族等の多数の参加があります。</p> <p>今後とも、「障害児（者）を励ます新年の集い」等の開催を支援し、障害のある人やその家族の各種行事への参加促進を図るとともに、障害のある人の地域行事への参加やボランティア活動に対する支援策を充実していきます。</p>			

88	障害者（児）福祉団体活動の支援	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある人、家族、支援者などで構成される市内の障害者団体に対して、補助金を交付し、活動を支援しています。</p> <p>今後とも、障害者団体の主体性を尊重しながら、地域活動を支援します。情報交換、情報取得のためには当事者組織として障害者団体の役割は重要であり、市や社会福祉協議会との連携強化、団体間の交流促進を図ります。また、障害のある人や家族に団体への新規入会を促進するため、情報発信に努めます。</p>			

89	福祉の店を拠点とする社会活動支援の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、福祉の店「ポプラ」（ウララ店、中央店）を運営し、市内外の社会福祉施設等で制作した作品（工芸品、パンや菓子など）を販売しています。福祉の店は、障害のある人の就労訓練、社会参加活動及び地域交流の拠点として活用されています。また、産業祭、キララまつり、健康まつり、カレーフェスティバル等のイベントで手作り品等を展示即売し、販路を確保するとともに、障害のある人が活躍する機会を広げています。</p> <p>今後は、現在ウララ2の4階にある「ポプラ」を、より集客力のある市役所新庁舎へ移設し、授産品等売上げの増加とそれに伴う障害のある人の収入の確保、社会参加機会の拡充を図ります。</p> <p>今後とも、福祉の店を拠点とする社会活動支援を充実していきます。</p>			



基本目標4 総合的な福祉サービスの提供

障害のある人が、地域の中で安心して自分らしい生活を送っていくことができるよう、必要なサービス等を必要に応じて利用していただける体制づくりが進められています。そこでは、本人が主体的にサービスを選択していただけるよう、情報提供や相談支援の体制を充実していく必要があります。

必要な支援は、障害の特性や年齢などによって異なり、障害のある人の増加とともに、知的障害、精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害への対応、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化への対応などが課題となってきています。

障害のある人が自分らしい生活を実現していくためには、本人はもとより家族、学校、地域での生活の安心を支える環境づくりも課題です。そこでは医療・教育・福祉・就労等の各分野が連携して支援体制を構築していくことが求められます。

総合的な福祉サービスの提供に向けて、次の施策に取り組みます。

方向1 サービス提供の基盤整備

自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し、自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。

また、福祉サービス等を支える人材の確保・育成に努めます。

基本施策

- ① 情報提供の充実
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 人材の確保と育成

方向2 福祉サービスの提供

障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるサービスを計画的に提供していきます。

地域での自立した生活の実現に向け、在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに、生活安定のための施策推進に取り組みます。

基本施策

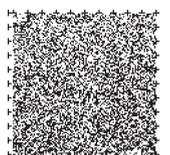
- ① 計画的なサービス提供の推進
- ② 在宅生活の支援【日中活動等】【訪問系】【安心】【行動支援】【住まい】
- ③ 生活安定のための施策推進

方向3 一体的な支援ネットワークの強化

土浦市地域自立支援協議会をベースに、切れ目のない総合的な支援ネットワークづくり、参加と協働の体制づくりを進めます。

基本施策

- ① 地域生活支援体制の充実
- ② 参加と協働の体制確保



方向 1 サービス提供の基盤整備

① 情報提供の充実

障害のある人が、社会参加や制度・サービスの利用を円滑に行うためには、必要な情報を的確に入手できることが重要です。

市では、障害別の福祉ガイドを作成するとともに、広報やホームページで新しい情報を提供するようにしています。

今後とも、福祉ガイドや広報、ホームページ等による情報提供の充実を図るとともに、福祉マップの作成を進めるなど、より利便性の高い情報づくりに努めます。

90	障害者関連の総合的情報提供の充実	担当	障害福祉課
<p>障害者福祉関連情報は、障害者手帳交付時等に障害別の福祉ガイドを提供し、毎年障害者手帳所持者に障害者（児）福祉サービスのパンフレットを配付するとともに、市ホームページ等において、随時お知らせを掲載しています。</p> <p>今後とも、障害者（児）福祉サービスのパンフレットによる情報提供、市ホームページ等におけるタイムリーでわかりやすい情報発信に取り組むとともに、必要な情報を的確に入手することができるよう、窓口での説明や情報選択の支援、障害者団体等との連携によるきめ細やかな利用者本位の情報提供の充実を図ります。</p>			

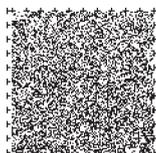
91	福祉マップの作成・配布	担当	障害福祉課
<p>障害のある人が安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時においては避難マップとなるよう、公共施設・民間施設のバリアフリー化や環境整備の状況を掲載した福祉マップを作成し、市ホームページ等に掲載するなど、安心で安全な生活に向け災害時にも活用できるようにします。</p>			

② 相談支援体制の充実

障害のある人の生活の安心、本人の主体的な福祉サービス利用を支える相談支援体制の充実が求められています。

市では、相談支援事業所や障害者相談員等と連携して相談窓口の確保と相談支援ネットワークの充実を図るとともに、保健福祉総合システムを整備するなど、市の相談対応体制の円滑化を進めています。

今後とも、基幹相談支援センターを中心にきめ細やかで円滑な相談支援ネットワークづくりを進め、多様な相談への対応や計画相談の推進に努めます。



92	相談体制の充実	担当	障害福祉課
<p>市障害福祉課に専門的な知識・技術を持った社会福祉士・精神保健福祉士の職員を配置しています。また、相談窓口として基幹相談支援センター（社会福祉協議会）、身体障害者相談員・知的障害者相談員、相談支援事業所があります。障害のある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、適切な支援計画等の作成を実施するなど相談支援事業の充実を図っています。</p> <p>今後とも、障害のある人が地域の中で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所と連携して、障害のある人及びその家族等に必要な情報の提供や助言を行うとともに、相談者本人の自己決定を尊重した支援をめざしていきます。</p>			

93	保健福祉総合システムの整備	担当	障害福祉課
<p>障害者相談業務では、市民サービスを向上するため、窓口や電話相談において、関係福祉各課の情報を共有する保健福祉情報のシステム化を推進しています。</p> <p>今後は、社会保障・税番号制度関連四法に基づく個人番号システム等の整備、市役所新庁舎整備に伴う各種システムの更新などを機に、情報セキュリティを確保しながら、福祉総合窓口における情報の共有化を進め、福祉各部門の手続きの円滑化や横断的な相談支援体制の充実など、市民サービスの一層の向上に努めます。</p>			

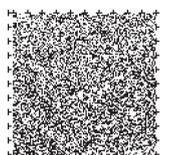
94	基幹相談支援センターの運営	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>基幹相談支援センターは、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談機関との連携強化の取り組み等を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担います。障害のある人本人の自己決定を尊重した支援をめざしていきます。</p>			

③ 人材の確保と育成

障害種別等の多様化や増加に伴い、各々の特性や支援ニーズに応えるため、専門的な支援からボランティアまで、多様な人材を育成・確保していくことが課題となっています。

市では、各種専門人材を確保し、また、市職員一人ひとりの対応力向上に向けた研修等を実施するとともに、社会福祉協議会と連携して、各種ボランティア人材の養成に努めています。

今後とも、各種人材を育成し、多様化・増加する支援ニーズにきめ細かく応えていくことのできる体制づくりを進めます。



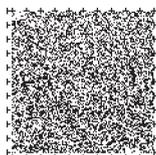
95	人材の確保	担当	人事課
<p>市では、障害のある人のライフステージに応じたきめ細かいサービスを提供するために、社会福祉士・精神保健福祉士・理学療法士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの人材確保に努めています。</p> <p>今後とも、将来に向けて福祉部門における様々なニーズに適切かつ早急に対応できる体制を充実していくため、実情に応じた福祉職の人材確保に努めます。</p>			

96	ボランティア派遣事業の充実	担当課	社会福祉協議会
<p>ボランティアセンターは、各福祉団体の会合やスポーツ大会、交流キャンプ、おもちゃライブラリーなど障害者団体の事業等へのボランティアや視覚障害のある人の外出を支援する「ガイドボランティア」を要請に応じて派遣しています。また、ボランティア団体に対し、多様な障害のある人に対する理解を深める機会や研修の機会を提供しています。</p> <p>今後とも、多様なニーズに対応できるよう、ボランティアの発掘、育成に努め、新たな担い手を養成するとともに、活動者が知識や技術を高めていけるよう支援していきます。</p>			

97	地域介護ヘルパー養成講座の開催	担当	社会福祉協議会
<p>助け合い、支え合う地域社会づくりを進める地域のボランティアの養成のため、地域介護ヘルパー養成講座を開催しています。</p> <p>今後は、身近に取り組める内容を取り入れ、ボランティア活動のきっかけづくりを行っていくとともに、ボランティア活動につながる情報発信を強化していきます。</p>			

98	ガイドボランティアの養成・派遣	担当	社会福祉協議会
<p>視覚障害のある人の外出・移動を支援するガイドボランティアの養成及び派遣を実施しています。また、ガイドボランティア養成講座の内容を充実させるとともに、障害のある人の余暇活動や行事等をサポートするための養成講座を開催しています。</p> <p>今後とも、障害のある人のニーズに対応できる登録ボランティアの増加を図ります。また、登録ボランティアのスキルアップ研修に利用者と顔を合わせる機会を設けるなど、信頼関係を築きながら支え合う関係を広げていけるよう図っていきます。</p>			

99	市職員研修の充実	担当	人事課
<p>障害のある人や高齢者への理解を深め、市の役割を認識するための研修として、新任職員を対象に市内の福祉施設体験学習を継続します。</p> <p>さらに、障害のある人や高齢者への対応の改善・向上を図るため、接遇研修や認知症サポーター*養成研修等の各種研修の充実に努めます。</p>			



方向2 福祉サービスの提供

① 計画的なサービス提供の推進

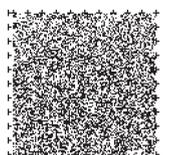
障害福祉計画（第5章）に基づき、障害者総合支援法による障害福祉サービス、児童福祉法によるサービス、地域生活支援事業の計画的な確保・提供に努めます。

制度に基づくサービス利用については、高齢者の増加により介護保険サービスとの調整が必要となっており、適切な利用のあり方を検討していくこととします。

100	障害福祉サービスの充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が、安心して自分らしく生活していくための支援として、自立支援給付の適正な支給に努めています。障害福祉サービスについては、「土浦市障害福祉計画」に基づき、サービス提供体制の充実を推進しています。</p> <p>今後とも、障害のある人が、身近な地域で必要な時に必要なサービスを受けることができるようサービス量を確保していくとともに、障害の特性に応じた専門的な支援が提供できるよう努めます。</p> <p>さらに、「土浦市障害福祉サービス事業所連絡会」の勉強会を通して、良質なサービスを提供するため、情報を共有しながら、人的交流を図ります。</p>			
<p>【自立支援給付の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの提供（介護給付費，訓練等給付費等の支給） ・機能を補完・代替する補装具の交付・修理（補装具費の支給） ・障害に係る医療支援（自立支援医療費等の支給） ・その他の支援（サービス等利用計画作成費，高額障害福祉サービス費，特定障害者特別給付費等の支給） 			

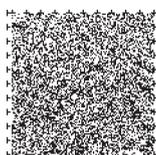
101	障害児通所支援の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある子どもが、安心して生活していくための支援として、児童発達支援や放課後等デイサービス等、自立支援給付の適正な支給に努めています。障害のある子どもの福祉サービスについては、「土浦市障害福祉計画」に基づき、サービス提供体制の充実を推進しています。</p> <p>今後とも、障害のある子どもが、身近な地域で必要な時に必要なサービスを受けることができるようサービス量を確保していくとともに、障害のある子どもの特性に応じた専門的な支援が提供できるよう努めます。</p>			

102	地域生活支援事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が、地域の中で安心して自分らしく生活していけるよう、地域の実情に合わせて地域生活支援事業を整備し、「土浦市障害福祉計画」に基づき、相談支援事業，日中一時支援事業，日常生活用具給付事業，移動支援事業，地域活動支援センター事業，生活支援事業等を実施しています。</p> <p>今後とも、支援ニーズを的確に把握しながら、必要なサービスの確保を図っていきます。</p>			



103	相談支援事業の充実	担当	障害福祉課
<p>「計画相談支援」及び「障害児相談支援」は、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するうえで必要な、ケアマネジメントの結果等を反映したサービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成する支援で、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業者が行っています。</p> <p>「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、入所施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を継続していくための支援で、指定一般相談支援事業者が行っています。</p> <p>市は、地域生活支援事業の一環として、判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援する「成年後見制度利用支援事業」、市及び相談支援事業所は障害のある人の福祉に関する様々な問題に対応する「障害者相談支援事業」を実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、各事業者と連携し、各種相談業務を実施していきます。</p>			

104	介護保険サービスとの調整	担当	障害福祉課
<p>市では、障害福祉サービスの利用者が介護保険へ移行する際は、高齢福祉課等と密に連携をとり、その人の状況に応じたサービスの円滑な提供ができるようにしています。</p> <p>障害のある人の高齢化、障害者手帳を取得する要介護高齢者の増加などにより、介護保険サービスと障害福祉サービスの調整が課題となっています。</p> <p>今後とも、利用者本位であることを基本に、高齢福祉課や介護支援専門員（ケアマネジャー）等、関係機関と連携して、障害福祉サービスと介護保険サービスの適切な運用を図っていくとともに、制度改正に対応できる体制づくりについても協議していきます。</p>			



② 在宅生活の支援

障害のある人の在宅生活を支えていくためには、障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他の支援を組み合わせ、きめ細かな支援を実現していく必要があります。

市では、障害者自立支援センター、つくしの家、地域活動支援センターを拠点として、社会福祉協議会や市内障害福祉サービス事業所等と連携した日中活動等の支援、訪問系サービスの確保など、また、こころの相談や福祉電話による安心の確保、各種外出支援、暮らしやすい住まいづくりの支援などに取り組んでいます。

今後とも、ニーズの動向を見極めながら、必要なサービスが確保されるよう図っていきます。

【日中活動等】

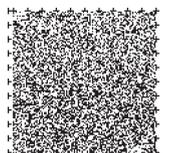
105	障害者自立支援センターの運営	担当	障害福祉課
<p>市では、身体障害のある人を対象とする多機能型施設として障害者自立支援センターを運営し、障害福祉サービスの生活介護及び自立訓練（機能訓練）を提供しています。</p> <p>今後とも、利用者の自立に向けた取り組みができるよう関係機関等と連携し、よりよい支援の充実に図ります。</p>			

106	つくしの家の運営	担当	障害福祉課
<p>知的障害のある人を対象とする多機能型施設として、自立訓練（生活訓練）、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の障害福祉サービスを提供しています。</p> <p>今後とも、一人ひとりの主体性を尊重し、障害の程度に応じた支援に努め、日常生活の自立や就労訓練、社会訓練の場として活動の充実に図ります。</p>			

107	地域活動支援センター事業、生活支援事業の実施	担当	障害福祉課
<p>市では、地域生活支援事業として、障害のある人が創作活動や生産活動を通じて、生活リズムや生きがいを育み、社会と交流していけるよう地域活動支援センターを運営するとともに、精神障害のある人の日中活動支援や相談の場として生活支援事業を運営しています。</p> <p>今後とも、利用ニーズの把握に努め、障害のある人の居場所づくりや生活リズムづくり、精神障害のある人の日中活動支援や身体障害のある人の機能訓練のための支援を充実していきます。</p>			

【訪問系】

108	友愛サービス事業の充実	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、在宅の障害のある人や高齢者が、地域の中で家事、話し相手、見守りなどの援助を受けることができるよう、利用会員と協力会員からなる住民参加型在宅福祉サービス活動として友愛サービス事業を実施しています。</p> <p>今後は、多様化する支援ニーズに対応するため、協力会員のスキルアップ研修を充実していくとともに、活動の周知を進める広報活動に力を入れ、協力会員の増員、利用の促進を図ります。</p>			



109	在宅生活支援配食サービスの実施	担当	高齢福祉課
<p>市では、食事作りが困難なひとり暮らし高齢者かつ障害のある人を対象に、食生活の安定と健康維持及び安否確認を行うために、配食業者による昼食・夕食の配食サービスを実施しています。</p> <p>配食サービスの利用にあたっては、在宅介護支援センターの職員が心身の状況や生活環境を確認し、在宅生活を支えるサービス利用の提案等も行っています。</p> <p>今後も、配食業者、民生委員・児童委員、ケアマネジャー等と連携し情報を交換しながら、食生活の安定と見守り活動を進めていきます。</p>			

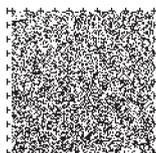
110	宅配型食事サービスの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、支部（各地区公民館内の8支部）事業として、障害のある人や高齢者などに對し、地域との交流を図りながら、ボランティアの手作りの食事（昼食）を月2回宅配により提供し、見守り、ふれあいの機会としています。</p> <p>今後とも、見守りふれあい型の地域福祉事業として効果が期待されることから、利用の拡大と調理・配送ボランティアの確保を進めるため、支部の広報等を通じて事業の周知を図るとともに地域資源の発掘を行っていきます。</p>			

111	訪問理美容サービス事業の実施	担当	障害福祉課
<p>移動及び外出が困難な在宅の重度身体障害のある人に対して、その居宅において受ける理容又は美容のサービス費助成券を交付しています。</p> <p>今後とも、事業の周知を図るとともに、対象者の範囲の拡大を検討します。</p>			

【安心】

112	「こころの相談」事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、精神障害のある人の地域での生活を支援するため、本人や家族を対象に保健センターで精神科医師による「こころの相談」を月1回の予約制で実施し、広報紙やホームページにより事業の周知を図っています。</p> <p>今後とも、事業を継続するとともに、保健所や茨城県精神保健福祉センター等と連携し、相談体制の充実を図ります。</p>			

113	福祉電話の貸与	担当	障害福祉課
<p>市では、外出することが困難な独居の重度身体障害のある人であって、電話を保有していない低所得者に対して、無償で福祉電話を貸与し、基本料金の一部助成を行い、コミュニケーション等の支援をしています。</p> <p>今後ともサービスを確保し、日常生活における相談支援を行っていきます。</p>			



【行動支援】

114	車いすの貸出	担当	障害福祉課 社会福祉協議会
<p>市と社会福祉協議会では、傷病や怪我等によって、歩行困難となり、短期的に車いすを必要とするようになった市民等に対して貸し出しを行っています。貸し出しは障害福祉課や社会福祉協議会本部及び支部で実施しています。</p> <p>今後とも、車いすを必要とする市民等に対する短期的な貸し出しサービスとして実施していきます。</p>			

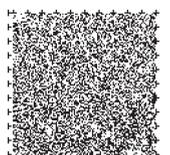
115	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の利用促進	担当課	障害福祉課
<p>身体障害のある人の社会参加と自立更生の促進のため、茨城県の補助犬給付制度への協力や補助犬の登録手数料等免除を行うとともに、国が作成したリーフレット「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」や補助犬ステッカーの配布を通じて制度の周知に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、補助犬を使用する身体障害のある人の市施設等の利用の円滑化を図り、身体障害のある人の自立及び社会参加を促進するよう周知します。</p>			

116	手話・点訳・音訳サービスの実施	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、視覚障害、聴覚障害のある人の社会参加や情報コミュニケーション支援のため、希望する個人や団体に対して、ボランティア等による手話、点訳、音訳のサービスを提供するとともに、各ボランティアサークルの活動を支援し、活動の活性化を図っています。</p> <p>今後は、広報紙やホームページなどで事業の周知を進めて、利用の拡大と新たな人材の確保を図っていきます。</p>			

【住まい】

117	重度障害者（児）住宅リフォーム費用の助成	担当	障害福祉課
<p>重度の身体障害のある人や知的障害のある人の在宅での生活を送りやすくするため、国の補助制度を活用しながら住宅内の段差解消やトイレの改造などの費用の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、国からの補助制度の動向を注視しながらサービスの確保に努めるとともに、福祉ガイドや市ホームページ等を通じて周知し、利用者の生活環境の改善を支援します。</p>			

118	障害者住宅整備資金の貸付	担当	障害福祉課
<p>障害のある人又は障害のある人と同居する世帯に対し、本人の居室などの増改築又は改造に必要な資金を貸付け、在宅での生活を支援します。</p> <p>今後とも、サービスの確保に努めるとともに、福祉ガイドや市ホームページ等を通じて周知し、利用を促すことで、生活環境の改善を支援します。</p>			



119	障害者住宅改造アドバイザー制度の実施の検討	担当	障害福祉課
<p>障害のある人及びその世帯が住宅改造をするにあたり、施工前後等において専門家の助言を受けることで、円滑かつ効果的な工事ができるよう、重度障害者住宅リフォーム、障害者住宅整備資金貸付事業等の有効活用を含めて専門家による助言を受けられる体制を整備します。</p>			

120	障害のある人が住みやすい公営住宅の確保	担当	住宅営繕課
<p>障害のある人や高齢者が自立した社会生活を営むことができるよう、快適で暮らしやすい居住環境を提供するために、市営住宅の整備・充実を図るとともに、トイレや浴室の手摺り設置や中層住宅のエレベーター設備の設置などを促進しています。</p> <p>今後とも、公営住宅等の長寿命化を促進し、身体障害のある人や高齢者が安全で安心して生活できる居住環境の整備・確保を図ります。</p>			

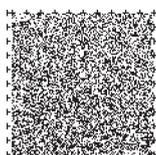
121	公営住宅の入居条件の緩和	担当	住宅営繕課
<p>本人又は家族に身体障害がある場合、公営住宅に入居する際、入居条件となる所得基準を緩和するとともに、身体障害者専用住宅の新規入居者募集にあたっては、優先的に身体障害のある人を対象とした募集を行っています。</p> <p>今後とも、障害のある人の地域生活を支える住宅の確保に努めます。</p>			

③ 生活安定のための施策推進

障害のある人の生活の安定を支える各種の経済的支援を確保していきます。

122	障害基礎年金等の支給	担当	国保年金課
<p>国民年金の加入期間中に病気や事故等により障害のある人となった人に対して障害基礎年金を支給しています。保険料未納などの理由により受給できないケースが多数あるため、広報紙やホームページにより制度の周知に努めます。</p>			

123	心身障害者扶養共済事業の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、障害のある人が安心した生活を送るための相互扶助制度である茨城県心身障害者扶養共済制度の周知を図っています。</p> <p>今後とも、心身障害者扶養共済制度の周知と加入を推進していきます。</p>			



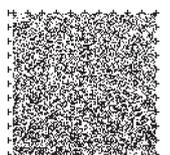
124	各種手当の充実	担当	障害福祉課
<p>市では、在宅の障害のある人やその家族等を対象に、市の手当である心身障害児及び心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当を支給しています。国の手当である特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当の案内と申請の受付を行っています。</p> <p>今後とも、国や県の制度の動向を見極めながら、制度の周知と適正な運用を図り、障害のある人の経済的な安定への支援を行います。</p>			
<p>【各種手当】 (市の手当) 心身障害児及び心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当 (国の手当) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当</p>			

125	生活福祉資金の貸付	担当	社会福祉協議会
<p>社会福祉協議会では、障害のある人、低所得者などに対し、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付を行うことにより、生活の安定を支援しています。</p> <p>今後とも、貸付申込者に対する相談支援、償還指導などを通じて、生活課題の解決、自立生活の支援に取り組んでいきます。</p>			

126	障害者手帳申請用診断書料助成事業の実施	担当	障害福祉課
<p>市では、身体障害者手帳及び精神障害者手帳の交付申請時に提出が必要となる診断書を受けた人に対し、診断書料の一部を助成しています。</p> <p>今後とも、経済的負担の軽減のため、助成制度を確保していきます。</p>			

127	医療福祉制度による保険給付自己負担分の助成	担当	国保年金課
<p>小児（0歳から中学校3年生）・妊産婦・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・重度心身障害のある人等が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険での自己負担分の費用を公費で助成しています。</p> <p>今後とも、医療福祉費支給制度について、広報紙やホームページなどにより周知を努め、誰もが必要な医療を受けられる環境の充実を図ります。</p>			

128	自立支援医療費の給付費等	担当	障害福祉課
<p>身体に障害のある人が障害を取り除いたり、軽減して日常生活を容易にするために、角膜手術、関節形成手術等の更生医療（18歳未満は育成医療）の費用負担を軽減する給付を実施しています。また、精神疾患により通院治療を受けている人の医療費を軽減することを目的とした精神通院医療費の申請受付及び交付事務を実施しています。</p> <p>今後とも、障害のある人や子どもの障害の除去及び軽減や通院継続して治療を受けている人の医療費を保険と公費で負担する自立支援医療の周知に努めます。</p>			



方向3 一体的な支援ネットワークの強化

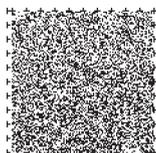
① 地域生活支援体制の充実

障害のある人の地域生活を一体的に支えていく支援ネットワークづくりが求められています。

今後とも、社会福祉協議会が運営する「ふれあいネットワーク」を活用して障害のある人の総合的な支援体制を充実していくとともに、広域連携の中で障害のある人の地域移行や親元からの自立を支援する機能を整備していきます。

129	地域での自立した生活の支援体制の整備	担当	障害福祉課
<p>市では、土浦市地域自立支援協議会の運営をベースに、社会福祉協議会が運営するふれあいネットワーク（地域ケアシステム）とも連携しながら、地域における障害のある人の総合的な支援体制の整備を進めています。</p> <p>今後とも、障害のある人のライフステージに即した医療、福祉、教育、就労等を一体的につなぐ切れ目のない支援を実現していくため、土浦市地域自立支援協議会及びふれあいネットワーク（地域ケアシステム）の充実により、障害のある人の地域生活を支援していきます。</p>			

130	地域生活支援拠点機能の確保	担当	障害福祉課
<p>国では、施設や病院からの地域移行、親元からの自立を支援するための相談、体験（慣らし）、緊急時の受け入れ、サポート人材の育成や各種サービスの提供を行う地域生活支援拠点については、県で定める障害福祉圏域の中で整備していけるよう位置づけています。</p> <p>市では国、県の動向を注視しながら、市内のグループホームや福祉施設、相談支援事業所等を面的・有機的につなぎ、障害のある人が安心して親元からの自立を実現していけるようなネットワークを構築していきます。</p>			

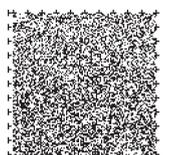


② 参加と協働の体制確保

土浦市地域自立支援協議会の運営をベースに、地域における一体的な支援ネットワークを構築するとともに、多様な主体の参加と協働による施策推進の体制づくりを進めます。

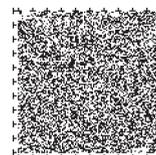
131	土浦市地域自立支援協議会の運営	担当	障害福祉課
<p>土浦市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織で、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健・医療関係者、民生委員・児童委員、学識経験者、各種関連機関により構成される全体会議、市内8地区ごとの地域会議及び運営会議、個別支援会議からなります。地域会議等はふれあいネットワーク会議を準用し、障害のある人だけでなく、家族全員のファミリーケアの理念に基づき実施しています。個別の課題は、専門部会を設置して検討します。</p> <p>今後とも、土浦市地域自立支援協議会の適切な運営に努め、協議の結果は、市の障害福祉サービスに反映していきます。</p>			
<p>【土浦市地域自立支援協議会での協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービスの利用に係る相談支援事業を実施する事業者の中立及び公平性を確保するための運営評価等に関すること。 (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。 (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。 (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。 (5) 地域住民との情報の共有化に関すること。 (6) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。 (7) 障害者虐待防止に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、支援を必要とする人のニーズの実現に必要と認められること。 			

132	計画策定への参画促進	担当	障害福祉課
<p>障害のある人の福祉に大きく関わる計画の策定等には、障害者団体関係者の策定委員会への参画を基本とするとともに、障害者手帳所持者に対するアンケート調査や障害者団体に対するヒアリング等を実施し、的確なニーズの把握に努めます。</p>			



第 5 章

障害福祉サービス等の見込 (障害福祉計画部分)

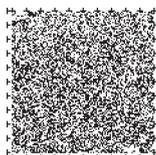
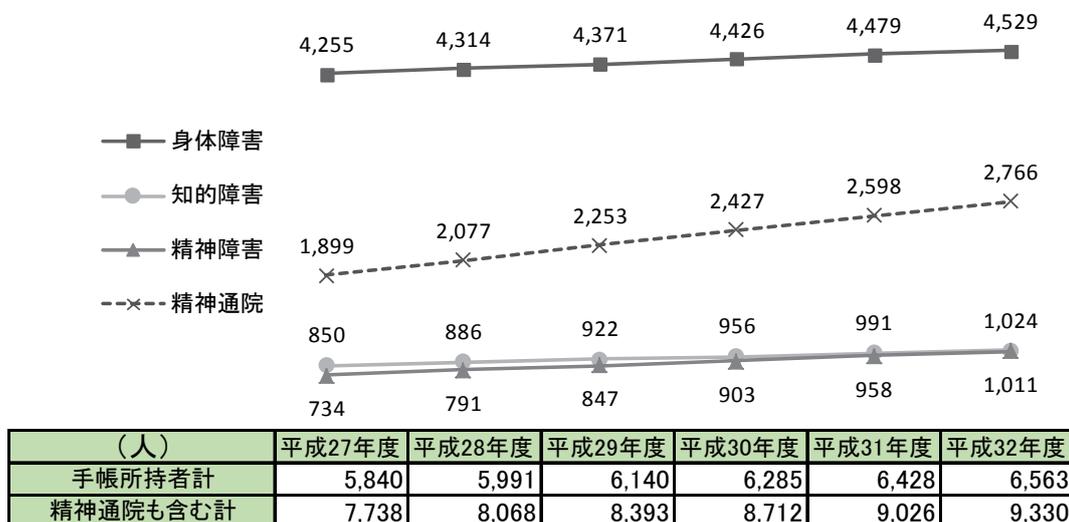


1 障害者数の推計

- 市の障害者数について、障害者手帳所持者等の総人口に対する割合の増減等から推計すると、第4期計画の3年間で障害者手帳所持者が平成27年度の5,840人から平成29年度の6,140人へと5.1%増加することが見通されます。自立支援医療の精神通院受給者を含むと7,738人から8,393人へと8.5%増加することが見通されます。
- 同様の方法で障害者計画が終了する平成32年度まで推計すると、障害者手帳所持者が6,563人、精神通院受給者を含むと9,330人になることが見通されます。
- 手帳の種類別に第4期計画期間における増減を推計すると、身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、64歳以下が減少しますが、65歳以上が増加し、平成29年度には全体で4,371人（2.7%増）になると見通されます。知的障害者（療育手帳所持者）数は、18～64歳を中心に各年齢層で増加し、922人（8.5%増）になると推計されます。精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、18～64歳を中心に各年齢層で増加し、847人（15.4%増）になると見通されます。

■障害者数の見通し（手帳種類別）

（単位：人）



■身体障害者手帳所持者の見通し

（単位：人）



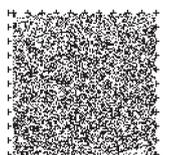
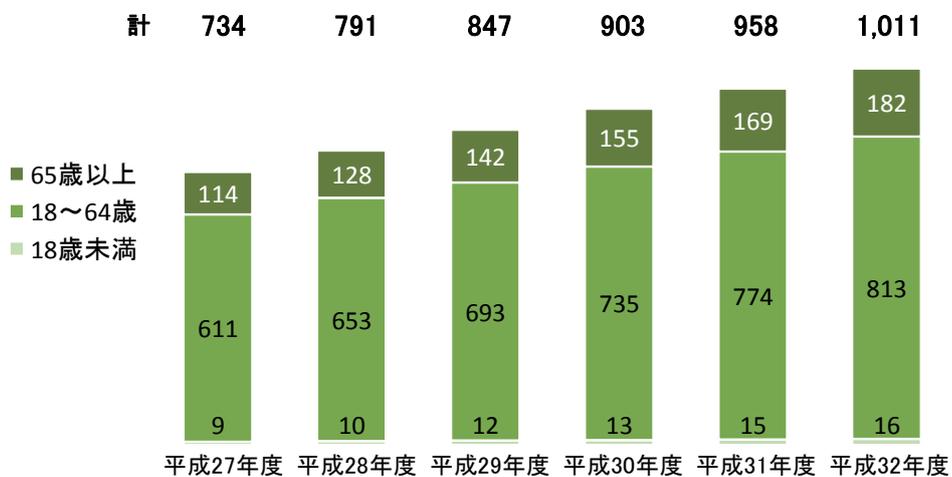
■療育手帳所持者の見通し

（単位：人）



■精神障害者保健福祉手帳所持者の見通し

（単位：人）



2 サービス確保の方針

【国・県の指針】

国は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で、市町村及び都道府県は、障害のある人の“自立と社会参加”を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して「障害福祉計画」を作成することとし、県の考え方もこれに準じています。

- 障害のある人等の自己決定と自己選択の尊重
- 実施主体の市町村への統一と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

＜障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方＞

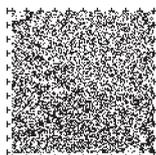
障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、「障害福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行うこととしています。

- 障害福祉サービス等の提供体制の確保
 - ◇全国で必要とされる訪問系サービスの保障
 - ◇希望する障害のある人等に日中活動系サービスの保障
 - ◇グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備の推進
 - ◇福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 相談支援の提供体制の確保
- 障害児支援の提供体制の確保

【市の方針】

これまでの実績と今後のニーズの見込みを踏まえ、一人ひとりが必要な時に必要なサービスを利用して安心して健やかな生活を継続していくことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図り、有効なサービスの提供を図ります。

- 適正なサービス利用の推進
 - ◇自己決定と自己選択によるサービス利用の推進（相談支援の充実）
 - ◇支援区分の適切な判定とケアマネジメント
 - ◇P D C Aサイクル*の導入
- 多様化するニーズへの対応
 - ◇知的障害、精神障害、発達障害、難病など外からわかりにくい障害への対応（相談支援、就労支援、外出支援、意思決定支援等の充実）
 - ◇障害のある人の高齢化・重度化、高齢化する家族への支援も含む支援（医療と福祉の連携、介護保険サービスとの調整等を検討）
- 各種サービスの連携強化
 - ◇市の運営する施設と民間施設の連携（相談支援、サービス提供）
 - ◇社会福祉協議会との連携（ふれあいネットワーク、各種サービス、人材育成等）
 - ◇学校や企業との連携（療育から教育、就労に至る一体的支援体制）



3 成果目標

国・県の指針を踏まえ、障害のある人の地域生活への移行や就労支援等を計画的に進めるため、平成29年度を目標年度に数値目標を次のとおり設定します。

【数値目標に対する国の考え方】

国は、第4期障害福祉計画（平成27年度～29年度）の策定にあたって、入所・入院から地域生活への移行及び福祉的就労から一般就労への移行目標（①～④）についてこれまで以上に積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、サービスごとの見込量を「活動指標」として計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

【市の考え方】

本市も、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受入体制等の状況を踏まえた上で、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、地域移行や一般就労への移行の取り組みを進めます。

① 施設入所者の地域生活への移行

【国・県指針】平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者数の4%以上削減することを基本とする。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し、市民が入所する施設及び市内のサービス事業所と連携し、入所している人の状況を見ながら達成をめざします。

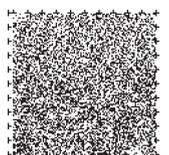
項目		数値	備考
施設入所者数	①平成25年度末 【実績】	163人	
	②平成29年度末 【目標値】	156人	①から7人(4.3%)減
増減見込み	③新たな入所者 【見込】	13人	
	④地域生活への移行者 【目標値】	20人	①の12.6%

② 一般就労への移行

【国・県指針】平成29年度中に福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者が、平成24年度実績の2倍以上とすることを基本とする。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し、ハローワーク土浦、障害者就業・生活支援センター、市内のサービス事業所や一般の事業主と連携して、一般就労への意向のある福祉施設利用者の就労（雇用）を促進していきます。

項目	数値	備考
①平成24年度の一般就労移行者 【実績】	25人	
②平成29年度の一般就労移行者 【目標値】	50人	①の200%



③ 就労移行支援事業の利用者数

【国・県指針】平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者が，平成 25 年度末の実績の 6 割以上増加すること。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し，市内の就労移行支援事業所（計 6 か所，定員 112 人），特別支援学校等と連携して，就労移行支援事業の有効な展開をめざします。

項目	数値	備考
①平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数【実績】	62 人	
②平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数【目標値】	100 人	①の 161.3%

④ 就労移行支援の事業者ごとの移行率

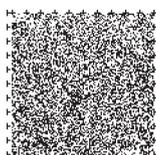
【国・県指針】平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。

【市方針】国・県の指針に準拠して目標値を設定し，市内の就労移行支援事業所 6 か所のうち 3 か所以上が就労移行率 3 割以上となるよう，就労移行事業所及び市内事業者の取り組みを支援していきます。

項目	数値	備考
①平成 23 年度末の就労移行率 30%以上の事業所数【実績】	1 か所	
②平成 29 年度末の就労移行率 30%以上の事業所数【目標値】	3 か所	市内就労移行支援事業所の 5 割

⑤ サービスごとの見込量の算定について

サービスごとの見込量については，現に利用している人の数，今後のニーズ量の変化，施設入所等から地域生活に移行する人のうち当該サービスの利用が見込まれる人の数，平均的な一人当たり利用量等を勘案して算定します。



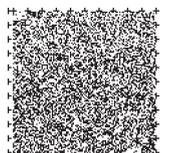
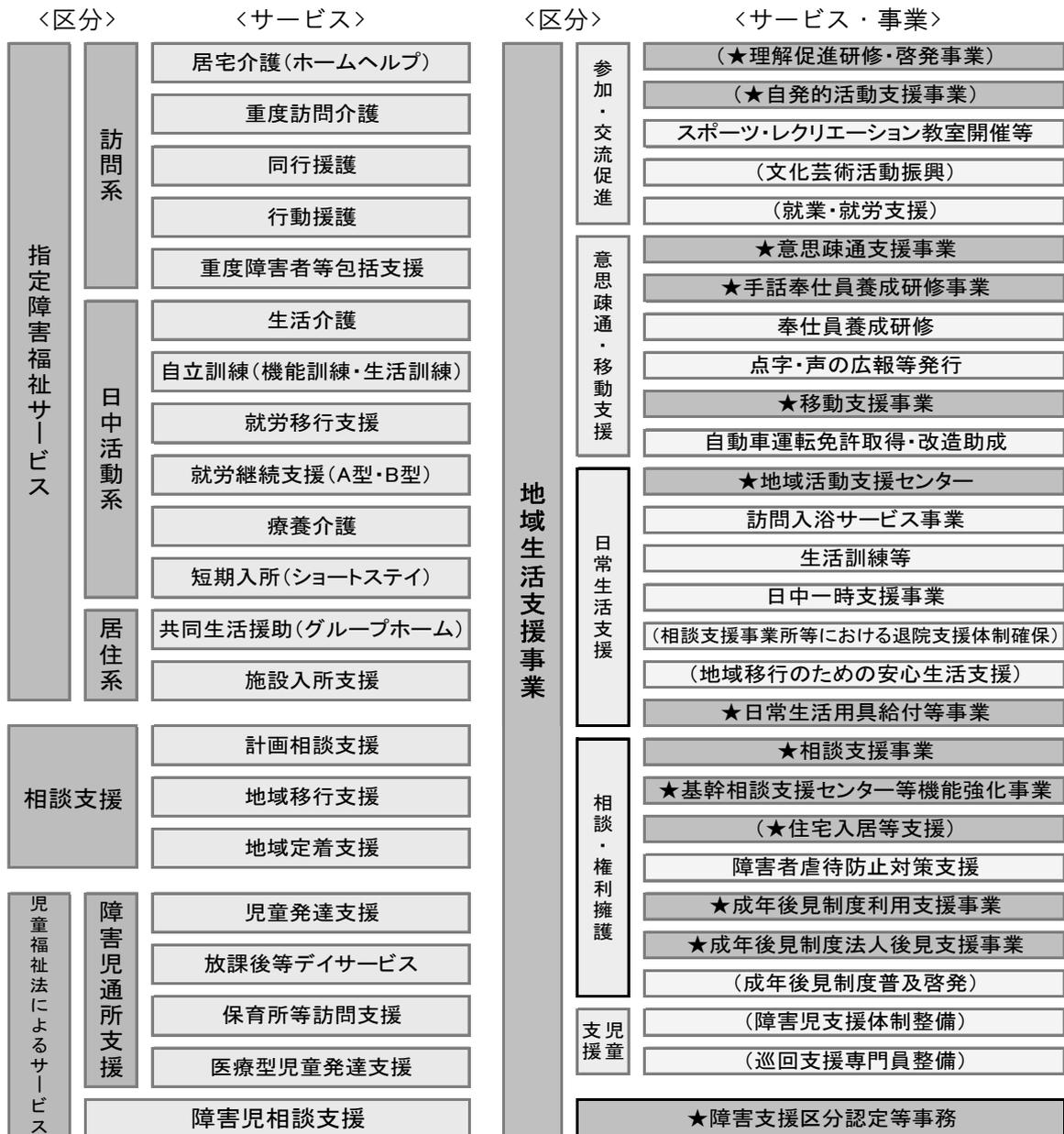
4 サービス量等の見込（活動指標）

障害のある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型から成る「指定障害福祉サービス」と「相談支援」「児童福祉法によるサービス」及び「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスであり、土浦市の実情に即して適切なサービスメニューを確保します。

【障害福祉サービス等の体系】

地域生活支援事業について、★印は必須事業、印のないものは任意事業、うち()がついていないものが、現在市が地域生活支援事業として実施している事業です。



(1) 障害福祉サービスの充実

- 障害者総合支援法により、障害福祉サービスについては、従来通りのサービスが維持されますが、サービスの利用にあたってはサービス等利用計画を作成することが必須となりました。また、児童に対する通所支援が児童福祉法へと移行し、発達支援の体制が強化されることとなりました。
- 市では、サービス事業所等と連携して、障害のある人及びその家族が安心して自分らしい日常生活や社会参加を実現していけるよう、サービスの量と質の確保を図るとともに、サービスの有効な利用（提供）を進めていきます。

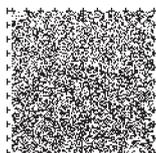
【訪問系サービス】

- 障害のある人の在宅生活を支える介護給付サービスで、本市では、居宅介護、同行援護、重度訪問介護が利用されています。障害のある人の増加、介護する家族の高齢化などとともに、各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
 - ◇居宅介護及び重度訪問介護は、利用者の微増と利用時間の増加を見込みます。
 - ◇同行援護も、利用者及び1人当たりの利用時間ともに増加していくことを見込みます。行動援護は、これまで利用要件に合致する人が見られませんでした。今後もサービスを確保していきます。

事業名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある人が外出時に、代筆・代読・移動の支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。※県内でこのサービスを提供している事業所はありません。

■訪問系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用者数	人	73	69	75	76	76	77
	延利用時間	時間	1,578	1,285	1,298	1,368	1,444	1,540
重度訪問介護	実利用者数	人	2	3	4	4	5	5
	延利用時間	時間	479	509	567	600	750	900
同行援護	実利用者数	人	8	8	10	11	12	13
	延利用時間	時間	79	88	98	105	113	122
行動援護	実利用者数	人	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-
	延利用時間	時間	-	-	-	-	-	-



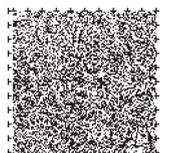
【日中活動系サービス】

- 施設に通って受けるサービスで、介護給付（生活介護・療養介護，短期入所），訓練等給付（自立訓練，就労移行支援・就労継続支援）からなります。本市では，障害のある人の増加に伴い，各サービスとも利用が増加していくことを見込みます。
- ◇生活介護，短期入所，生活訓練は，利用者数及び1人当たり利用日数ともに増加していくことを見込みます。療養介護，機能訓練は，利用者数は横ばいながら1人当たり利用日数が漸増していくことを見込みます。
- ◇就労移行支援は，一般就労への移行を積極的に進めることで今後も利用が増加することを見込みます。就労継続支援A型・B型についても利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間，入浴，排せつ食事の介護等を行うとともに，創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう，一定期間，身体機能又は生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇成型(A型)と非雇成型(B型)があります。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の介助・介護を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに，短期間，夜間も含め施設で，入浴，排せつ，食事の介護等を行います。福祉型と医療型があります。

■日中活動系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
生活介護	実利用者数	人	220	230	246	258	271	284
	延利用日数	日/月	4,205	4,438	4,837	5,125	5,441	5,757
自立訓練(機能訓練)	実利用者数	人	2	1	1	1	1	2
	延利用日数	日/月	18	7	16	12	12	24
自立訓練(生活訓練)	実利用者数	人	31	36	33	35	36	37
	延利用日数	日/月	595	673	635	671	690	709
就労移行支援	実利用者数	人	73	62	56	66	82	100
	延利用日数	日/月	1,309	1,068	1,006	1,188	1,517	1,900
就労継続支援 A 型	実利用者数	人	4	14	60	66	72	79
	延利用日数	日/月	86	272	1,140	1,320	1,440	1,580
就労継続支援 B 型	実利用者数	人	97	115	126	142	156	171
	延利用日数	日/月	1,749	2,087	2,340	2,692	2,967	3,243
療養介護	実利用者数	人	7	7	7	9	9	9
	延利用日数	日/月	200	205	228	279	279	279
短期入所(ショートステイ)	実利用者数	人	30	35	34	37	40	44
	延利用日数	日/年	220	337	266	296	320	352



【居住系サービス】

- 共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援からなります。
- ◇施設入所支援は、地域生活への移行目標に向け、減少を目指します。
- ◇共同生活援助は、自立生活を目指す人の増加及び施設入所者等の地域移行に伴い、利用が増加していくことを見込みます。

事業名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等が受けられます。

■居住系サービス

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同生活援助(グループホーム)	月実人数	人	56	56	63	70	75	82
施設入所支援	月実人数	人	159	163	168	162	158	156

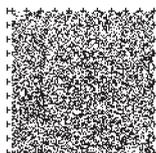
【相談支援】

- サービス等利用計画の作成等を支援する計画相談支援，施設入所者等の地域移行支援，地域定着支援からなります。
- ◇計画相談支援は、サービス利用者の増加に伴って増加することを見込みます。
- ◇地域移行支援は、施設入所者等が平成24年度から平成29年度にかけて20人地域移行する目標の達成に向けて年6人を目安とする利用を見込み、これに伴って地域定着支援の利用が進むことを見込みます（一部グループホームに入居することを想定し、年3～4人程度）。

事業名	内容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するには、予めサービス等利用計画を作成する必要があります。計画の作成・運用により、利用者とともに課題解決について考え、適切なサービス利用と継続的なケアマネジメントの支援を行います。
地域移行支援	入所や入院している障害のある人に、地域における生活へ移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要な支援を行います(支援期間は6か月を目安とします)。

■相談支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	実利用者数	人/年	48	455	772	776	835	903
地域移行支援	実利用者数	人	0	2	0	6	6	6
地域定着支援	実利用者数	人	2	2	2	3	4	4



【児童福祉法によるサービス】

- 児童通所支援は、従来の障害福祉サービス体系から区分され、一人ひとりの成長、発達に即した支援への体制が強化されています。
- ◇障害のある子どもの増加とともに、未就学児を対象とする児童発達支援、児童・生徒を対象とする放課後等デイサービスともに利用が増加していくことを見込みます。これに伴い、障害児相談支援の利用の増加も見込みます。
- ◇保育所等訪問支援は未実施ですが、今後の実施に向けて体制づくりを進めていきます。

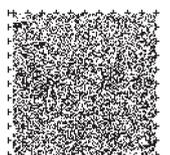
事業名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子どもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児通所支援

区分	単位		実績（年度）			見込（年度）		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童発達支援	実利用者数	人	151	140	150	151	153	155
	延利用日数	日/月	1,451	1,498	1,504	1,519	1,534	1,549
放課後等デイサービス	実利用者数	人	38	45	100	122	149	182
	延利用日数	日/月	375	621	980	1,196	1,460	1,784
保育所等訪問支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-
	延利用日数	日/月	-	-	-	-	-	-
医療型児童発達支援	実利用者数	人	-	-	-	-	-	-
	延利用日数	日/月	-	-	-	-	-	-

■障害児相談支援

区分	単位		実績			見込		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害児相談支援	実利用者数	人/年	27	81	250	273	302	337



(2) 地域生活支援事業の充実

- 障害者総合支援法により、地域生活支援事業については、従来の日常生活や社会参加の円滑化に関わる支援に加え、障害のある人への理解を深めるための支援、障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、成年後見の体制整備を含む相談支援事業等が強化されました。
- 市では、これまでの事業を充実させるとともに、第4期計画の期間の中で新たな事業の整備を進めていくこととします。

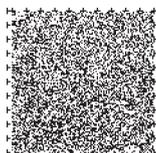
【参加・交流促進】

- 障害のある人の社会参加、障害のある人とない人の交流を促進する事業です。
 - ◇新たに地域生活支援事業に位置づけられた理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、これまで市及び社会福祉協議会、各団体等が実施してきた研修・啓発事業、社会参加活動支援事業等を第4期計画期間中に充実させるとともに、新たな取り組みも検討していきます。
 - ◇スポーツ・レクリエーション教室開催等事業と関連する事業として、市では、かすみがうらマラソン大会を毎年開催し、盲人マラソン等を実施しています。また、障害のある人が「完全参加と平等」のもと、スポーツを通じて体力の維持向上を図るとともに、地域社会と障害のある人との交流を促進し、理解と関心を高めることを目的に、スポーツ大会等を開催しています。今後とも、これらの事業を実施していきます。

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業★	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業★	障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(災害対策、ボランティア活動など)を支援します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の余暇活動、生涯スポーツへの参加機会として、スポーツ・レクリエーション教室等を開催していきます。

■社会参加支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
スポーツ・レクリエーション大会開催等事業	選手派遣数	実人数	181	184	193	198	204	210



【意思疎通支援】

- 視聴覚障害のある人の行政情報の入手や行政手続きの円滑化，参加・活動の機会拡大を支える事業です。
- ◇障害のある人の社会活動の活発化により，派遣件数が増加していくことを見込みます。これに伴い，手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修受講者も漸増していくことを見込みます。
- ◇市役所の窓口への手話通訳者の設置は，当面，週2回の配置を確保していくこととします。
- ◇点字・声の広報は，これまでどおり月2回発行していきます。

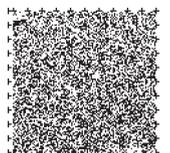
事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業★	意思疎通支援のため，手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳設置事業★	市では，市役所で手続きを円滑にするため，窓口到手話通訳者を配置しています(毎週月・木曜日)。
点字・声の広報等発行事業	市では，点字広報と声の広報を月2回発行しています。また，ホームページは，音声読み上げ等が可能になっています。
手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修	市の行事や会議等への聴覚障害のある人の参加・参画，市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員，要約筆記奉仕員の養成研修を実施しています。

■意思疎通支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話通訳者派遣事業	派遣件数	件/年	81	78	136	153	181	208
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件/年	11	16	28	35	44	52
手話通訳設置事業	設置件数	件/年	141	128	178	200	200	200
点字・声の広報等発行事業	発行回数	回/年	24	24	24	24	24	24

■手話奉仕員等養成研修事業

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話・入門	実利用者数	人	15	15	18	19	20	20
手話・基礎	実利用者数	人	11	11	10	12	14	16
要約筆記	実利用者数	人	7	5		5	6	7



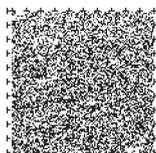
【移動支援】

- 障害のある人の行動範囲，社会参加の拡大を支える事業です。
- ◇障害のある人の増加，介助する家族の高齢化などに伴い，移動支援事業の利用が増加していくことを見込みます。
- ◇自動車免許取得・自動車改造助成事業については，今後も各年2件程度の利用を見込みます。

事業名	内容
移動支援事業★ （個別支援）	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
自動車免許取得 助成事業	身体障害のある人が，自動車運転免許を取得するための費用について補助します。
自動車改造助成事業	重度身体障害のある人が，就労等のため使用する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルを改造する必要があるときに，その費用を補助します。

■移動支援

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
移動支援事業	実利用者数	人	22	28	25	28	32	38
	利用件数	件/年	463	561	874	672	768	912
自動車免許取得助成事業	実利用者数	人	1	1	2	2	2	2
自動車改造助成事業	利用件数	件/年	3	2	2	2	2	2



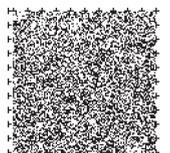
【日常生活支援】

- 障害福祉サービスを補完し、居宅での生活を支えるサービスです。
- ◇地域活動支援センターは、市内の居住者が利用する地域に密着した活動の場です。市では、2事業者に委託してそれぞれ基礎的事業、機能強化事業を実施しています。また、精神障害のある人を対象に生活支援事業を実施しています。今後もこの体制を確保することとします。

事業名	内容
地域活動支援センター事業★	<p>障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行い、社会復帰に向けた支援を行います。</p> <p><基礎的事業> 創作的活動又は生産的活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行います。</p> <p><機能強化事業> 基礎的事業に加え、地域生活を支えるセンター機能等を強化した事業を行います（Ⅰ型は医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や相談支援事業の実施、Ⅱ型は機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。Ⅲ型は地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業等で、現在市内にはありません）。</p>
生活支援事業	<p>日常生活上必要な訓練・指導等の支援を行い、生活の質的向上と社会復帰の促進を行います。</p>

■地域活動支援センター等

区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
基礎的事業	施設数	か所	2	2	2	2	2	2
機能強化事業Ⅰ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅱ型	施設数	か所	1	1	1	1	1	1
機能強化事業Ⅲ型	施設数	か所	0	0	0	0	0	0
生活支援事業	実施施設数	か所	2	2	2	2	2	2

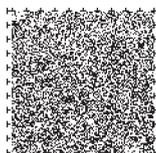


- ◇日常生活用具給付等事業，補装具給付事業は，日常生活の自立と自己実現を支える支援として，障害のある人の増加などとともに利用の増加（適切な利用の促進）を見込みます。
- ◇日中一時支援事業，在宅障害者一時介護事業の利用の増加も見込みます。訪問入浴サービス事業は，少人数ながら定期的な利用があり，今後もサービス量を確保していきます。これらのサービスは，介護者の高齢化などにより利用が増えることも見込みます。

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	入浴車派遣により，入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により，一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かります。
在宅障害者一時介護事業	障害のある人の介護者又は障害のある子どもの保護者若しくは介護者の都合により，一時的に施設介護が必要となる障害のある人又は障害のある子どもを施設で預かり1対1で介護します。
日常生活用具給付等事業★	日常生活がより円滑に行われるために，障害の種類及び程度に応じて日常生活用具を給付します。
補装具給付事業	補装具の購入又は修理が必要な場合，その費用を支給する事業です。

■各種日常生活支援

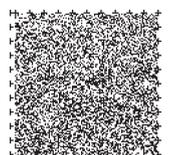
区分	単位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人	4	4	3	4	5	6
	延利用回数	回/年	173	145	156	216	275	360
日中一時支援事業	実利用者数	人	65	70	80	87	94	102
	延利用回数	回/年	3,400	4,114	4,300	4,785	5,452	6,120
在宅障害者一時介護事業	実利用者数	実人数	40	42	43	45	46	48
	利用時間数	時間/年	1,569	1,397	1,446	1,620	1,656	1,728
日常生活用具給付等事業	給付件数	件/年	2,425	2,611	3,200	3,520	3,908	4,295
補装具給付事業	給付件数	件/年	276	271	278	277	278	279



【相談・権利擁護】

- 相談支援は、障害福祉サービスの利用のみならず、様々な面で障害のある人やその家族により添う重要な役割があります。
- ◇市では、市役所及び4か所の指定相談支援事業所（基幹相談支援センター1か所を含む）の体制を確保しています。今後とも、市と基幹相談支援センターの連携を基軸に、各相談支援事業所の機能強化を支援するとともに、相互に連携して相談への対応力を高めていくこととします。
- ◇住宅入居等支援については、これまで利用が見られませんでした。自立生活をめざす人、施設入所者の地域移行の増加に伴い、サービスの実施を検討していきます。
- ◇障害者虐待防止対策事業は、障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止体制の充実を図っていきます。
- ◇権利を擁護するため、平成26年度から社会福祉協議会が成年後見制度法人後見事業の一環として設置した「成年後見センターつちうら」と連携し、市長申立などの成年後見制度利用支援事業を実施しています。

事業名	内容
相談支援事業★	障害のある人(身体, 知的, 精神)や障害のある子どものさまざまな相談に応じ, 必要な情報の提供や助言を行います。 ※窓口:市役所・社会福祉協議会・尚恵学園・ほびき園
基幹相談支援センター等機能強化事業★	市町村の相談支援事業の機能を強化するため, 一般的な相談支援事業に加え, 特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置するものです。
住宅入居等支援★	賃貸住宅への入居に際して必要な調整や家主等への相談・助言を通じて障害のある人等の地域生活を支援します。
障害者虐待防止対策支援事業	障害のある人への虐待を防止するため, 土浦市障害者虐待防止センターを設置し, 24時間体制で障害のある人への虐待に関わる通報の受理, 虐待を受けた障害のある人の保護や相談・指導及び助言を行うとともに普及啓発に努め, 障害者虐待防止体制の充実を図ります。
成年後見制度利用支援事業★	判断能力が不十分な人に代わって障害福祉サービスの利用契約等が適切に行われるように支援します。
成年後見制度法人後見支援事業★	障害のある人の権利を擁護するため, 成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる体制整備に向け, 必要な研修の実施, 法人後見活動を安定的に実施するための組織づくりなどを支援するものです。 ※窓口:成年後見センターつちうら(社会福祉協議会)



■相談・権利擁護

区 分	単 位		実績(年度)			見込(年度)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
相談支援事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施施設数	か所	4	4	4	4	4	4
住宅入居等支援	実施施設数	か所	-	-	-	-	-	-
障害者虐待防止対策 支援事業	実施施設数	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用 支援事業	市長申立件数	件/年	2	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見 支援事業	実施の有無	有・無			有	有	有	有

※成年後見制度利用支援事業の単位及び実績，見込については，第3期障害福祉計画進捗状況とは単位を変更しています。

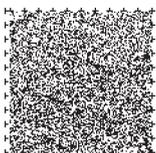
【児童支援】

- 地域生活支援事業の児童向けの支援としては，障害児支援体制整備，巡回支援専門員整備があります。市では，療育支援センター等において未就学児を中心に障害のある子どもとその家族への総合的な支援を行うほか，保育園等への巡回指導も実施しています。今後は，（仮称）児童発達支援センターの整備とともに，事業の実施を検討していきます。

事業名	内容
障害児支援体制整備	障害のある子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう，児童発達支援センターに専門職を配置して地域における支援機能の充実を図るほか，障害児通所支援事業等を利用していない子どもやその家族の交流の場を確保するものです。
巡回支援専門員整備	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し，障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り，保育所等訪問支援等との連携により，発達障害のある子どもへの対応を支援するものです。

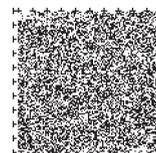
【障害支援区分認定等事務】

- 障害福祉サービスのうち，介護給付に関するサービスを利用するためには，障害支援区分の認定を受ける必要があります。認定にあたっては，申請に基づき，市が調査を行い，調査結果と主治医意見書をもとに専門家等で構成される障害者介護認定審査会を開催します。今後とも，認定が適切かつ円滑に行われるよう努めます。



第 6 章

計画の推進



1 計画の推進体制

障害のある人に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等多岐にわたるため、計画の実施は、土浦市地域自立支援協議会を中心に、基幹相談支援センター、当事者、障害者団体、サービス事業者、社会福祉協議会等との連携はもちろん、障害福祉圏域における広域連携を図りながら十分なサービス提供に努めます。医療や就労、介護保険制度等との連携・調整をはじめ、国の制度や県の対応が必要な事項については、国、県の関係各機関との情報交換や必要な要請を行っていきます。

庁内においては、第4章で体系づけた各施策を担当部署が実施するとともに、それぞれの施策を関連付け、総合的・効率的・効果的に実施していくため、障害福祉課が中心となって担当部署と緊密に連携していくこととします。

① 土浦市地域自立支援協議会の運営

「土浦市地域自立支援協議会」を定期的開催し、障害者団体、学識経験者、障害福祉サービス事業所やボランティア団体など多様な主体のネットワーク化を図り、保健、医療、福祉、教育、労働、その他多様な分野が連携しながら計画を推進していく体制を確保します。

② 全庁的な施策の推進

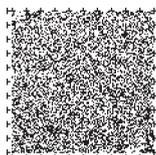
本計画を効果的・効率的に推進していくため、福祉・保健・医療分野を中心に関係部署の連携を図り、全庁的に各種施策を展開することにより、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

③ 市民意見の反映

本計画を、障害のある人及びその他の市民、地域等との協働により推進していくため、様々な機会をとらえて障害のある人やその家族、障害者団体等との協議・意見交換を行い、市民の意見や提言等を積極的に取り入れ、計画の策定・見直しに反映させていきます。

④ 必要財源の確保

本計画を確実に推進していくには、必要な財源を確保する必要があります。国及び県に対して、障害のある人のニーズに応えられるだけの十分な負担金や補助金による財政的支援を要望するとともに、市においては、本計画に位置づけた事業に対する予算の確保に努めます。



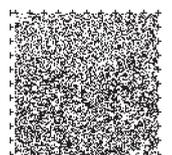
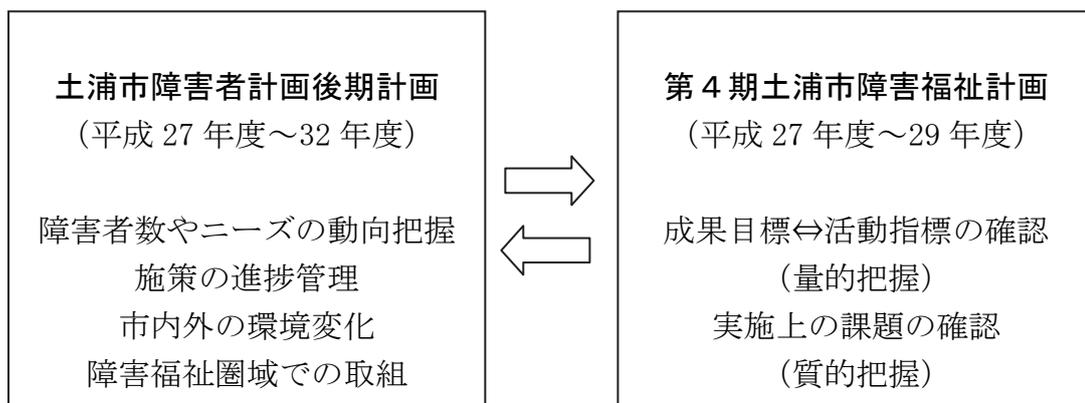
2 計画の進行管理

第4期障害福祉計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、計画を実施する上で把握された課題等を共有し、更なる工夫・改善を積み重ねていくことが重要です。

本計画の進行管理については、土浦市地域自立支援協議会を中心に、市内の主要な団体、関係の深い広域機関等と進行状況を確認し、これらを通じて保健、医療、教育、就労等の切れ目のない連携の強化につないでいくこととします。

庁内においては、障害福祉課を事務局に、保健福祉部内（障害福祉課、社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども福祉課）で検討会議を開催し、必要に応じて教育、防災、都市計画等の関連部局及び社会福祉協議会との協議を行います。

■土浦市障害者計画・土浦市障害福祉計画の管理



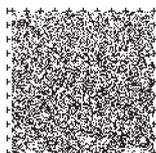
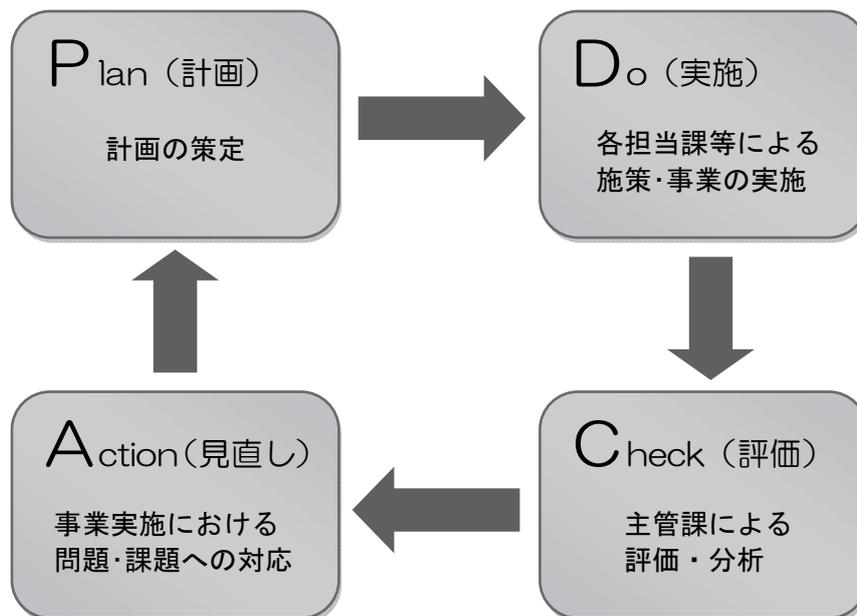
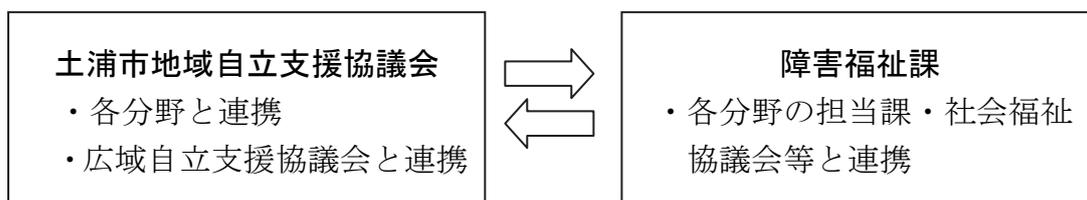
【土浦市障害福祉計画の管理】

第4期計画は、「成果目標」を設定し、その達成に向けて「活動指標」を定め、PDCAサイクルにより達成状況を毎年評価していくこととします。

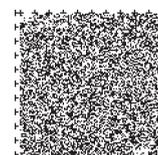
評価にあたっては、障害福祉課を中心に庁内各課等による評価を行った後、土浦市地域自立支援協議会を中心とする協働体制の中で確認・評価を行っていきます。

なお、評価にあたっては、実施状況や利用状況の量的な確認のほか、事業実施（利用）に際しての問題点や効果など質的な事項も取り上げ、効果や課題を総合的にとらえるよう努め、事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。

■土浦市障害福祉計画の管理



資料編



1 アンケート調査結果等

(1) 調査の概要

① 調査の目的

障害者計画・第4期障害福祉計画を策定するための基礎資料として、次のことを把握するために実施しました。

- 障害のある人の日頃の生活状況や様々なサービスの利用についての現状と希望
(主に施策やサービスへのニーズ把握)
- 市民・福祉関係者の、障害のある人との関わりの現状と意識
(共生社会づくりや地域の中での支え合いについての市民意識等)
- 障害のある人及び市民・福祉関係者の関連制度等の認知状況、市施策への意見等

② 調査の時期と方法

- 実施時期 : 平成26年6月26日～7月10日
- 調査基準日 : 平成26年6月1日
- 実施方法 : 郵送法(郵送による調査票の配付・回収)

③ 調査の対象

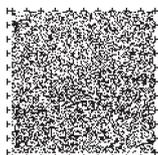
- 障害者調査 : 平成26年6月1日現在、本市に在住する障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者全員(5,373人)
※障害者手帳所持者5,737人(内訳:身体障害者手帳4,178人,療育手帳827人,精神障害者手帳713人,それ以外の障害福祉サービス受給者19人)を対象に、重複等を避けて配布
- 市民調査 : 平成26年6月1日現在、本市に住民票を置く20歳以上の市民から2,000人を無作為抽出
- 福祉関係者調査 : 市内障害福祉サービス事業所(24か所)各職種200人

④ 回収結果

区分	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	5,373票	2,805票	52.2%
市民調査	2,000票	766票	38.3%
福祉関係者調査	200票	119票	59.5%

【結果の読み方】

- 「身体障害」は身体障害者手帳所持者、「知的障害」は療育手帳所持者、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」のことをいいます。
- 「N」は集計の対象となっている回答者数、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を示しています。「無回答」は、回答が記入されていない又は読み取りが困難なものです。
- 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の場合、通常、回答者数(N)に対する選択肢ごとの回答数の和が回答者数(N)を超えるため、比率の合計も100%を上回ります。
- 質問文や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。



(2) 調査の結果

調査結果の概要は、本編第2章P.13～18に掲載しています。

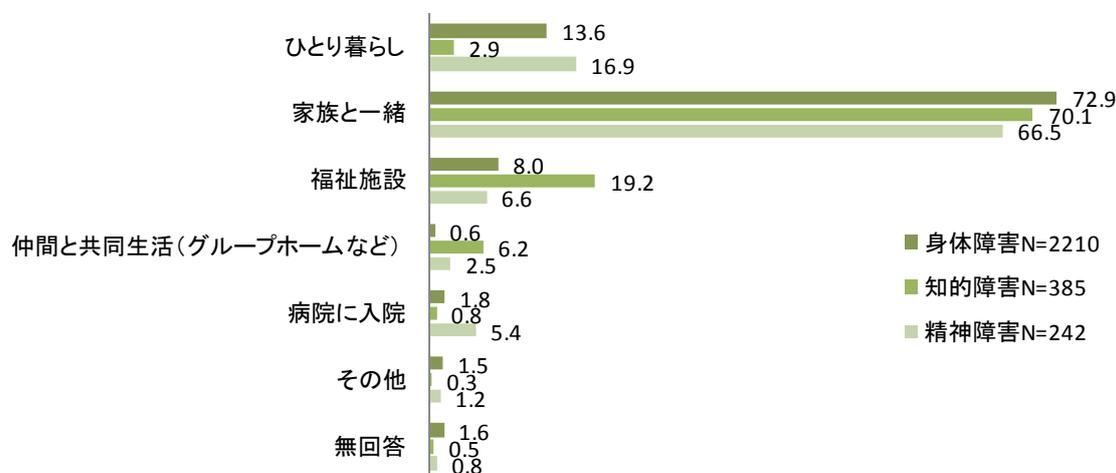
ここでは、主要な結果を抽出して掲載します。

① 暮らし方【障害のある人】

○「家族と一緒に」に暮らしている・暮らしたいという人が多くなっています。これに次いで、精神障害のある人及び身体障害のある人では「ひとり暮らし」、知的障害のある人では「福祉施設」が多くなっています。知的障害のある人を中心に「グループホーム」で暮らしたいという希望もみられます。

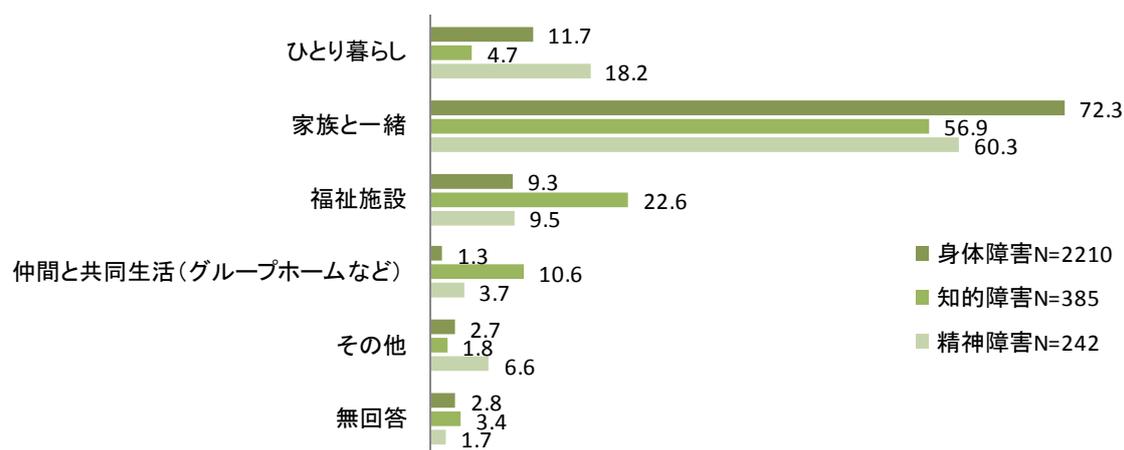
■現在の暮らし方（SA）

単位：％

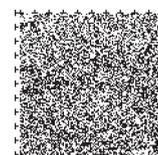


■今後希望する暮らし方（SA）

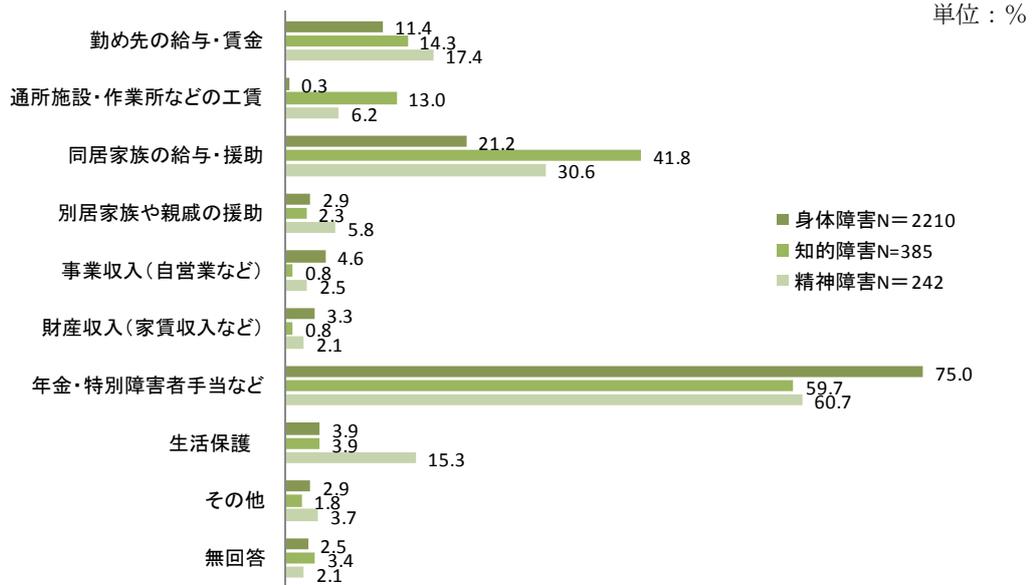
単位：％



○現在の収入は、「年金・特別障害者手当」「同居家族の給与・援助」「勤め先の給与・賃金」の順で多くなっています。精神障害のある人は、これに次いで「生活保護」も上位に挙げられています。



■現在の収入（MA）

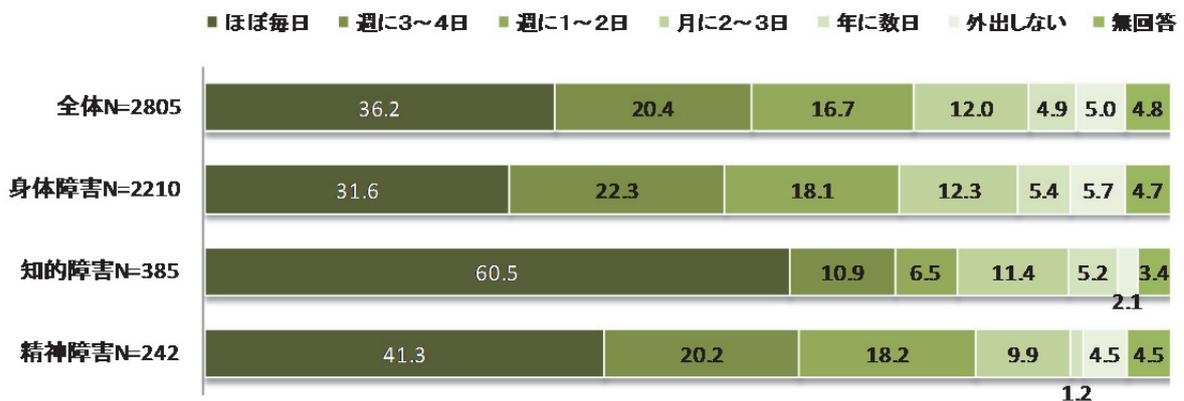


② 外出について【障害のある人】

○過半数が週に3～4日以上外出しています。外出のとき困難に感じることは、障害の種類によって異なり、身体障害では「道路に段差が多い」、知的障害では「会話が困難」、精神障害では「経費がかかる」がそれぞれ1位となっています。

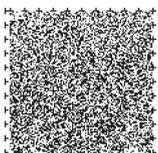
■外出の頻度（SA）

単位：%



■外出のとき困難に思うこと<上位項目>（MA）

順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	道路に段差が多い 24.2%	会話が困難 32.7%	経費がかかる 39.3%
2位	障害者用駐車場がない・少ない 21.8%	車などが多く危険を感じる 21.3%	車などが多く危険を感じる 18.2%
3位	経費がかかる 16.0%	支援者がいない 15.8%	人目が気になる 18.2%
4位	障害者用トイレがない・少ない 14.0%	経費がかかる 15.3%	交通機関がない 16.5%
5位	車などが多く危険を感じる 13.0%	道路に段差が多い 12.2%	道路に段差が多い 11.2%



③ 相談・情報入手について【障害のある人】

- 「家族・親戚」に次ぐ相談先として、身体障害と精神障害では「医療機関」「友人・知人」、知的障害では「福祉施設・サービス事業所」「相談支援専門員・ヘルパーなど」があげられています。
- 「新聞・テレビ・ラジオなど」に次ぐ情報入手先として、身体障害では「市の広報など」、知的障害では「学校や施設など」、精神障害では「インターネット・スマートフォン」があげられています。
- 福祉関係情報の入手について困っていることは、「どこに情報があるかわからない」、「情報の内容が難しい」が上位となっています。

■相談先<上位項目> (MA)

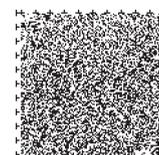
順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	家族・親戚 75.1%	家族・親戚 66.5%	家族・親戚 66.5%
2位	医療機関 21.9%	福祉施設・サービス事業所 34.8%	医療機関 41.3%
3位	友人・知人 19.4%	相談支援専門員・ヘルパーなど 15.8%	友人・知人 29.3%
4位	相談支援専門員・ヘルパーなど 14.0%	友人・知人 13.2%	福祉施設・サービス事業所 18.2%
5位	市役所の福祉関係課 10.9%	市役所の福祉関係課 13.2%	相談支援専門員・ヘルパーなど 14.5%

■情報の入手手段<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	新聞・テレビ・ラジオなど 80.4%	新聞・テレビ・ラジオなど 52.7%	新聞・テレビ・ラジオなど 74.4%
2位	市の広報など 39.7%	学校や施設など 32.7%	インターネット・スマートフォン 31.8%
3位	インターネット・スマートフォン 14.9%	市の広報など 17.7%	市の広報など 24.8%

■福祉関係情報の入手について困っていること<上位項目> (MA)

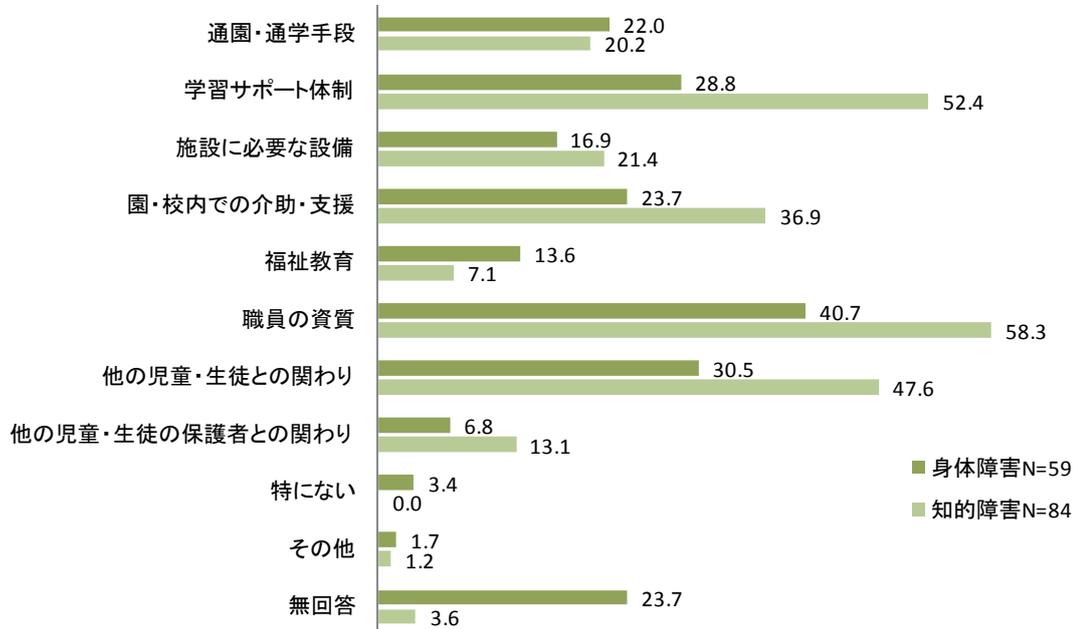
順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	特に困っていることはない 47.3%	特に困っていることはない 36.6%	どこに情報があるかわからない 43.0%
2位	どこに情報があるかわからない 24.7%	どこに情報があるかわからない 32.5%	特に困っていることはない 26.9%
3位	パソコン等を持たずインターネット が使えない 13.4%	情報の内容が難しい 20.8%	情報の内容が難しい 26.4%



④ 教育・就学について【障害のある子ども】

○園・学校生活では、「職員の資質」「学習サポート体制」「他の児童・生徒との関わり」などが重視されています。「園・校内での介助・支援」や「通園・通学手段」の確保なども重要です。

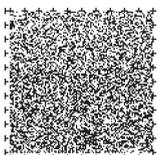
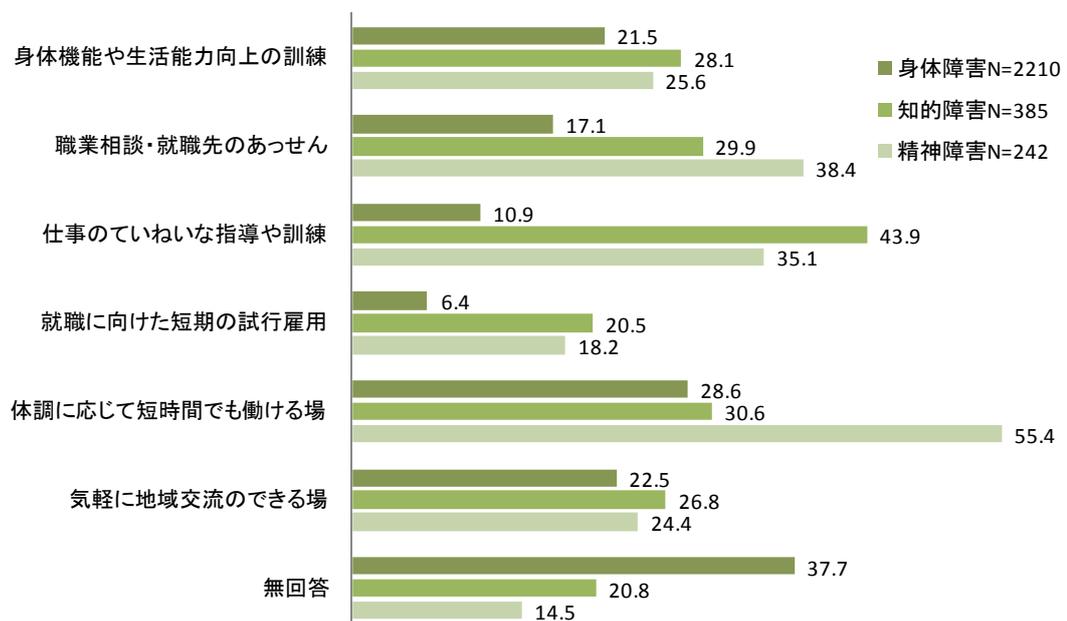
■園・学校生活を送る上で重要と思うこと<通園・通学している子ども> (MA) 単位：%



⑤ 雇用・就労について【障害のある人】

○仕事や社会参加のために必要なことは、精神障害では「体調に応じて短時間でも働ける場」、知的障害では「仕事のていねいな指導や訓練」が1位となっています。「職業相談・就職先のあっせん」「身体機能や生活能力向上の訓練」なども重要です。

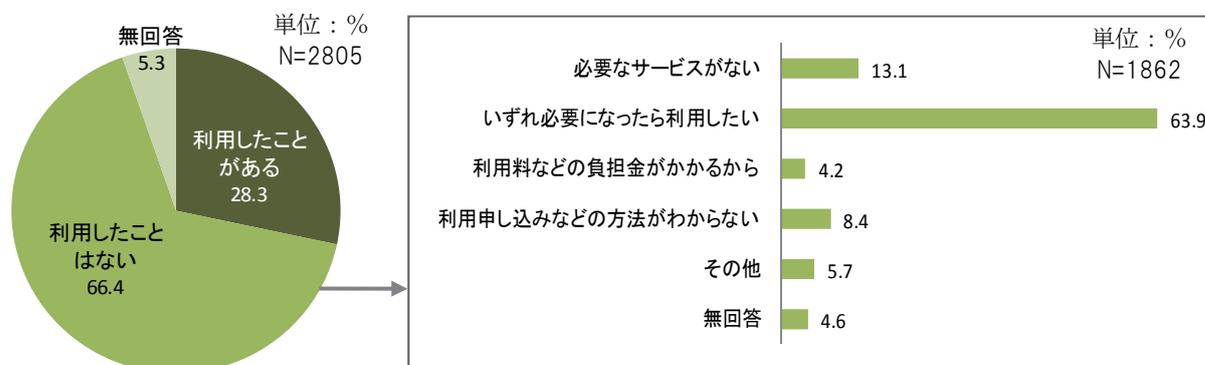
■仕事や社会参加のために必要と思うこと (MA) 単位：%



⑥ 障害福祉サービスなどについて【障害のある人】

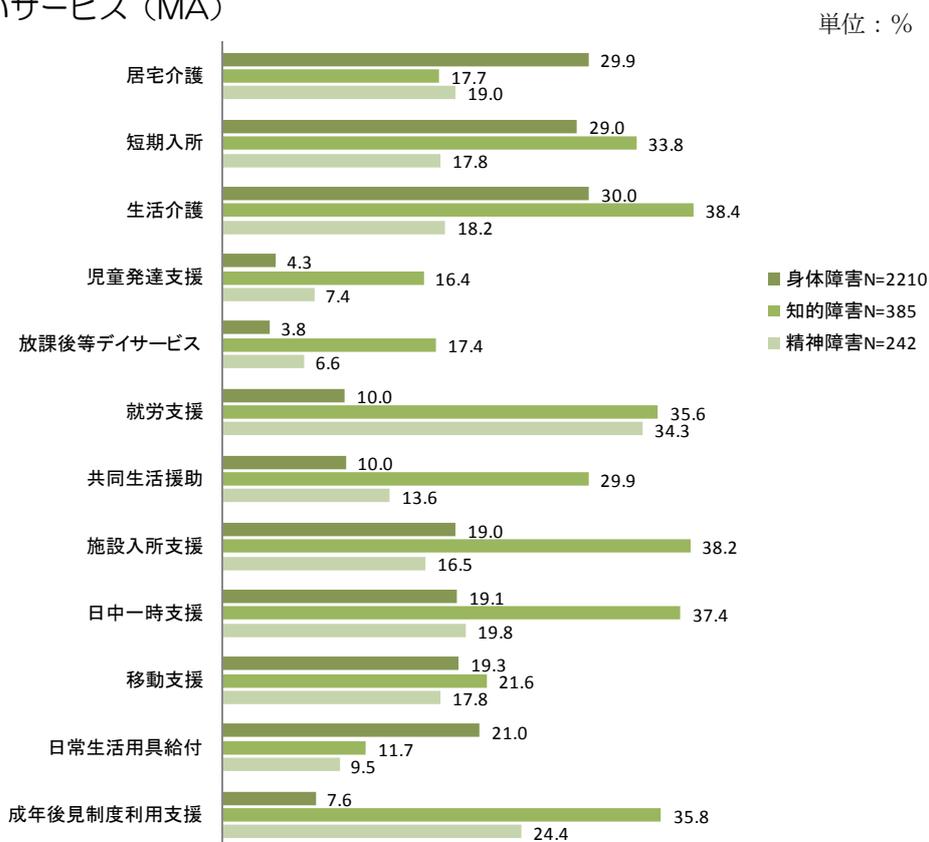
○過去1年間に障害福祉サービス等を「利用したことがある」人は約3割です。「利用したことはない」とする人の多くが「いずれ必要になったら利用したい」と答えています。利用したことがない理由として「必要なサービスがない」「利用申し込みなどの方法がわからない」などがみられます。

■過去1年間のサービス利用状況（SA） → ■利用したことがない理由など（SA）

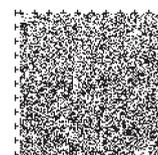


○今後利用したいサービスをみると、知的障害で「施設入所支援」「日中一時支援」をはじめ多くの項目でニーズが高く、身体障害では「生活介護」「居宅介護」「短期入所」、精神障害では「就労支援」でニーズが高くなっています。

■今後利用したいサービス（MA）



※「児童発達支援」は0～5歳（N=20）の80.0%、「放課後等デイサービス」は6～11歳（N=36）の66.7%、「就労支援」は18～64歳（N=996）の27.1%が「今後利用したい」と答えています。

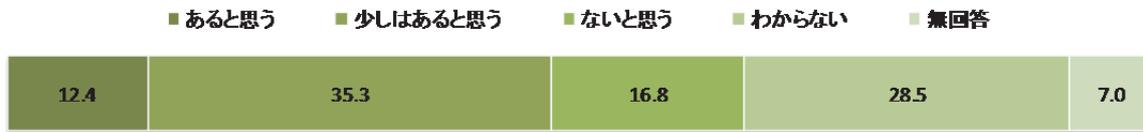


⑦ 地域や社会との関わりについて

○「障害」への地域の理解は、半数近くが「ある・少しはあると思う」と答えています。市民の理解が進んできていると考えている人は約3割です。

■「障害」への地域の理解はあると思うか（SA）【障害のある人】

単位：％
N=2805



■「障害」への市民の理解は進んできていると思うか（SA）【障害のある人】

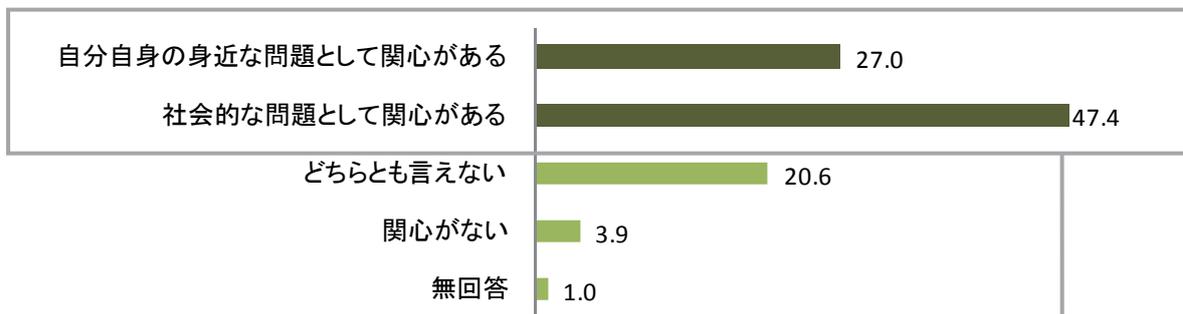
単位：％
N=2805



○市民の7割以上が「障害者福祉」に関心を持っています。テレビや新聞報道などから社会的な関心を高めているのみならず、自分自身の身近な問題と考えている人も少なくありません。

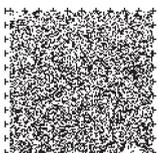
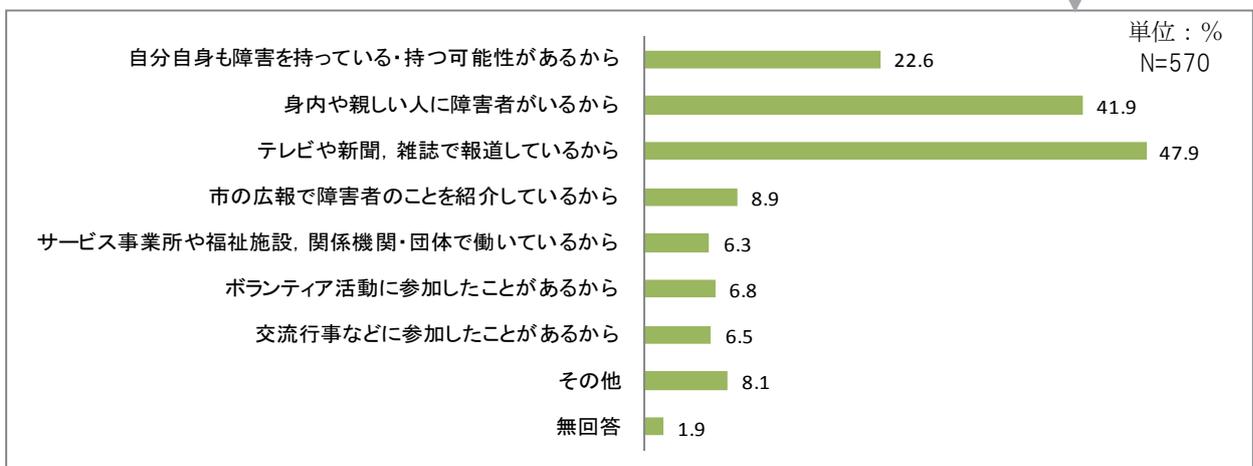
■「障害者福祉」への関心（SA）【市民】

単位：％
N=766



■「障害者福祉」への関心（SA）【市民】

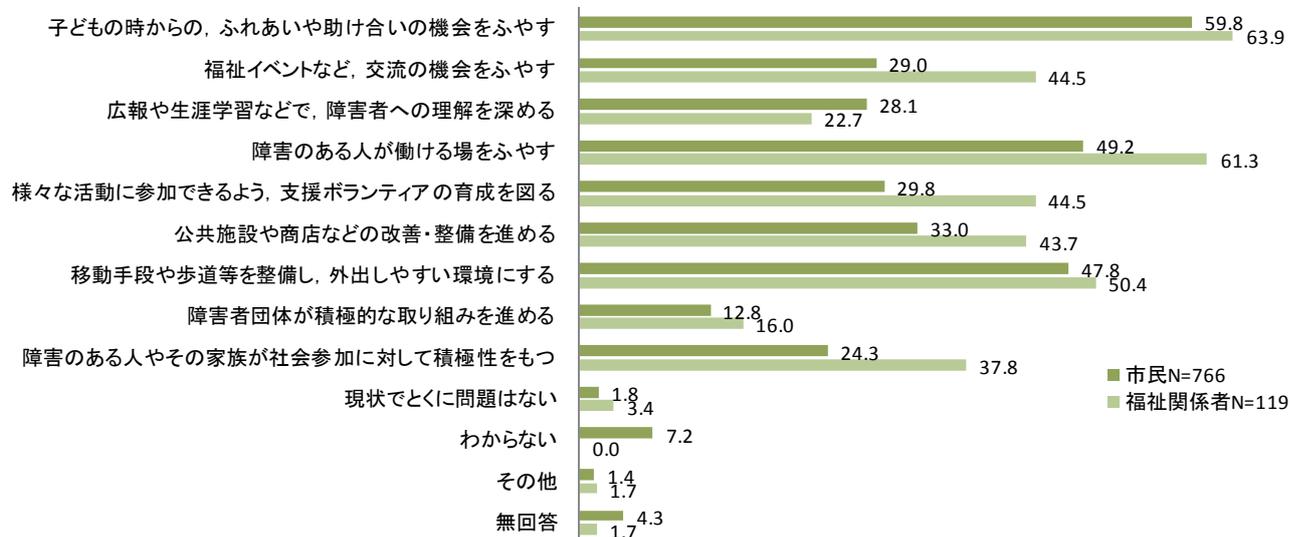
単位：％
N=570



○市民・福祉関係者は、障害のある人の社会参加には“子どもの時からのふれあい”“働ける場”“外出しやすい環境”などが大切と考えています。特に福祉関係者は、“福祉イベント”“ボランティアの育成”“障害のある人からの積極性”など、互いに働きかけることの重要性を感じています。

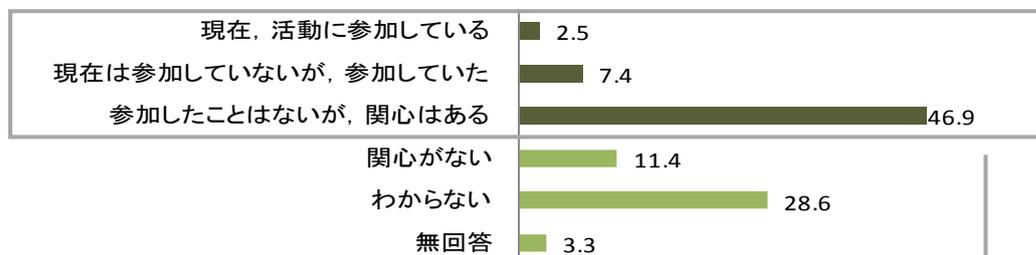
■障害のある人の地域や社会参加に大切なこと（MA）【市民・福祉関係者】

単位：%

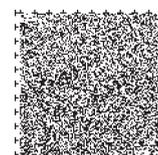
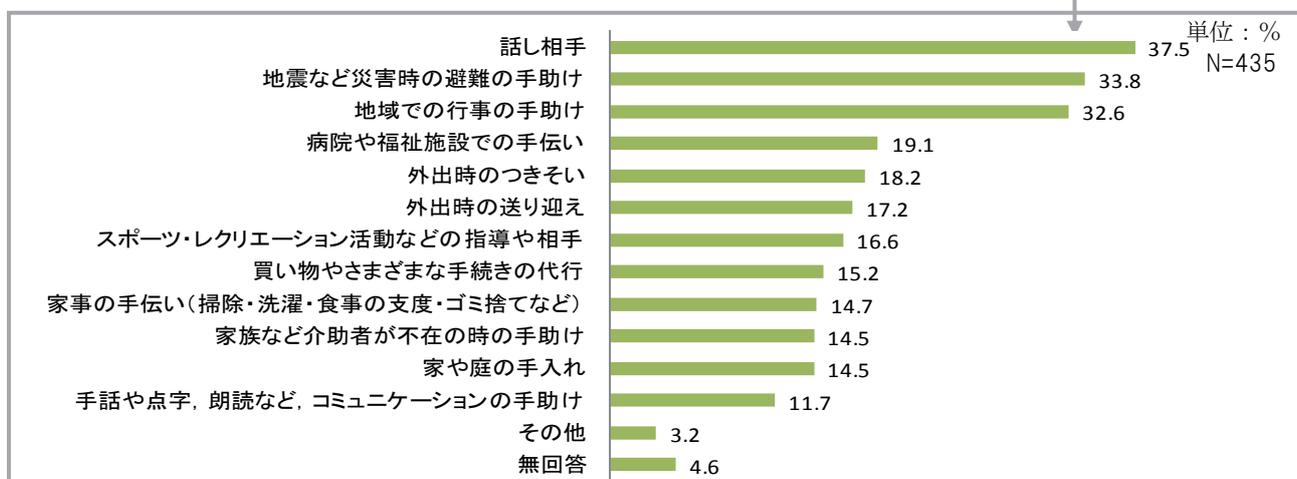


○市民の半数以上が障害のある人にかかわるボランティアに参加経験又は関心を持っており、“話し相手”や“災害時の避難支援”“行事の手伝い”などで関心が高くなっています。

■障害のある人にかかわるボランティアへの関心（SA）【市民】

単位：%
N=766

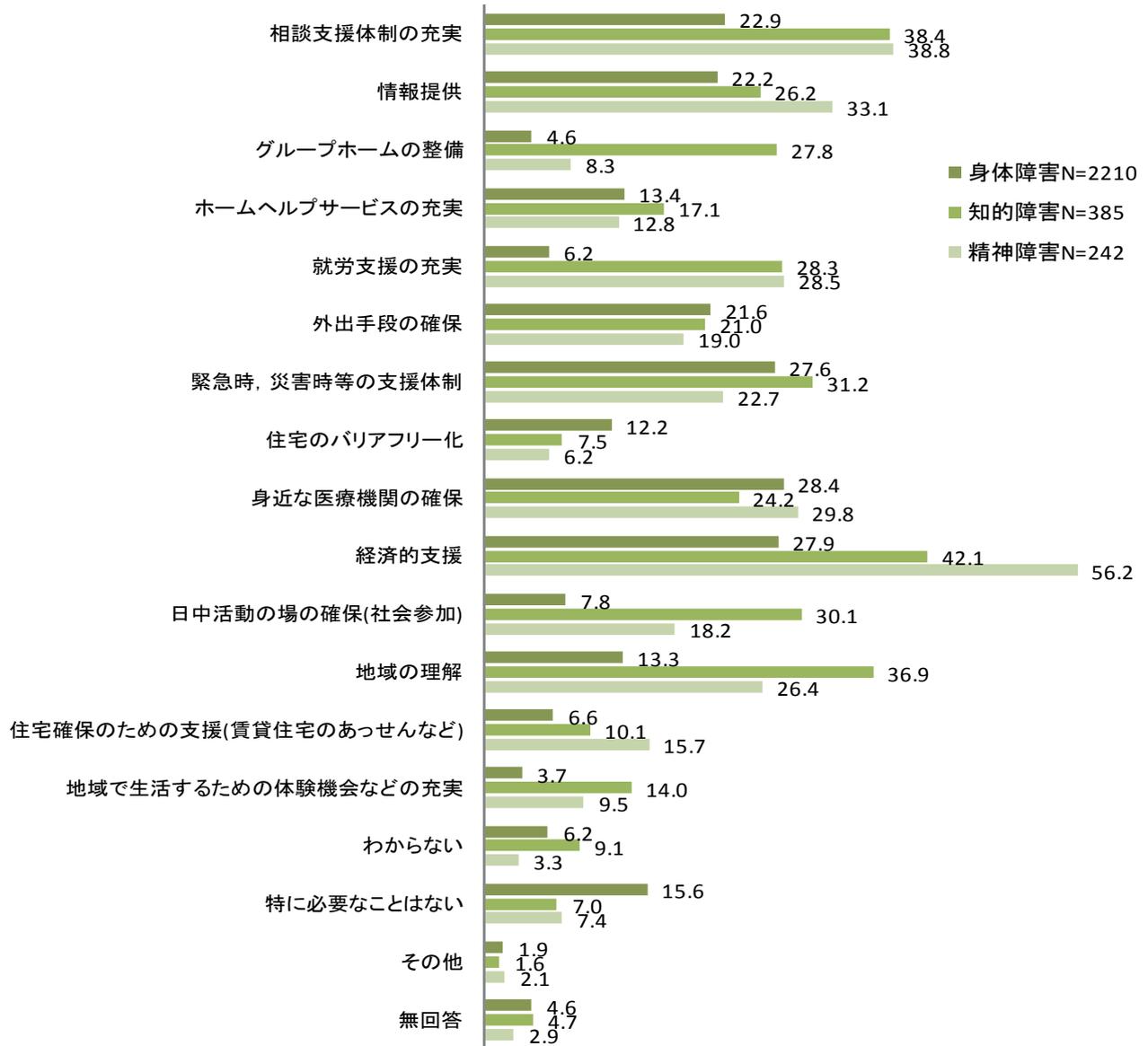
■現在の活動や関心のある活動（SA）【市民】

単位：%
N=435

⑧ 施策について

○障害のある人は、地域で生活するために必要なこととして「経済的支援」「相談体制の充実」「情報提供」「地域の理解」「災害時等の支援体制」などをあげています。

■地域で生活するために必要なこと (MA)【障害のある人】

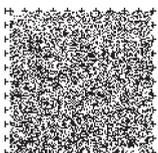


○地域・行政の社会的支援が進んできていると考えている人は、4割弱です。

■地域・行政の社会的支援の進捗状況 (SA)【障害のある人】

単位：%
N=2805

■ 進んできている ■ 多少進んできている ■ どちらとも言えない ■ 多少後退してきている ■ 後退してきている ■ わからない ■ 無回答



○土浦市が障害のある人や高齢者・子どもにとって「住みやすい」又は「ふつう」と考えている市民は4割強で、「住みにくい」と考えている人も約2割みられます。

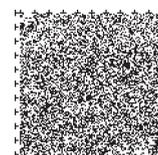
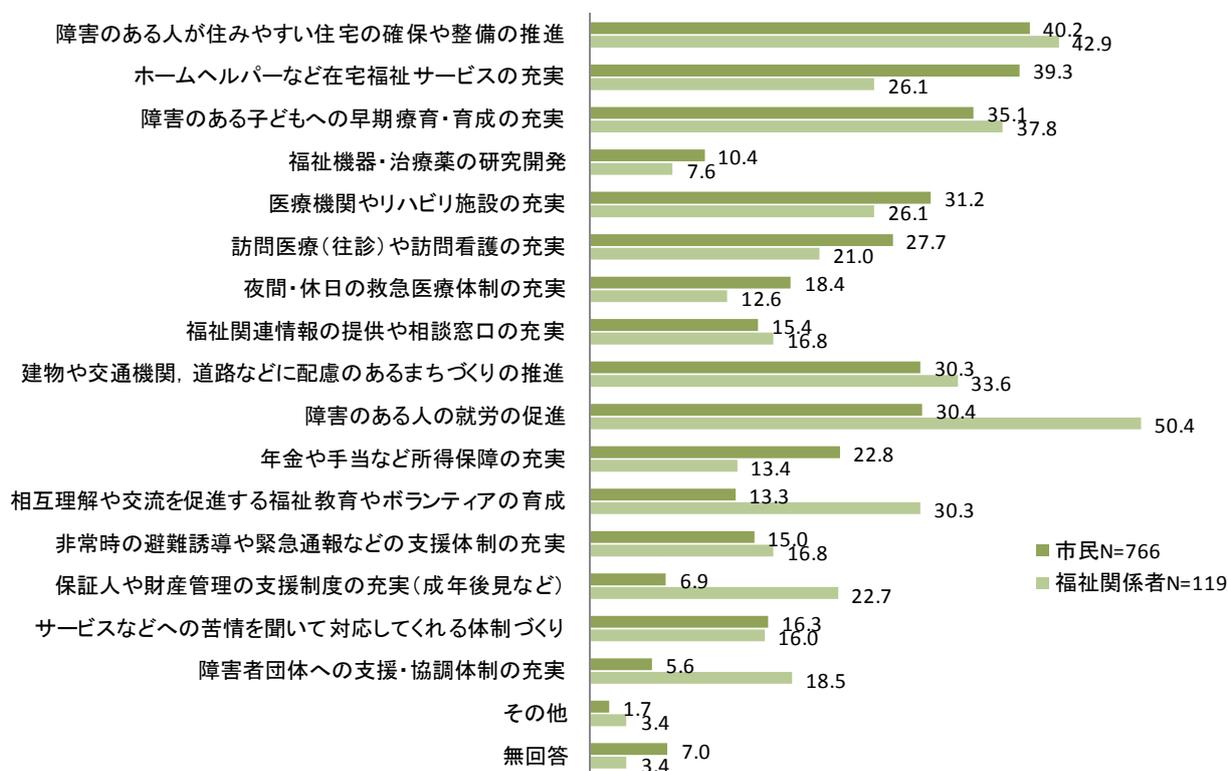
■土浦市は障害のある人や高齢者・子どもにとって住みやすいか（SA）【市民】



○障害者福祉について国・県・市が取り組むべき施策として、市民は“住みやすい住宅の確保”“在宅福祉サービス”“早期療育・育成の充実”などをあげ、福祉関係者は“就労の促進”を第1位にあげています。

■国・県・市が取り組むべき施策（MA）【市民・福祉関係者】

単位：％



【参考】関連データ

(1) 特別支援学校に通う子どもの数

■土浦市在住の特別支援学校等在籍児童・生徒数（平成26年3月末現在）

学校名	小学部				中学部				高等部				合計
	1・2年	3・4年	5・6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
土浦特別支援学校	14	14	11	39	6	8	7	21	10	13	18	41	101
つくば特別支援学校	2	5	3	10	3	4	3	10	2	2	0	4	24
霞ヶ浦聾学校	0	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	4
計	16	19	14	49	9	14	12	35	12	15	18	45	129

資料：土浦特別支援学校，つくば特別支援学校，霞ヶ浦聾学校

(2) ハローワーク土浦の職業紹介・雇用状況【障害のある人】

■ハローワーク土浦における障害者職業紹介状況（各年度10月31日現在）

区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規求職申込数	件	534	650	686	388
就職者数	人	197	276	294	216
有効求職者数	人	547	815	796	809

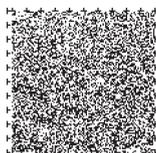
資料：ハローワーク土浦

■ハローワーク土浦管内における障害者雇用状況（各年度6月1日現在）

区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業数(A)	企業	186	188	201	214
法定雇用率*対象労働者数(B)	人	55,954	55,421	54,761	57,568
障害者数(C)	人	777	830	843	980
雇用率(C/B)	%	1.39	1.50	1.54	1.70
雇用率達成企業数(D)	企業	68	78	86	93
達成企業の割合(D/A)	%	36.6	41.5	42.8	43.5

資料：ハローワーク土浦

※ハローワーク土浦管内（土浦市，つくば市，かすみがうら市，阿見町）を対象としています。また，求職者・被雇用者は管内居住者に限りません。

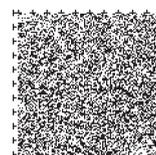


2 策定関係資料

(1) 障害者施策の主な動き

① 国の動き

昭和 57 年 3 月	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成 5 年 3 月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6 年 9 月	「ハートビル法（高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」施行
平成 7 年 5 月	「精神保健法」が「精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）」へ改正
平成 7 年 12 月	「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定
平成 11 年 6 月	「精神保健福祉法」等の一部改正
平成 12 年 4 月	「介護保険法」施行
平成 12 年 5 月	「交通バリアフリー法（高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」制定
平成 14 年 12 月	「障害者基本計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度） 「重点施策実施5か年計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）
平成 15 年 4 月	「支援費制度」施行
平成 16 年 6 月	「改正障害者基本法」施行（障害を理由とする差別の禁止）
平成 17 年 4 月	「発達障害者支援法」施行
平成 18 年 4 月	「障害者自立支援法」施行
平成 18 年 12 月	「バリアフリー新法（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」施行
平成 19 年 4 月	「学校教育法」改正（特別支援学校制度）
平成 19 年 12 月	「重点施策実施5か年計画」策定（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 21 年 4 月	「改正障害者雇用促進法」施行（意欲・能力に応じた雇用機会の拡大）
平成 23 年 8 月	「改正障害者基本法」施行（障害者の定義の拡大と合理的配慮*の導入）
平成 24 年 4 月	「改正児童福祉法」施行（障害児支援の強化）
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」成立【平成 28 年 4 月施行】 「障害者雇用促進法」改正（法定雇用率の算定基礎の見直し等）【平成 28 年 4 月施行】
平成 25 年 9 月	「障害者基本計画」策定（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）

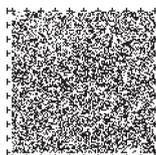


② 茨城県の動き

平成 6年 3月	「障害者福祉に関する長期行動計画」策定 (計画期間：平成5年度～平成14年度)
平成 9年 3月	「重点施策実施計画」策定 (計画期間：平成8年度～平成14年度)
平成15年 3月	「いばらき障害者いきいきプラン」策定 (計画期間：平成15年度～平成23年度)
平成19年 3月	「茨城県障害福祉計画 (第1期)」策定 (計画期間：平成18年度～平成20年度)
平成20年 3月	「発達障害者地域支援マニュアル」作成 「茨城県障害者福祉的就労支援計画 (障害者工賃倍増5か年計画)」策定 (計画期間：平成19年度～平成23年度)
平成21年 3月	「茨城県障害福祉計画 (第2期)」策定 (計画期間：平成21年度～平成23年度)
平成24年 3月	「新しいばらき障害者プラン」策定 (計画期間：平成24年度～平成29年度)
平成24年 6月	「茨城県工賃向上計画」策定 (計画期間：平成24年度～平成26年度)
平成26年 3月	「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」 成立【平成27年4月施行】

③ 土浦市の動き

平成12年 3月	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」策定 (計画期間：平成12年度～平成31年度)
	「つちうら障害者プラン計画」策定 (計画期間：平成12年度～平成21年度) (前期計画：平成12年度～平成16年度)
平成17年 3月	「つちうら障害者プラン後期計画」改定 (計画期間：平成17年度～平成21年度)
平成19年 3月	「第1期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成18年度～平成21年度)
平成20年 3月	「第7次土浦市総合計画」策定 (計画期間：平成20年度～平成29年度) (前期計画：平成20年度～平成24年度)
平成21年 3月	「土浦市地域福祉計画」策定 (計画期間：平成20年度～平成24年度) 「土浦市障害者向け防災マニュアル」作成 「第2期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成21年度～平成23年度) 「土浦市バリアフリー基本構想」策定
平成22年 3月	「土浦市バリアフリー特定事業計画」策定
平成24年 3月	「第3期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成24年度～平成26年度)
平成25年 2月	「第7次土浦市総合計画後期基本計画」策定 (計画期間：平成25年度～平成29年度)
平成25年 3月	「第2次土浦市地域福祉計画」策定 (計画期間：平成25年度～平成29年度) 「土浦市障害者・高齢者向け防災マニュアル」作成
平成27年 3月	「土浦市障害者計画後期計画・第4期障害福祉計画」策定 「土浦市障害者計画後期計画」 (計画期間：平成27年度～平成32年度) 「第4期障害福祉計画」 (計画期間：平成27年度～平成29年度)



(2) 土浦市障害者計画策定委員会

土浦市障害者計画策定委員会設置要綱

平成10年6月8日 告示第59号

最終改正：平成25年3月25日告示第47号

(設置及び所掌事務)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に定める市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に定める市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」と総称する)について調査審議し、計画の立案を行うため、土浦市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) 副市長
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、計画の立案が終了したときまでとする。

3 第1項第2号から第4号までに規定する者のうちから委嘱され、又は任命された委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、その資格を失うものとする。

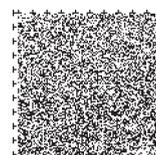
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

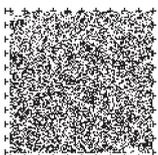
3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

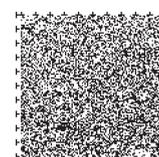
第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



土浦市障害者計画策定委員会委員名簿

任期：平成26年4月25日～平成27年3月31日

委員氏名	所属・役職等	備考
山本 哲也	つくば国際大学産業社会学部准教授	委員長
上方 仁	土浦市地域自立支援協議会会長	副委員長
塚原 直人	社団法人土浦市医師会会員	
吉田 千鶴子	土浦市議会文教厚生委員会委員	
高木 文夫	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	
村山 一人	土浦市障害者（児）福祉団体連合会会長	
太田 恵一	土浦市障害者（児）福祉団体連合会副会長	
尾崎 征生	土浦市障害者（児）福祉団体連合会事務局長	
吉澤 馨	土浦市障害者（児）福祉団体連合会会計監査	
伊藤 節子	土浦市ボランティアサークル連絡協議会理事	
角田 純一郎	社会福祉法人尚恵学園コスモス管理者	
揚石 広行	社会福祉法人青洲会さくら苑施設長	
海崎 真知子	社会福祉法人明清会ほびき園総括サービス管理責任者	
足立 史江	土浦公共職業安定所統括職業指導官	
高野 洋子	茨城県立土浦特別支援学校校長	
望月 裕亮	茨城県土浦保健所保健指導課係長	
小菅 純子	茨城県土浦児童相談所指導課長	
瀬尾 洋一	土浦市社会福祉協議会常務理事	
鈴木 浩之	一般公募	
杉本 衣代	一般公募	



(3) 土浦市障害者計画研究会

土浦市障害者計画研究会設置要綱

平成10年7月24日訓令第7号

最終改正：平成20年11月28日訓令第11号

(設置)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進の指針となる障害者計画(以下「計画」という。)に係る諸課題に関し調査研究するため、土浦市障害者計画研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 障害者のニーズを把握するための実態調査の実施に関すること。
- (3) 障害者施策の推進方法の検討に関すること。
- (4) 障害者施策に係る関係部課間の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、委員20人以内をもって組織し、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は保健福祉部長を、副会長は障害福祉課長をもって充てる。

3 委員は、次の課に属する者のうちから市長が任命する。

政策企画課、広報広聴課、総務課、管財課、市民活動課、生活安全課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、商工観光課、道路課、住宅営繕課、都市計画課、建築指導課、教育委員会学務課、教育委員会生涯学習課、教育委員会指導課、消防本部総務課

(会議)

第4条 研究会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

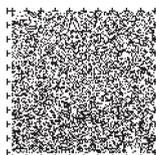
4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



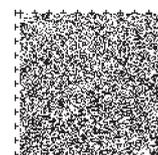
土浦市障害者計画研究会委員名簿

任期：平成25年12月13日～平成27年3月31日

所属部等	所属課	平成26年度		平成25年度		備考
		職名	氏名	職名	氏名	
保健福祉部		部長	鈴木 俊文	部長	鈴木 俊文	会長
保健福祉部	障害福祉課	課長	新福 典子	課長	新福 典子	副会長
市長公室	政策企画課	主事	瀬古澤 麻由実	政策員	野口 智巳	
総務部	総務課	室長	大橋 博	室長	大橋 博	
市民生活部	市民活動課	主査	酒井 秀玲	主査	渡辺 功	
	生活安全課	係長	大竹 弘樹	主査	中澤 修	
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	長谷川 雄一	課長補佐	長谷川 雄一	
	こども福祉課	課長補佐	藤井 徹	課長補佐	藤井 徹	
	高齢福祉課	副参事	加藤 史子	所長	加藤 史子	
	国保年金課	主査	中川 光美	主査	中川 光美	
	健康増進課	係長	瀬尾 夏世	係長	瀬尾 夏世	
産業部	商工観光課	主査	村瀬 潤一	主査	村瀬 潤一	
建設部	道路課	係長	佐野 和美	係長	佐野 和美	
都市整備部	都市計画課	副参事	室町 和徳	課長補佐	室町 和徳	
	建築指導課	係長	市村 朋子	主幹	市村 朋子	
教育委員会	学務課	主査	田中 裕之	主査	田中 裕之	
	生涯学習課	係長	市村 好枝	係長	坂本 雄一	
	指導課	指導主事	井元 光子	指導主事	中島 健一郎	
消防本部	総務課	係長	瀬古澤 時人	係長	小島 博	
社会福祉協議会		係長	須藤 美穂	係長	須藤 美穂	※

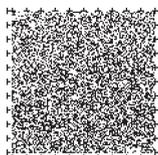
※社会福祉協議会については、説明や意見を聴くため、実務担当者の出席を求めています。

(研究会設置要綱第4条第4項)



(4) 計画策定過程

日程	実施事項	主な内容
平成 26 年 2 月 5 日	第 1 回研究会	○障害者福祉の最近の動向について ○障害者計画・障害福祉計画の内容について ○現行計画の進捗状況調査について（依頼） ○計画策定スケジュールについて
5 月 13 日	第 2 回研究会	○基本理念・基本目標について ○現行計画の進捗状況調査について ○アンケート調査について
5 月 29 日	第 1 回策定委員会	○委員長及び副委員長の選出 ○計画の内容及び策定スケジュールについて ○現行計画の実施状況と課題について ○基本理念・基本目標について ○アンケート調査について
6 月 26 日 ～7 月 10 日	アンケート調査の 実施	○障害者調査 ○一般市民調査 ○福祉関係者調査
7 月中旬	ヒアリング調査の 実施	○市内の障害者団体
9 月 19 日	第 3 回研究会	○アンケート及びヒアリング調査の結果について ○計画策定に向けた課題について ○計画構成案について
10 月 10 日	第 2 回策定委員会	○アンケート及びヒアリング調査の結果について ○計画策定に向けた課題について ○計画構成案について
11 月 12 日	土浦市地域自立支 援協議会	○障害福祉サービス等の見込量についての意見聴 取
12 月 1 日	第 3 回策定委員会	○調査結果の分析と課題の整理について ○計画素案（第 1～3 章）について
12 月 15 日	第 4 回研究会	○第 3 回策定委員会の結果報告について ○計画素案（全体）について ○現行計画の評価結果と新施策体系について
12 月 25 日	第 4 回策定委員会	○計画素案（全体）について
平成 27 年 1 月 15 日 ～2 月 4 日	パブリック・コメン トの実施	○素案を市主要施設に設置，市ホームページに掲載
2 月 9 日	第 5 回研究会	○パブリック・コメントの結果とその対応について ○計画案について
2 月 20 日	第 5 回策定委員会	○パブリック・コメントの結果とその対応について ○計画案について



3 用語解説

【あ行】

ICT（アイシーティー）

情報通信技術のこと。本計画では、パソコンやインターネット及びそれらを活用する技術のことをいう。

アクセシビリティ

誰もがさまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいう。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

インクルーシブ教育

それぞれの子どもの個性を尊重し、どの子どもも精神的・身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加していけるよう、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育のこと。

インターンシップ

会社などでの体験就業による実習訓練期間のこと。

SP（エスピー）コード

紙に掲載された情報をデジタルに変える二次元シンボル。簡単に大量の情報を紙に記録・掲載できるため、ビジネスや日常生活など様々な活用ができる。専用のSPコード読取機を使って、音声・点字・テキストで出力することができる。

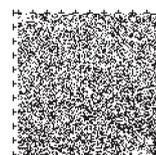
【か行】

ガイドボランティア

障害のある人や子どもの外出を支援するボランティアのこと。

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことをいう。身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待（金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、ネグレクト（養育放棄・無視）などがある。



共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

協働

市民及び市がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動することをいう。

ケアマネジメント

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため、一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り、ニーズ表明を支援し代弁すること。障害のある人の権利擁護では、障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、侵害された権利の回復を図り、本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。

高次脳機能障害

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

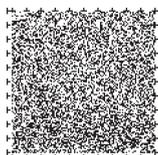
合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービス利用者の生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等を記載する計画で、障害福祉サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定特定相談支援事業者が行うほか、利用者本人・家族・支援者等が作成することもできる。



児童福祉法

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき、児童（満18歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがら。事物（利用しにくい建物や設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（習慣や文化など）、観念（障がいのある人に対する偏見、誤解、差別など）などのすべて。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。本計画では「社会福祉法人土浦市社会福祉協議会」のことをいう。

障害支援区分

障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分ごとに利用できるサービスが異なる。障害者自立支援法では障害程度区分が用いられていたが、障害者総合支援法では、知的障害や精神障害などの特性に配慮した支援の必要性に目が向けられるようになった。

障害児支援利用計画

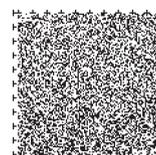
障害のある子どもの生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等について計画する計画で、児童福祉法による障害児通所サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定障害児相談支援事業者が行うほか、家族・支援者等が作成することもできる。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者虐待防止法

家庭、施設、勤務先で障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などが保護することを定めている。



障害者雇用促進法

障害のある人の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者を雇用することなどを義務付けている。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう、障害の種類に関わらず必要なサービスを利用できるようにしたこと、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援、地域生活支援事業の充実などを特徴としている。

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されているもの（12月3日～9日）。

障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に調達することを推進するもの。

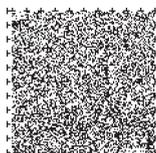
ジョブコーチ

障害のある人が円滑に就労できるよう、本人と事業者の関係づくりを支援するなど、職場内外の支援環境を整える職場適応援助者。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次の通り。

- ・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人
- ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）
- ・育成医療：身体障害があり、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18歳未満）



相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活，社会生活を営むことができるよう，障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援，住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など，障害のある人の全般的な相談支援を行う。実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了を資格要件とする。

精神保健福祉法

精神障害者の医療・保護，社会復帰の促進，自立への援助，発生の予防などを行い，福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

成年後見

障害などにより判断能力が十分でない人の財産等の管理，また，日常生活において主体性がよりよく実現されるよう，法律行為を代行又は支援することをいう。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を専任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助のいずれかに分けられる）と，本人の判断能力があるうちに後見人を選び，委任契約を結んでおく任意後見がある。

措置制度

福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し，また，そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度。

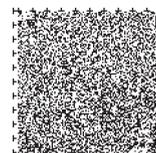
【た行】

地域介護ヘルパー

地域での支え合いと家族介護の質の向上を目的に養成しているヘルパーのこと。県は，旧いきいき3級ヘルパー受講推進事業の趣旨を引継ぎ，平成21年度から「茨城県地域介護ヘルパー養成研修」を実施している。

地域ケアシステム

在宅の介護や生活支援を必要とする障害のある人等に対して，さまざまな相談に応じるとともに一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組みのこと。



地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため、市町村に設置する協議会。

地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

特別支援教育

特別支援学校、盲学校、聾学校や特別支援学級での教育に加え、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒への対応も積極的に行うなど、一人ひとりのニーズに応じた教育のこと。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

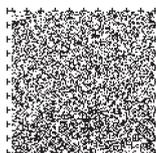
トライアル雇用

ハローワークの紹介により企業が短期間（原則として3か月間）試行的に雇用し、双方が適性或職場環境などについて相互に確認した上で雇用に移行する試行雇用制度のこと。障害のある人など就労支援が必要な一定要件を満たす人を対象とし、事業主には奨励金が支給される。

【な行】

難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。平成25年4月より障害者総合支援法の対象となり、障害程度区分を受けて障害福祉サービスを利用することができる。対象疾病は151疾病（平成27年1月より）。



認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けて認知症を理解し、地域住民として認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考えのこと。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、症状が比較的低年齢において発現するもの。

発達障害者支援法

発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。発達障害者支援センターの設置についても規定している。

パブリック・コメント

市の基本的な計画等を策定する際に、事前にその案を公表し、市民等の意見を求め、寄せられた意見を参考に計画等を決定するとともに、市民から寄せられた意見と市の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

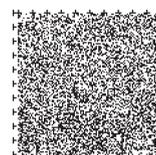
社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することであり、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法

高齢者・障害のある人・妊婦などの移動や公共施設の利用の際の利便性・安全性を向上させるため、公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めるハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた法律。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。職安（しょくあん）ともいう。



東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害のことをいう。

批准（ひじゅん）

既に全権代表によって署名がなされた条約に拘束されることを国家が最終的に決定する手続きのことで、通常は議会の同意を得て元首等が裁可あるいは認証、公布などを行うことにより成立し、締約相手国と批准書を交換したり、国際機関に批准書を寄託することによって国際的に正式確認される。

PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

業務管理手法のひとつで、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の 4 段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。

避難行動要支援者

ひとり暮らしの高齢者や重い障害のある人など、日常生活に手助けが必要な人や、避難にあたって支援（避難支援、情報支援）が必要となる人のこと。内閣府により「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）が示され、全国市区町村で避難行動要支援者名簿の作成・活用が進められている。

※市で平成 26 年 6 月に実施したアンケート調査時点では「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）に基づき、「災害時要援護者」の表記を使用した。

福祉的就労

一般就労が困難な人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、一般の労働者とは異なり、施設（就労移行支援事業所、就労継続支援 A・B 型事業所）の利用者という立場となるが、工賃の向上など労働者性に着目した底上げが目指されている。

法人後見

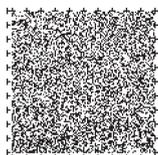
社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）になり、家族や支援者等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法定雇用率

障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度のことで、従業員 50 人以上の事業主に適用される。一般の民間企業は 2.0%，特殊法人や国及び地方公共団体 2.3% などとなっている。

補助犬

視覚障害のある人の歩行をサポートする「盲導犬」、身体が動かしにくい人の日常生活をサポートする「介助犬」、聴覚障害のある人に音を知らせる「聴導犬」の総称。



【や行】

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。「要約し、通訳する」ことで、速記とは内容が異なる。筆談のほかパソコン入力などにより行われる場合がある。

【ら行】

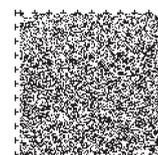
ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが社会的な適応力を付け、自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた保育。一人ひとりに対する医学的な診断・評価とこれに基づく指導を行う。

【参考】 障害があることや、障害のある人への対応があることを示すシンボルマーク





表紙絵作者：太田 頼孝さん

土浦市在住。太田さんの動物などを描いた暖かなイラストは、様々な紙面を飾り、とても人気があります。

表紙絵の場所：土浦全国花火競技大会



発行：平成 27 年 3 月

発行者：茨城県土浦市

編集：土浦市保健福祉部障害福祉課

〒300-8686 土浦市下高津一丁目 20 番 35 号

電話：029-826-1111（内線 2339）

F A X：029-826-7118（共用）

Eメール：shougai@city.tsuchiura.lg.jp

